大阪市

大阪市
強靱化地域計画

平成３１年３月

目 次

第１章　基本的な考え方

１．計画の策定趣旨 …… 1
２．計画の位置付け …… 2
３．基本的な方針 …… 2
４．強靭化に取組む意義 …… 4

第２章　大阪市の特性

１．市域の概況 …… 5
２．災害想定 …… 12
３．被害想定 …… 14
４．過去の災害履歴 …… 19

第３章　脆弱性の分析・評価

１．評価の枠組み及び手順 …… 22
１－１．事前に備えるべき目標の設定 STEP1※ …… 22
１－２．リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）及び強靭化施策分野の設定 STEP2※ …… 22
２．脆弱性の分析・評価 STEP3※ …… 24
２－１．脆弱性の評価結果 …… 25

第４章　対応方策の検討・重点化

１．対応方策の検討 STEP4※ …… 52
１－１．事前に備えるべき目標 …… 53
１－２．施策分野 …… 139
２．対応方策の重点化 STEP5※ …… 143

第５章　計画推進の方策

１．ＰＤＣＡサイクルによる推進 …… 144
２．推進体制 …… 144

用語集 …… 145

※ 「国土強靭化地域計画策定ガイドライン（第２版）」内閣官房国土強靭化推進室(平成 27 年 6 月 16 日)の「基本的な進め方」にある「STEP1」～「STEP5」 のプロセスを意味するものである。

第１章　基本的な考え方

１．計画の策定趣旨

・ 国では、これまで、大規模な自然災害による被害を受けるたびに、様々な防災・減災対策を実施するとともに、長期間にわたる復旧・復興を図る「事後対策」を繰り返してきていることを踏まえ、とにかく人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復するための備えを、国づくり、地域づくりとして平時から行う事が重要であるとの考えのもと、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）を平成 25 年 12 月に制定し、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を平成 26 年 6 月に策定し、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「ナショナル・レジリエンス」（国土強靱化）に関する施策を、総合的かつ計画的に推進していくこととしている。
・ また基本法では、国との適切な役割分担を踏まえて、区域内における国土の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有するとして、地方公共団体に、国土強靱化地域計画（以下「地域計画」）の策定を求めている。
・ 地方公共団体が策定する地域計画は、国土強靱化の観点から各種計画等について必要な見直しを行い、各種施策を具体化し、区域内の国土強靱化を推進するものであり、「地域の経済成長」に資するものとしても極めて重要であるとしている。

・ 大阪市では、東日本大震災の教訓と、南海トラフ巨大地震等の被害想定を踏まえ、「大阪市地域防災計画」を修正（平成 26 年 10 月）し、同計画に基づく防災・減災対策の着実な進捗を図るため、大阪市防災・減災条例を制定（平成 27 年 2 月 1 日施行）するとともに、平成 27 年 9 月に「大阪市地域防災アクションプラン」（以下「地域防災ＡＰ」という。）を策定し、様々な防災・減災施策（アクション）を進めている。
・ 大阪市地域強靱化計画（以下「本計画」という。）は、基本法の趣旨を踏まえ、これまでの取組の位置づけを明確にし、まずは自然災害（地震（地震による大規模火災含む）・津波、風水害（豪雨による内水氾濫・河川氾濫、台風、高潮））（以下「自然災害」という。）が発生しても致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをもつ「強靱な大阪市」を構築するための施策を総合的・計画的に推進する指針としてとりまとめる。

２．計画の位置付け

・ 本計画は、基本法第１３条（国土強靱化地域計画）に基づく計画として策定するものであり、次の基本的な方針に示すように、地域防災ＡＰを柱として策定するが、今後、「経済成長」や「地方創生」、また「副首都・大阪」の取組み等を考慮した地域の強靱化に資する新たな取組みを計画に反映することとし、毎年度の進捗管理に併せて内容の見直し等を図ることとする。

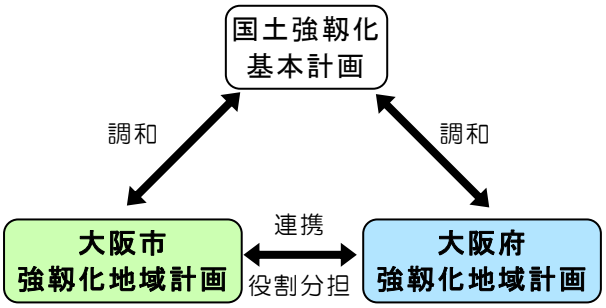

図　国･大阪府の強靱化計画との関連

３．基本的な方針

・ 国の基本計画を踏まえ、「大阪府強靱化地域計画」との連携・役割分担を図りながら、本市の地域特性を踏まえて策定する。
・ 地域防災ＡＰを柱として、脆弱性の分析・評価に基づき必要と判断される地域防災ＡＰ以外の強靱化に資する施策を加えた事項を主要な部分とし、実効性確保のための国の支援策（交付金・補助金等）も受けながら推進する。
・ 国が推奨する強靱化の基本的な進め方により、「まずは、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らず、しなやかに回復」ができるかの視点で、本市の被害想定を踏まえながら、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）・施策分野の設定、脆弱性の分析・評価等を行う。

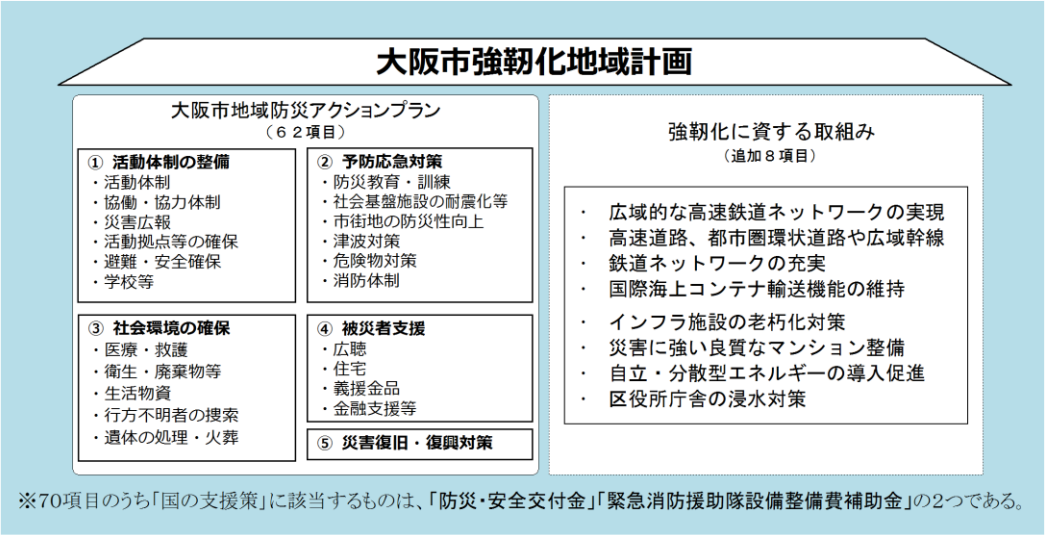

図　大阪市強靱化地域計画のイメージ

（１）目標

・ 本市が目指すべき「強さ」と「しなやかさ」を併せた姿の実現が、自然災害によって頓挫しないようにするために、強靭化を推進する上での目標を定める。
・ 目標は、国・大阪府と同様の４つの「基本目標」、８つの「事前に備えるべき目標」とする。

［基本目標］
いかなる自然災害が発生しようとも
① 人命の保護が最大限図られる
② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
④ 迅速な復旧復興　　を基本目標とする

［事前に備えるべき目標］
① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

（２）対象とする災害

・ 基本法の趣旨を踏まえ、まずは自然災害を対象とし、これらの災害が発生しても致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをもつ「強靭な大阪市」の構築を推進するための国土強靭化地域計画とする。

（３）計画期間

・ 本計画は、大阪府強靭化地域計画と連携し、地域防災ＡＰを柱として策定することから、地域防災ＡＰの取組期間（平成３６年度）までを計画期間とする。
・ なお、計画の位置付けにあるように、今後、「経済成長」や「地方創生」、また「副首都・大阪」の取組み等を考慮した新たな取組みを計画に反映することとし、毎年度の進捗管理に併せて内容の見直し等を図ることとする。

４．強靭化に取組む意義

・ 本市では、大阪府とともに「大阪を新たな成長軌道に乗せるため、概ね 2020 年までの 10 年間の成長目標を掲げ、それを実現するための短期・中期（3~5 年）の具体的な取組方向を明らかにすること」として、平成 22 年（2010 年）12 月に「大阪の成長戦略」を策定している。
（2020 年に大阪を訪れる外国人（来阪外国人）を 650 万人にするという目標を掲げていたが、平成 27 年（2015 年）に目標を前倒しで達成（716 万人）したことから、平成 28 年(2016 年)11 月に策定された「都市魅力創造戦略 2020」を踏まえ、目標値を２倍（1,300 万人）に改訂（平成 28 年（2016 年）12 月に改定））

・ この「大阪の成長戦略」では、成長への取組み強化を進める上でオール大阪での共有を図るビジョンとして、「ハイエンド都市」「中継都市」をめざす取組みを進めた先にある、2020 年に大阪・関西が到達すべき将来像を「日本の成長をけん引する東西二極の一極として世界で存在感を発揮する都市」と設定している。

・ また、大阪府と連携し、“首都・東京”とともに我が国の成長をけん引し、非常時には首都機能のバックアップを図る“副首都・大阪”の確立に向けた取組みが進められている。

・ これら将来像を実現するための各施策の取組みとともに、持続可能な成長を実現していくための基盤として、南海トラフ巨大地震等の自然災害への対応など、「内外から信頼される安全・安心の確保」をはじめとした防災・減災対策の強化が不可欠である。

・ 本計画は、国土強靭化の観点から各種計画等について必要な見直しを行い、各種施策を具体化し、大阪の強靭化を推進するものであり、ひいては「地域の経済成長」に資するものとして極めて重要である。

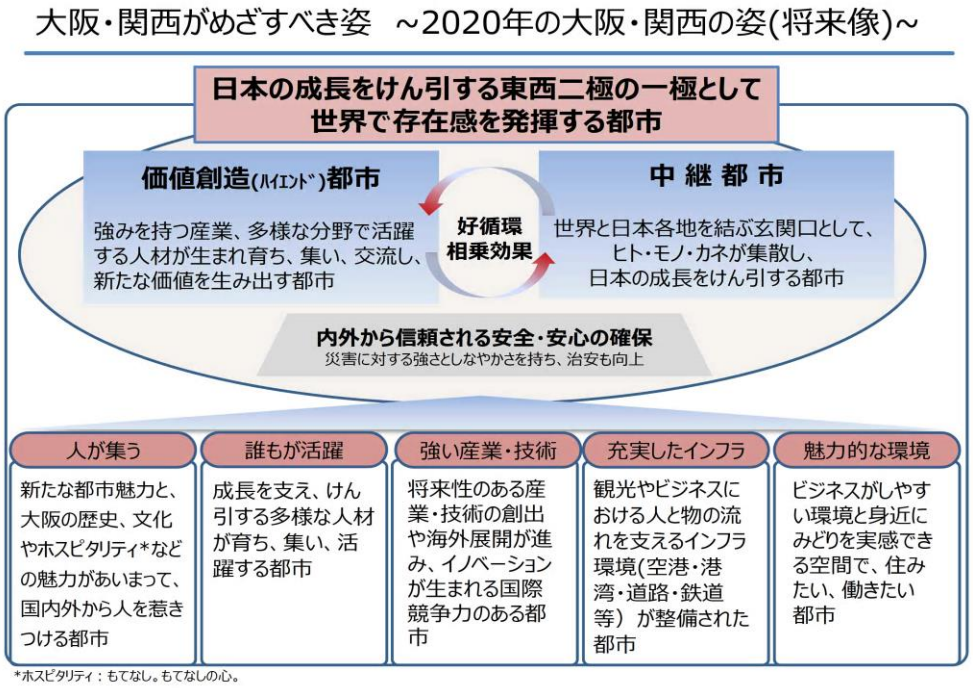

図　大阪・関西がめざすべき姿～2020 年の大阪・関西の姿（将来像）～
（大阪の成長戦略（平成 30 年 3 月版）大阪府・大阪市　より）

第２章　大阪市の特性

１．市域の概況

（１）地勢

・ 本市は、東経 135 度 23 分から 135 度 36 分、北緯 34 度 35 分から 34 度 46 分に位置し、わが国のほぼ中央部にあり、面積は 223.00km^2 である。
・ 西は大阪湾に面し、南は大和川で堺、松原の両市につづき、北は神崎川を隔てて尼崎、豊中、吹田、摂津の各市に連なり、東は守口、門真、大東、東大阪、八尾の各市に接し、いわゆる摂河泉の連山が起伏をめぐらす大阪平野の要地を占め、近畿地方の海陸交通の要衝をなしている。
・ 本市の中央部からやや東寄りを南北に縦貫する上町台地は、南北９km、東西２km にわたる台地で、東側にゆるく、西側に急斜をなしているため、本市の東部は概して地盤が高く、西部にいくにしたがって低くなり、やがて海に連なっている。
・ 本市は、「水の都」の名にふさわしく、大小多数の河川が市内を縦横に貫流しているが、その根幹をなす淀川は琵琶湖に源を発し、宇治川、桂川、木津川の三流を合して水量が豊かである。この淀川は、本市の東北部で分流して淀川本流、旧淀川（大川、堂島川、安治川）、土佐堀川、尻無川、木津川等となってそれぞれ大阪湾に注いでいる。一方、本市の南端側を流れる大和川は、奈良盆地より生駒山系と葛城山系の間を抜けて、柏原市で南河内を流れてきた石川と合流してまっすぐ西へ大阪湾に流れ込んでいる。
・ 大阪平野は、淀川などの土砂がたい積してできた低地のため、上町台地などを除いて、市域の約 90%が降った雨水をポンプで川や海に排水しなければならない、雨に弱い地形となっており、昔から度々、内水や高潮・河川氾濫等の水害に悩まされている。

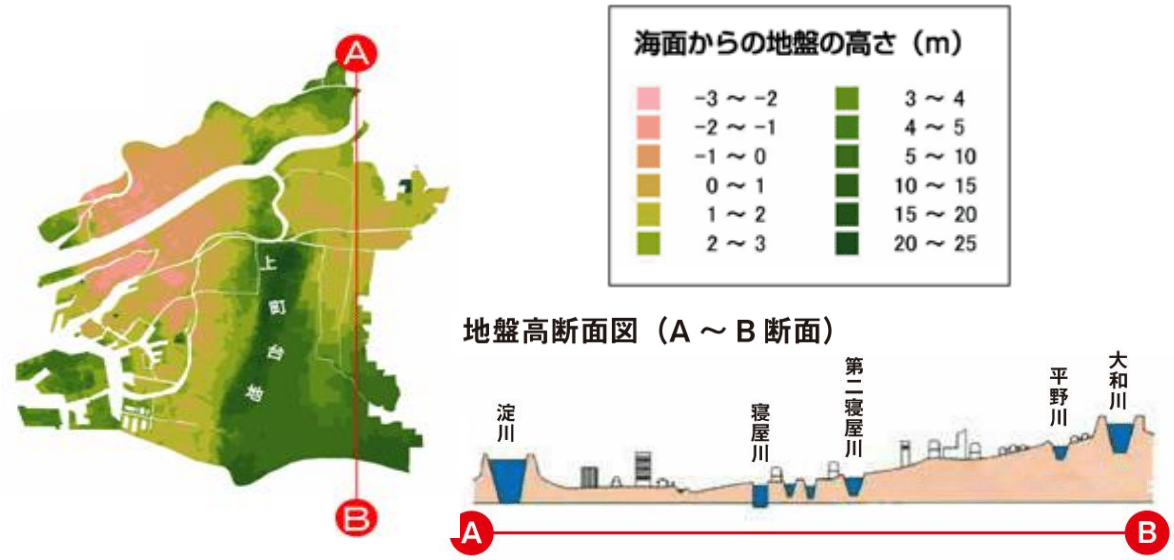

図　海面からの地盤高さと断面
（大阪市「市民防災マニュアル」（平成 29 年１月）より）

（２）市街地の特性

・ 本市には、中高層建築物が多いとともに、市内には老朽化した木造住宅がなお多く存在しており、それらの多くが JR 大阪環状線外周部の戦災による焼失を免れた地域を中心に分布し、防災性や住環境面で様々な課題を抱えた密集住宅市街地が形成されている。

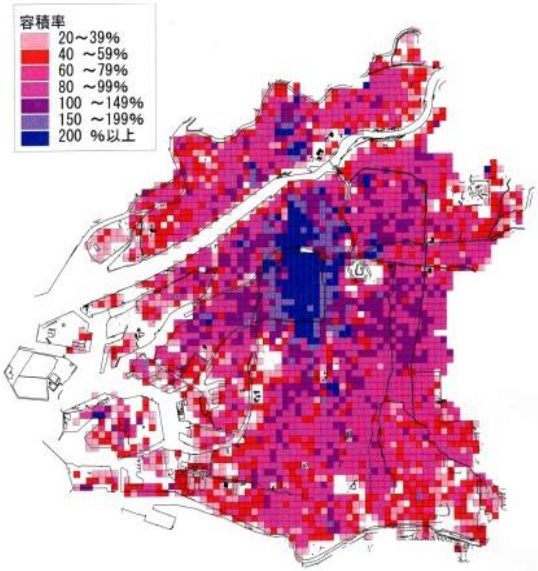

図　大阪市建物容積率図（2001）
（大阪市ホームページ（都市計画局）　まちづくりに関する基礎資料より）
＜http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000005277.html＞

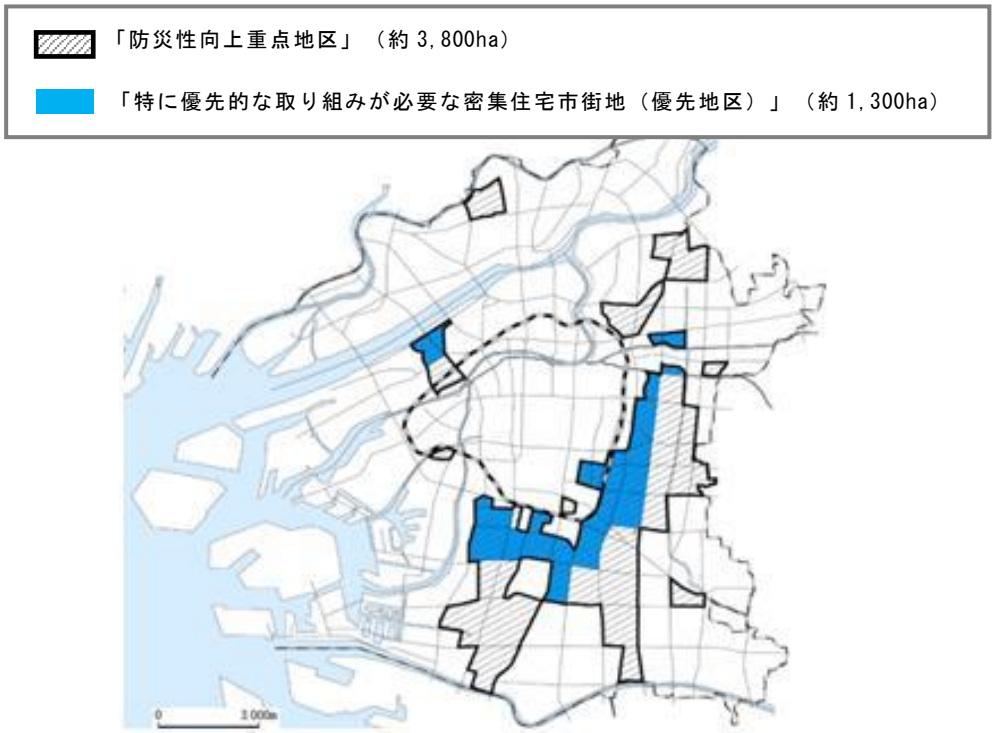

図　防災性向上重点地区と優先地区の区域
（大阪市密集住宅市街地重点整備プログラム（平成 26 年 4 月）より）

（３）都市圏域

・ 本市は、関西圏域の中心都市として広範囲の区域に貢献する大都市としての役割を担っており、鉄道網の充実とともに大阪市への通勤圏域は広がりを見せている。

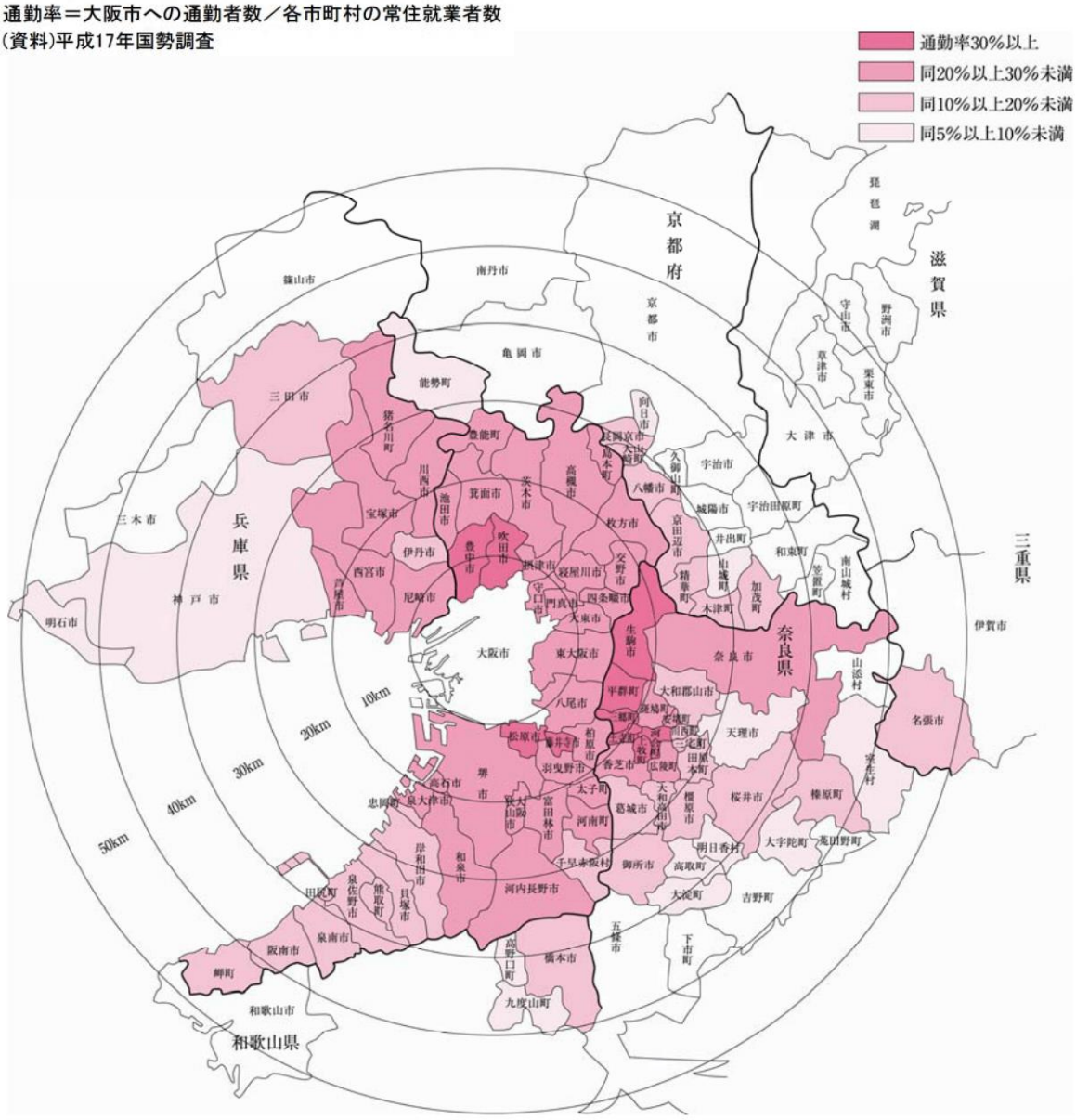

図　大阪市への通勤率
（「大阪市財政の現状」について（平成 24 年 9 月）より）

（４）人口

・ 人口動態としては、昼間に大阪市内へ周辺地域からの流入する人口が多く、特に市中心部に集中しており、中央区では昼夜間での人口比が５倍を超えるなど、昼間における人口密度が非常に高い地域がある。

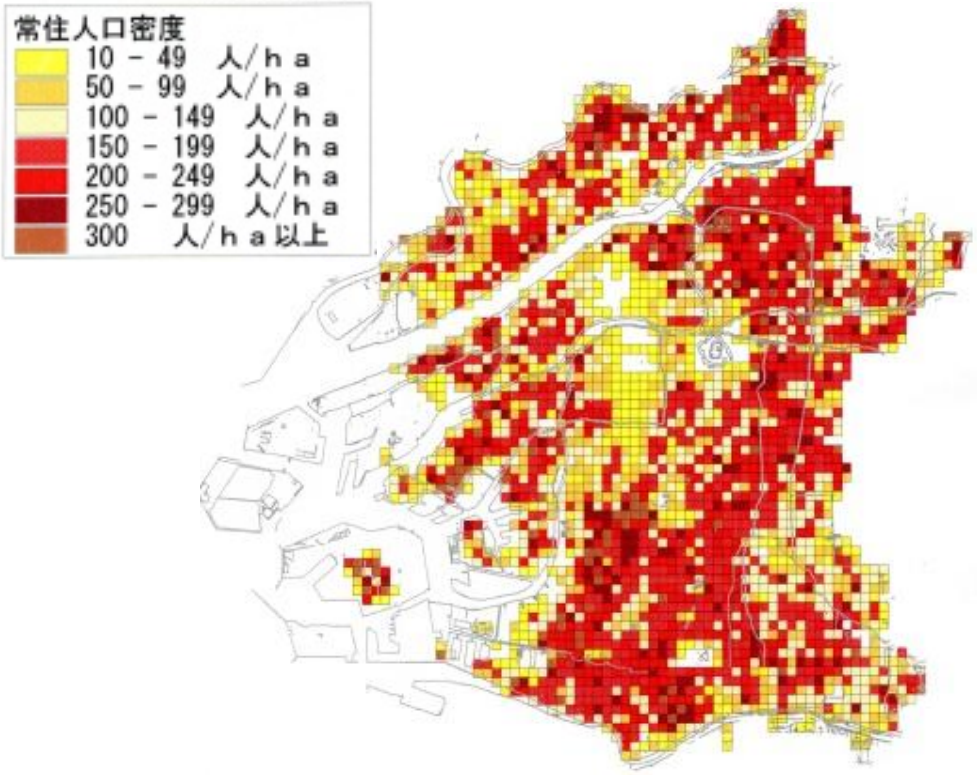

図 常住人口密度図（2000）

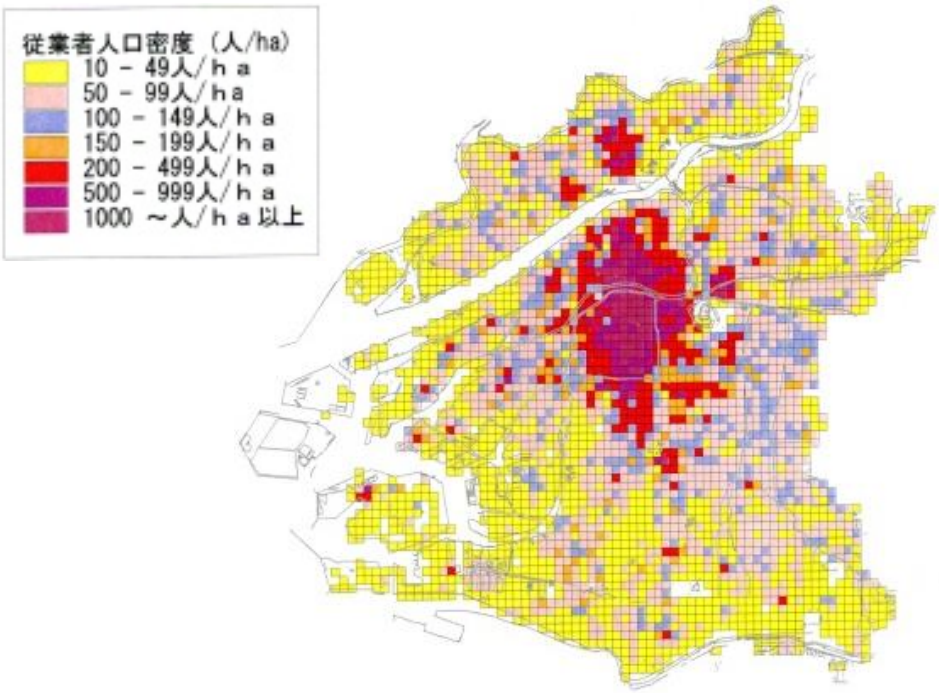

図 大阪市従業人口密度図（2001）
（大阪市ホームページ（都市計画局） まちづくりに関する基礎資料より）
＜http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000005277.html＞

表　大阪市の昼夜間人口

夜間人口	約　269．1　万人
昼間人口	約　354．3　万人
流入人口	約　109．2　万人
昼夜間 人口比率	131．7 （北区 332.5、中央区 488.4、西区 191.3） （城東区 88.1、鶴見区 86.9）

（参考）東京都区部　129．8

（平成 27 年国勢調査<大阪市の昼間人口>（平成 29 年 8 月　都市計画局）より）

・　全国政令指定都市の中で横浜市に次いで 2 番目に人口が多く、人口密度でいえば 1 位である。
・　また、人口の動向としては、全国や大阪府では、増加の割合は変化するものの、1950 年以降一貫して増加を続けていたが、本市の場合は、1965 年ごろをピークに人口が減少し、2005 年から再び増加するという推移をたどっている。

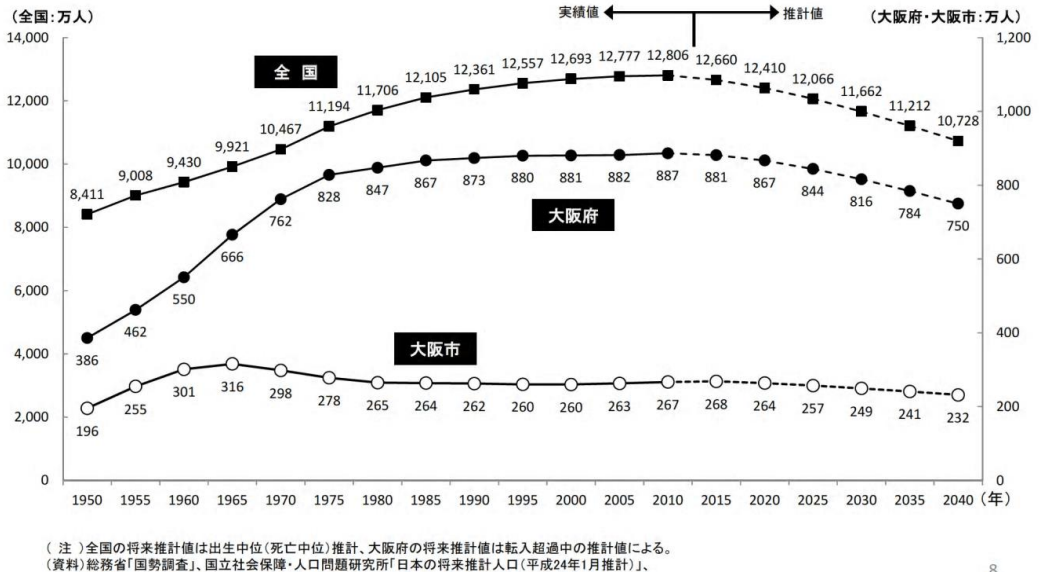

図　人口総数の推移（全国・大阪府・大阪市）
（大阪市人口ビジョン（平成 28 年 3 月）より）

（５）産業

- 本市は、全国と比べて、卸売・小売業や情報通信業のシェアが大きく、製造業のシェアが小さい。
- 昼間就業者数の割合が最も高い産業は「卸売・小売業」である。
- また、製造業、卸売・小売業のシェアは減少基調に歯止めがかかりつつあり、サービス業や情報通信業はシェアが拡大している。

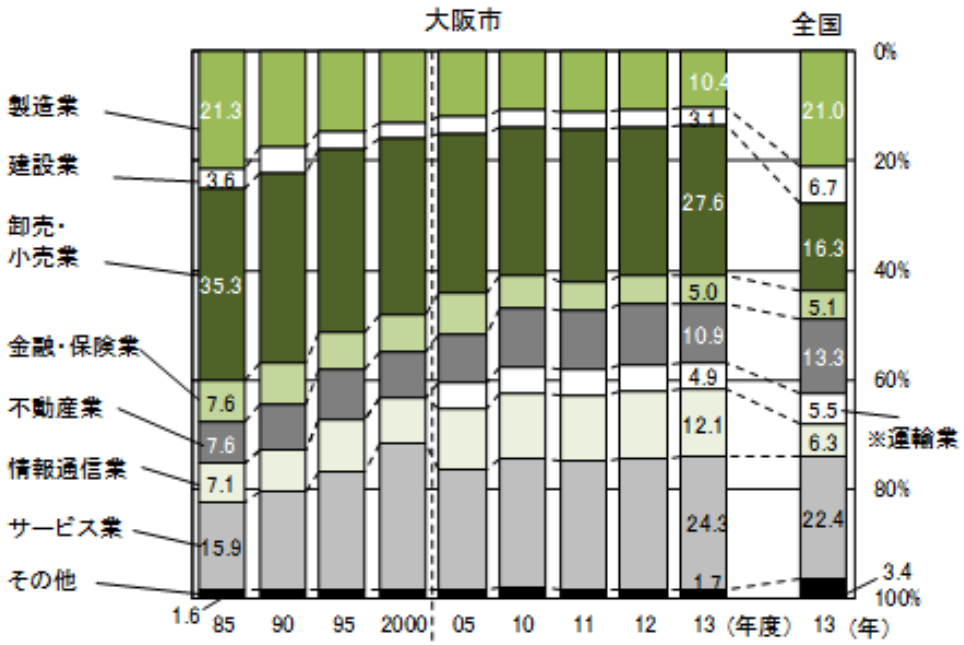

（大阪市・全国の推移）

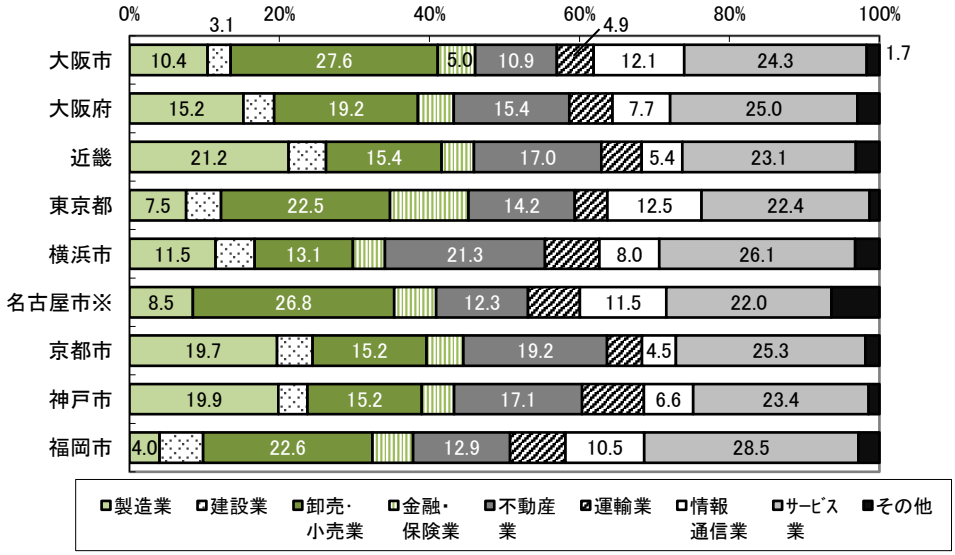

（都市間比較）

図　域内総生産（名目）の産業別構成比
（大阪の経済 2018 年版（大阪市経済戦略局）より）

（６）公共施設

- 本市では、高度成長期を中心に、多種多様な公共施設の整備を進め、膨大な量の施設を保有しているが、施設の老朽化が進み、今後多くの施設が更新時期を迎え、施設の維持管理や更新・建替えに要する費用が増大することが想定される。
- 将来の人口推移や厳しい財政状況などを見据え、中長期的な視点に立って施設全般の維持管理をより計画的に進め、財政負担の軽減・平準化、施設の安全確保・機能維持が必要である。

（市設建築物：建築年別延床面積）

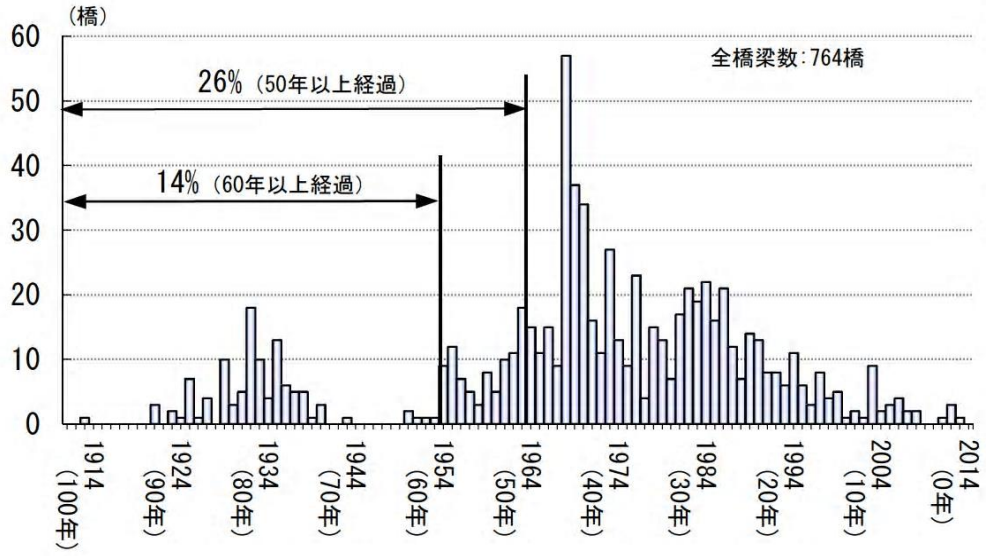

（橋梁：平成 26 年 4 月時点）

図　老朽化の現状
（大阪市公共施設マネジメント基本方針（平成 27 年 12 月）より）

2．災害想定

(1) 震災

・ 本市には、大きな地震被害をもたらすと考えられる断層があり、「上町断層帯」「生駒断層帯」「有馬高槻断層帯」「中央構造線断層帯」を内陸活断層による地震として想定している。
・ また、海溝型の地震としては、「南海トラフ」による地震を想定している。

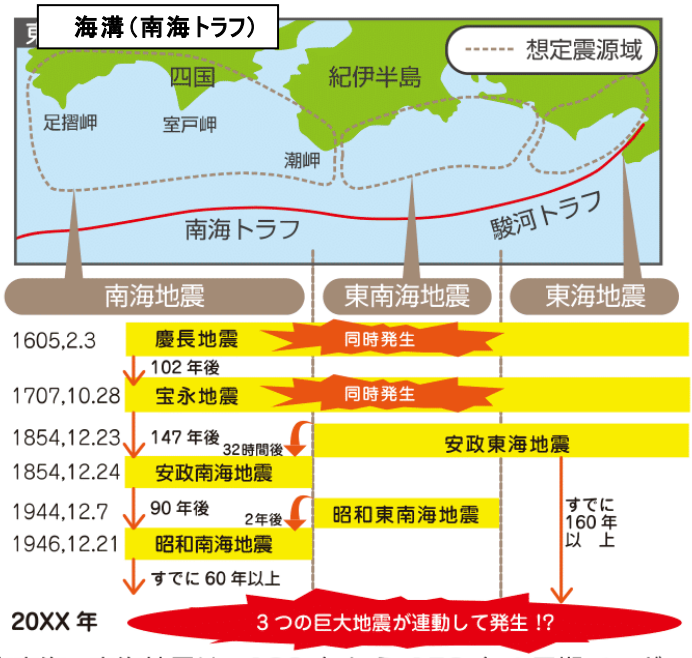

東南海・南海地震は、100 年から 150 年の周期でマグニチュード 8 クラスの巨大地震が発生しており、今世紀の前半にも発生するといわれています。

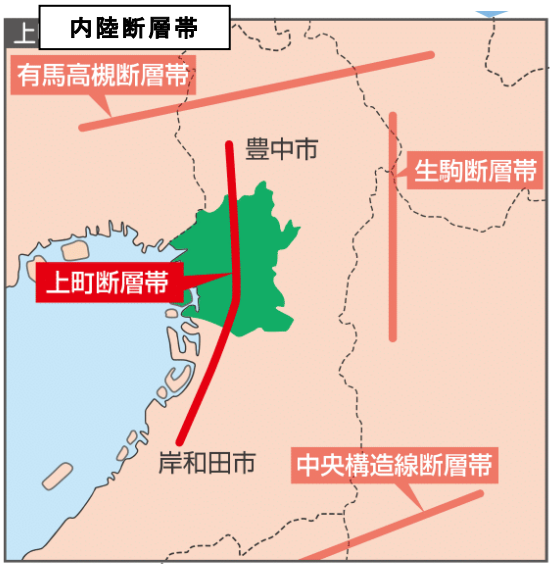

上町断層帯地震は、陸域で発生するタイプの地震で、マグニチュード7クラスに達することもあります。上町断層帯は、豊中市から大阪市域の中心部を通り岸和田市にまで至る長さ約 42km の活断層です。他にも上図のような活断層が知られています。

図　想定する海溝型（南海トラフ）と内陸断層帯
（大阪市「市民防災マニュアル」（平成 29 年 1 月）より）

(2) 風水害

・ 本市は、海、河川に囲まれていることから、津波や豪雨による浸水による水害を想定している。
・ 避難勧告の対象となっている河川は、「淀川」「神崎川」「安威川」「寝屋川水系」「大和川」「東除川」があり、また上町台地以外は低く平坦な地盤がひろがっていることから、広い範囲での浸水が想定される。

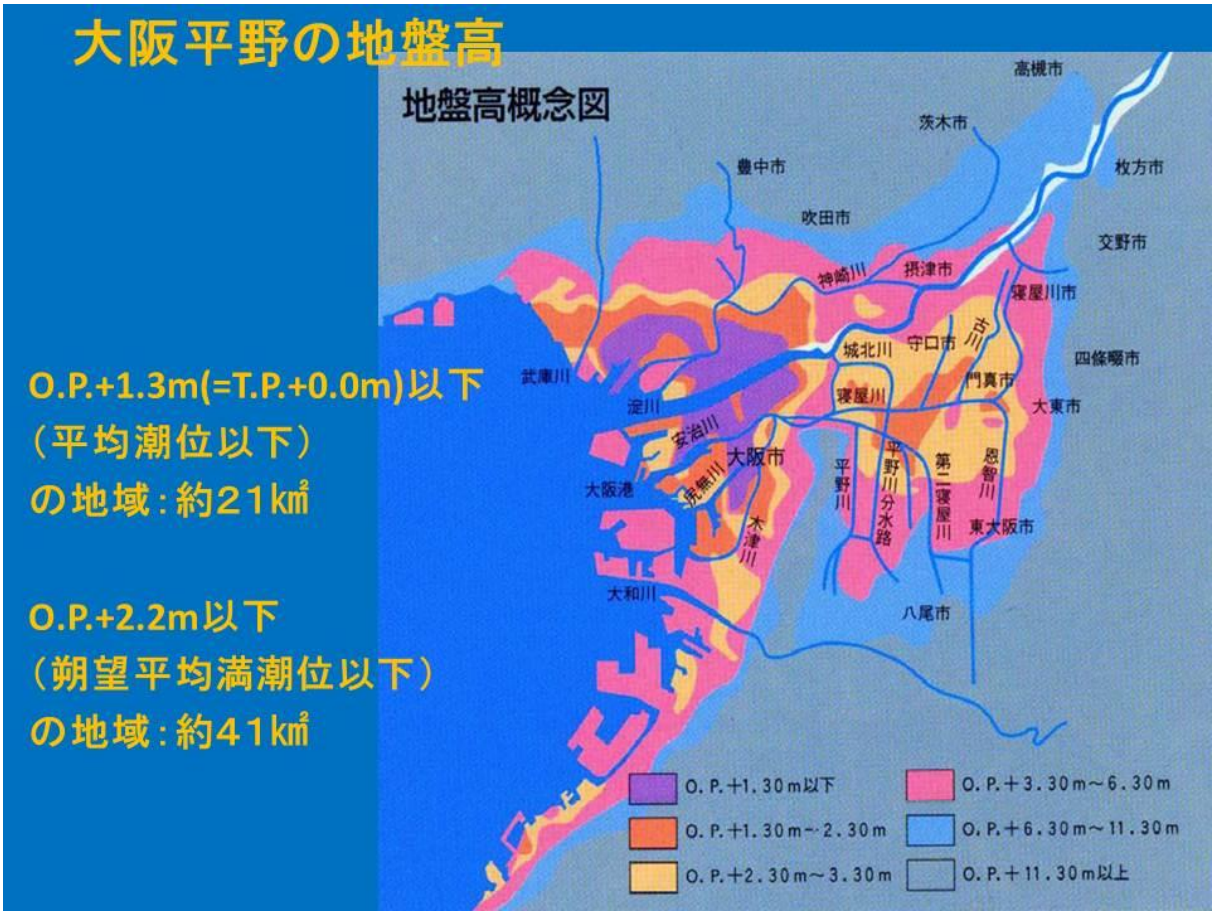

図　大阪平野の地盤高
（大阪府津波高潮ステーションホームページより）
＜http://www.pref.osaka.lg.jp/nishiosaka/tsunami/tsuna-symbol.html＞

３．被害想定

(1) 上町断層帯地震

・ 上町断層帯地震では、死者数約 8,500 人、全壊建物約 16.7 万棟、避難所生活者数約 34 万人、帰宅困難者数約 90 万人が想定されている。

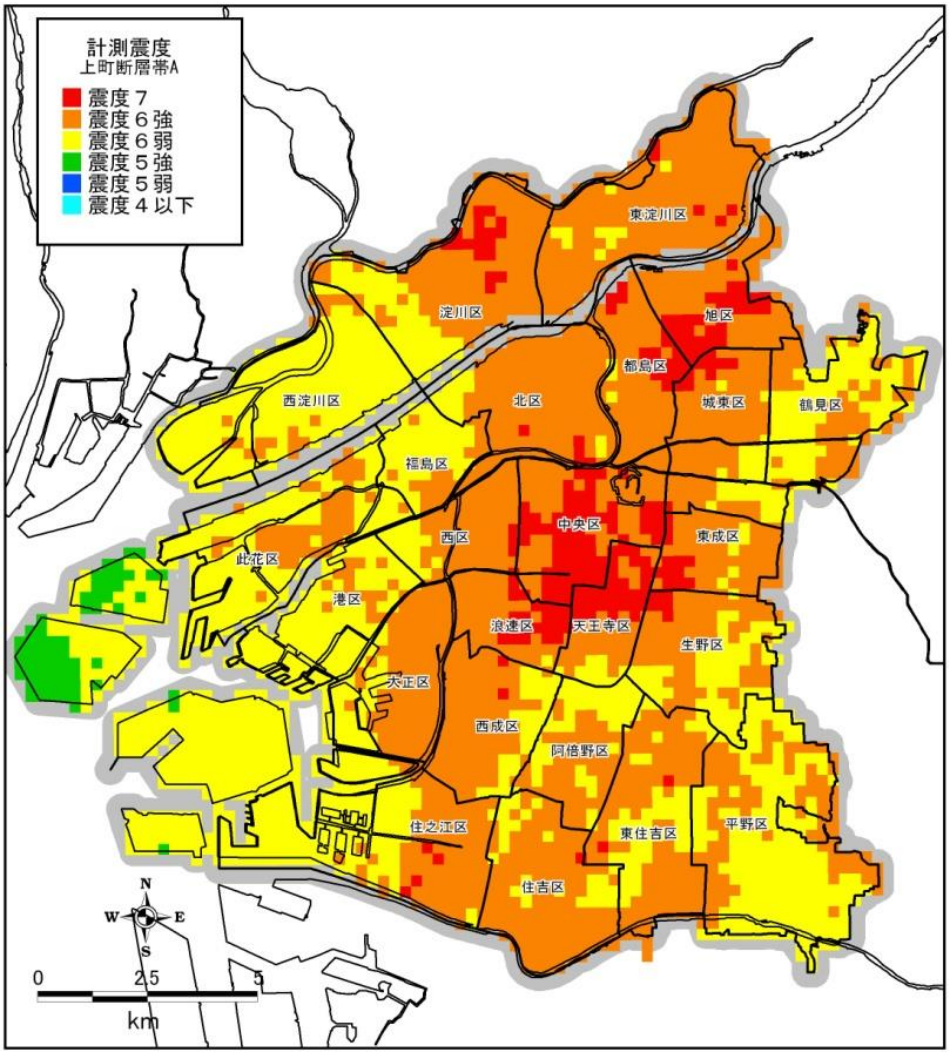

図　地震動予測図（上町断層帯）
（大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）
報告書（平成 19 年 3 月）より）

(2) 南海トラフ巨大地震

・ 南海トラフ巨大地震では、死者数約 12.0 万人（うち津波によるもの約 11.9 万人）（満潮時に地震で堤防が沈下し津波到達前の浸水によるもの最大約 1.9 万人）、避難所生活者数約 82 万人、建物全壊数約 7.9 万棟、帰宅困難者数約 87 万人が想定されている。

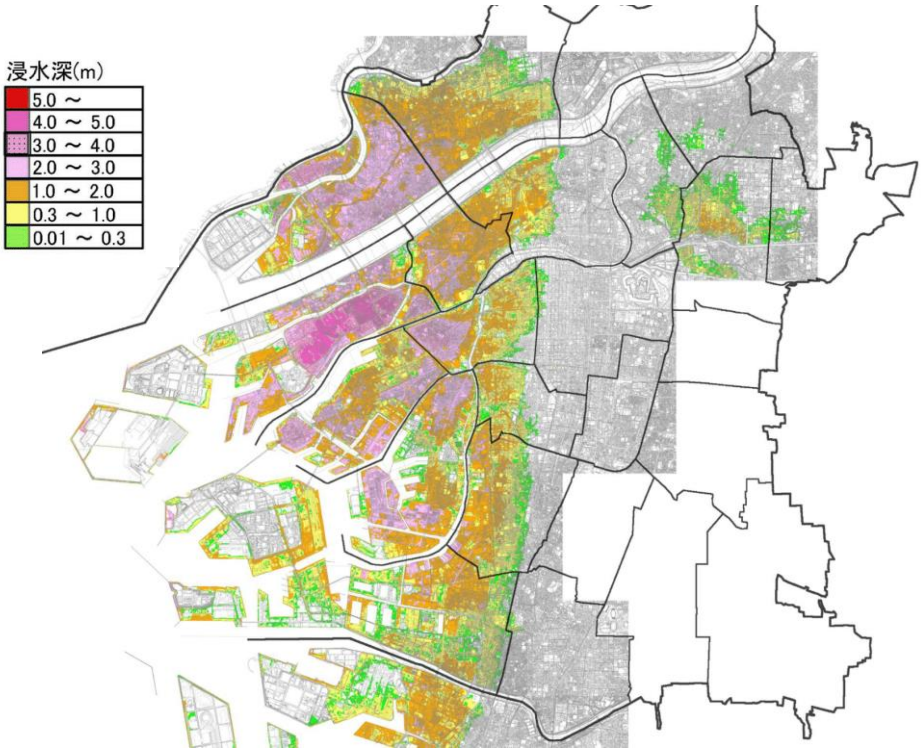

図　南海トラフ巨大地震による津波が発生した場合の浸水想定区域
（平成 25 年　大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会より）

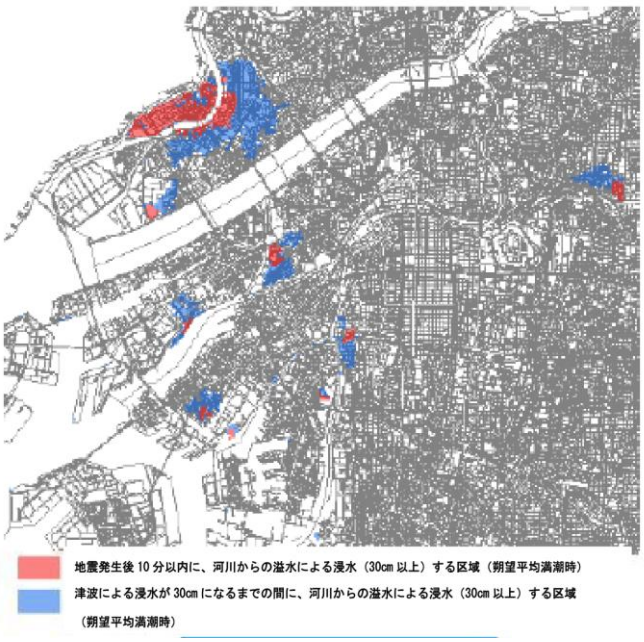

図　津波が到達するまでに防潮堤の沈下等により浸水する想定区域
（平成 25 年　大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会より）

(4) 水害

・ 本市における河川氾濫として、淀川、大和川、神崎川、安威川、寝屋川、第二寝屋川、平野川、平野川分水路、東除川が想定されている。
・ また、降雨が下水道などから排水することができず、その場にたまることなどによって発生する浸水（内水氾濫）についても想定している。

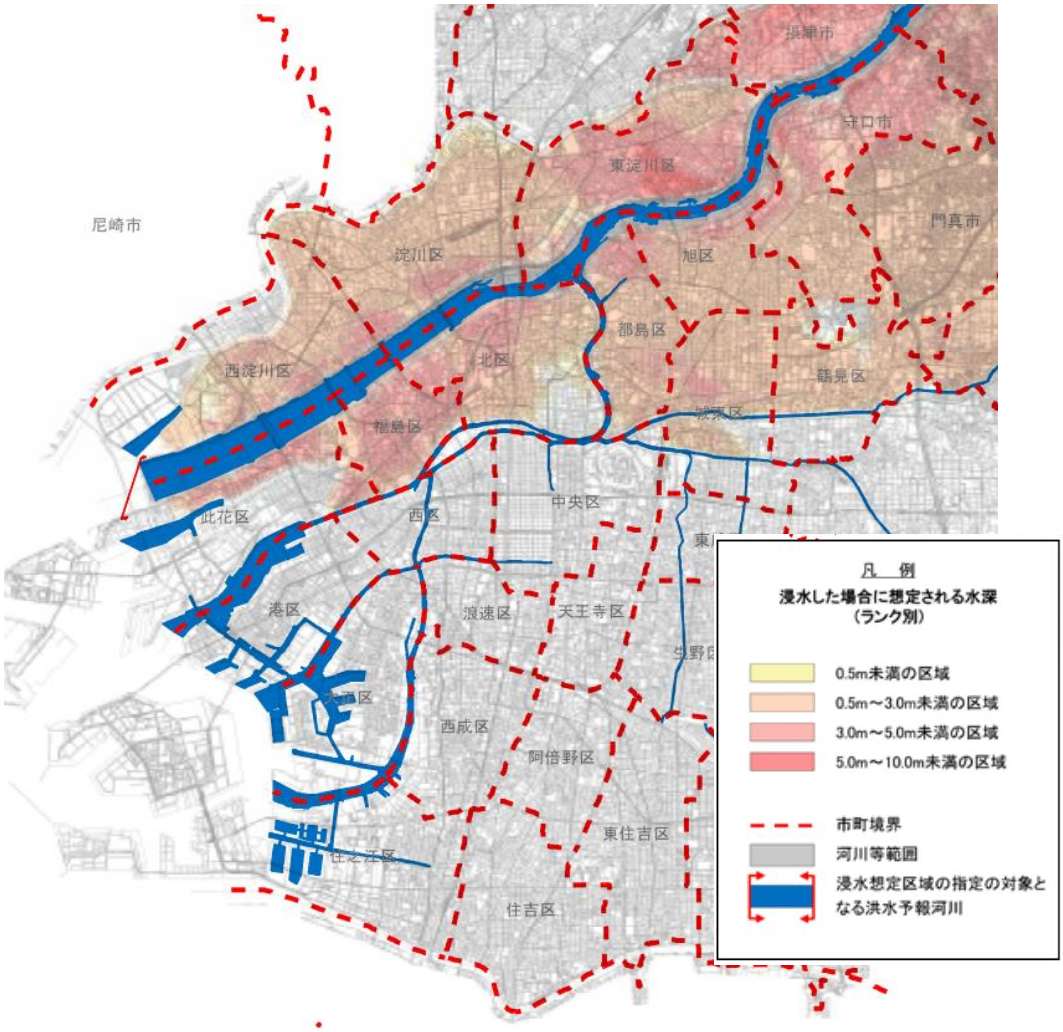

図　淀川が氾濫した場合

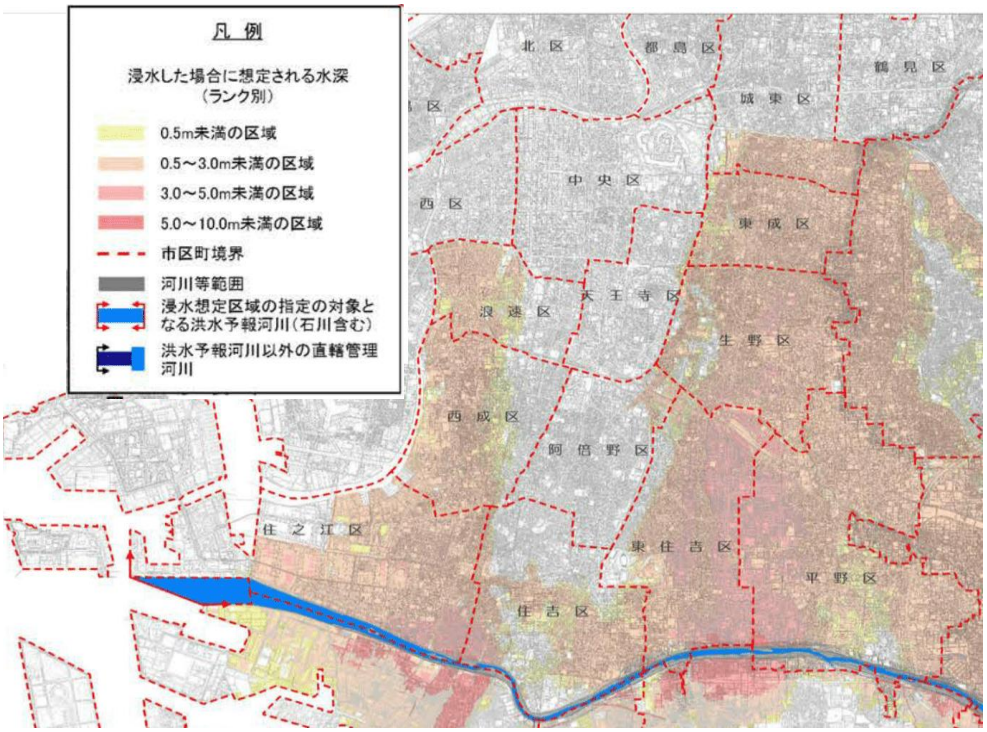

図　大和川が氾濫した場合

図　神崎川・安威川が氾濫した場合

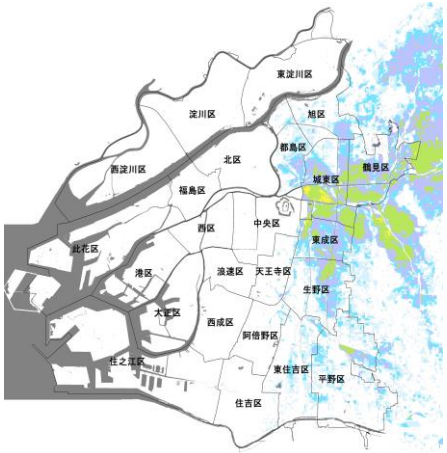

図　寝屋川・第二寝屋川・平野川
平野川分水路が氾濫した場合

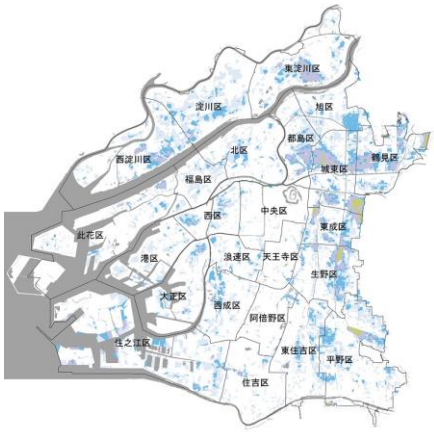

図　内水氾濫した場合

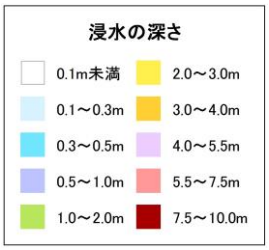

表　水害で想定している条件等

<table>
<tr><th>河川名等</th><th colspan="2">想定している雨の条件
（河川氾濫は、下記の降雨条件で仮に破堤（堤防が決壊）した場合を想定）</th><th>公表年月等</th></tr>
<tr><td>淀川</td><td>枚方地点上流域の24時間総雨量
360mm の降雨（宇治川を除く区間）</td><td>1000 年以上に一度
の降雨</td><td>平成 29 年 6 月
（国土交通省近畿地方整備局
淀川河川事務所）</td></tr>
<tr><td>大和川</td><td>大和川流域の12時間総雨量
316mm の降雨</td><td>1000 年以上に一度
の降雨</td><td>平成 28 年 5 月
（国土交通省近畿地方整備局
大和川河川事務所）</td></tr>
<tr><td>東除川</td><td>総雨量[注1)] 233.9mm
時間最大雨量[注1)] 75.8mm の降雨</td><td>100 年に一度
起きる程度の降雨</td><td>平成 17 年 7 月
（大阪府富田林土木事務所）</td></tr>
<tr><td>神崎川</td><td rowspan="4">総雨量[注1)] 567mm
時間最大雨量[注1)] 93mm の降雨</td><td rowspan="4">東海豪雨級の
降雨[注2)]</td><td>平成 25 年 2 月
（大阪府西大阪治水事務所）</td></tr>
<tr><td>安威川</td><td>平成 25 年 2 月
（大阪府茨木土木事務所）</td></tr>
<tr><td>寝屋川
第二寝屋川
平野川
平野川分水路</td><td>平成 24 年 3 月
（大阪府寝屋川水系改修工営所）</td></tr>
<tr><td>内水氾濫[注3)]</td><td>平成 27 年 2 月
（大阪市建設局下水道河川部）</td></tr>
</table>

注1) 総雨量は、雨の降りはじめから降り終わり（2～3 日間）に降った雨の総雨量で、時間最大雨量はその期間中、最も雨が多く降った時間の 1 時間あたりの雨量である。

注2) 平成 12 年 9 月に、東海地方で観測された過去 100 年間で最大級の豪雨。約 58 万人に対して避難勧告、指示が出されるなど大きな被害をもたらした。

注3) 内水浸水想定では、寝屋川・第二寝屋川・平野川・平野川分水路において、河川の水位が高くなった場合に、堤防の決壊を回避するため下水道から河川へのポンプ排水量を制限することを想定している。

４．過去の災害履歴

(1) 震災

西暦	和暦	M	発生地／地震名	津波	地震に関する記述
1605 年 2 月 3 日	慶長 9 年 12 月 16 日	7.9	『慶長地震』	大津波	死者 5,028 名。津波は犬吠埼から九州に至る太平洋岸に押し寄せた。推定波高 10m 以上。
1662 年 6 月 16 日	寛文 2 年 5 月 1 日	7.2 ～ 7.6	山城・大和・ 河内・和泉・摂津等		死者 830 名。大きな内陸地震で、比良断層または花折断層の活動とする説がある。
1707 年 10 月 28 日	宝永 4 年 10 月 4 日	8.4	中部・近畿・四国 ・中国・九州『宝永地震』	大津波	死者 26,151 名。津波は房総から九州に至る太平洋岸を襲ったほか、瀬戸内海にも入った。
1854 年 7 月 9 日	安政 1 年 6 月 15 日	7.3	伊賀・伊勢・大和 および隣国		死者 1,500 名。木津川断層の活動であろう。
1854 年 12 月 24 日	安政 1 年 11 月 5 日	8.4	近畿中部南部・四国 『安政南海地震』	大津波	死者 8,236 名。1854 年 12 月 23 日の安政東海地震の被害と区別困難。大阪湾北部で推定波高約 2.5m、木津川・安治川を逆流、停泊中の船多数破損、橋々を壊し、死者 700 余（諸説あり）。
1927 年 3 月 7 日	昭和 2 年 3 月 7 日	7.3	京都府北西部 『北丹後地震』	50 ㎝ 以下	死者 2,925 名。被害は丹後半島の頸部が最も激しく、淡路・福井・岡山・米子・徳島・三重・香川・大阪に及ぶ。
1936 年 2 月 21 日	昭和 11 年 2 月 21 日	6.4	大阪・奈良 『河内・大和地震』		死者９名、家屋全半壊 148 棟。
1946 年 12 月 21 日	昭和 21 年 12 月 21 日	8.0	南海道沖 『南海地震』	10～20m 程度	死者 1,330 名、全壊 23,487 棟。被害は中部以西の日本各地にわたる。津波が静岡県より九州に至る海岸に来襲し、高知・三重・徳島沿岸で4～6mに達した。
1995 年 1 月 17 日	平成 7 年 1 月 17 日	7.3	『平成7年兵庫県南部地震』 『阪神・淡路大震災』		【大阪市の被害】 死者 18 名、重傷 4 名、軽傷 353 名、全壊 194 棟（248 世帯）、半壊 2,148 棟（3,120 世帯）、一部破損 17,089 棟（21,654 世帯）、火災 16 件（20 棟、51 世帯、負傷 8 名）
2018 年 6 月 18 日	平成 30 年 6 月 18 日	6.1	大阪府北部 『大阪府北部を震源とする地震』		【大阪市の被害】 人的被害：死者 2 名、重傷 2 名、軽傷 66 名 住家被害：全壊 0 棟、半壊 11 棟、※一部損壊 1,108 棟、※火災 3 件 ※住家の被害認定のうち被害認定調査結果をふまえ、被災証明書を交付した数とする。

（理科年表、各種記録資料等より）

(2) 風水害（大阪府下）

	気象状況				被害状況							
					人的被害			家屋被害				
	最低気圧 (hPa)	最大風速 (m/s)	最大瞬間風速 (m/s)	雨量 (mm)	死者 (人)	行方不明 (人)	負傷者 (人)	全壊 (世帯)	半壊 (世帯)	流失 (世帯)	床上浸水 (世帯)	床下浸水 (世帯)
昭4.8.15(暴風雨)	987.9	14.5		28.4							約 2,000	
昭7.7.1～2,7～9 (大雨)				166.9							約 23,000	
昭8.9.4～5 (強風・高潮)	986.1										約 27,000	
昭 9.9.21 (室戸台風: 暴雨風雨・高潮)	954.1	42	60	19.5	949	41	3,966	2,782	6,181	462	124,124	24,357
昭10.8.11 (風雨)	995.3	42		182.7							約 30,000	
昭10.8.28～29 (風雨)	985	13.8	21.6	74.4							(1,304)	(12,994)
昭 10.8.31～9.2 (大雨)											約 35,000	
昭15.7.9～10(雷雨)				141.7							1,929	92,518
昭19.9.17 (風雨)	986	18.6	21.8	53.3							(8,591)	(7,266)
昭20.9.18 (枕崎台風: 風雨)	981.1	19	22.5	2.8							44,994	10,490
昭25.9.3 (ジェーン台風: 暴風雨・高潮)	970	28.1	44.7	64.7	211		18,573	5,120	40,557	731	41,035	26,899
昭27.7.10 (大雨)				388.7	(41)		(454)	(187)			(192,238)	
昭28.9.25 (台風 13 号: 暴風雨)	977.4	22	28.9	176.1	1		8	42	852	34	7,087	91,136
昭32.6.27 (台風5号: 風雨・高潮)	998.5	14.4	22.8	293				4	2		37,870	86,536
昭36.9.16 (第2室戸台風 :暴風雨・高潮)	937	33.3	50.6	44.2	6		637	297	1,429	31	51,491	54,027
昭39.9.25 (台風 20 号: 風雨・高潮)	987.4	19	31.7	41.4			(17)	(104)	(15)		(10,563)	
昭40.9.13～16 (台風24号及び前線 :大雨)	978.6	14.7	29.5	250.5	(3)	(1)	(16)	(13)	(34)	(1)	(12,445)	
昭47.7.12 (大雨)				300							1,060	7,199
昭47.9.16 (台風 20 号: 暴風雨)	971.5	23.2	30.8	117.5		1					3,772	13,537
昭50.7.4(大雨)											668	7,053
昭54.6.9(大雨)				497							699	6,047
昭54.9.30 (台風16号: 風雨)	972.2	17.6	33.2	142							4,378	20,766
昭57.8.1～3 (台風10号: 風雨)	985.2	13.4	24.7	122							5,294	24,572
平11.8.11(大雨)											209	2,534
平11.9.17(大雨)											115	4,662
平23.8.27(大雨)				77.5 (mm/h)							96	1,692
平24.8.13～14 (大雨)				83.0 (mm/h)							87	728
平24.8.18(大雨)				94.0 (mm/h)							22	767
平25.8.25(大雨)				67.5 (mm/h)							39	1,057

	気　象　状　況				被害状況							
					人的被害			家屋被害				
	最低気圧（hPa）	最大風速（m/s）	最大瞬間風速（m/s）	雨量（mm）	死者（人）	行方不明（人）	負傷者（人）	全壊（世帯）	半壊（世帯）	流失（世帯）	床上浸水（世帯）	床下浸水（世帯）
平 29.10.22～23（台風21号:風雨）	945.0	12.4	24.0	204.5	1		3					
平 30.9.4（台風 21号:暴風雨・高潮）	953.8	27.3	47.4	41	3		178	3				

注：（　　）内は大阪府内の被害を示す。

（各種記録資料等より）

第３章　脆弱性の分析・評価

１．評価の枠組み及び手順

１－１．事前に備えるべき目標の設定　STEP1

・ 国・大阪府と同様の４つの「基本目標」、８つの「事前に備えるべき目標」を事前に備えるべき目標とする。

［基本目標］
いかなる自然災害が発生しようとも
① 人命の保護が最大限図られる
② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
④ 迅速な復旧復興　　を基本目標とする

［事前に備えるべき目標］
① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

１－２．リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）及び強靭化施策分野の設定　STEP2

・ 国・府で示されたリスクシナリオ・施策分野を参考に、設定した目標の達成に向け、基礎自治体としての役割や大阪市の地域特性を勘案し、次の３８のリスクシナリオ、８の施策分野を設定した。

◆リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）◆

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物質供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水食料等の供給不足
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市役所（区役所）機能の機能不全
		3-2	行政機関（市役所・区役所除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要なものに伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
		5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
		5-6	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5	異常渇水等により用水の供給の途絶
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-4	防災施設、雨水幹線、排水ポンプ等の損壊・機能不全による二次災害、大規模地下空間への浸水被害の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出
		7-6	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	鉄道・道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

◆施策分野◆

行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流
保健医療・福祉	産業	環境	情報通信

２．脆弱性の分析・評価　STEP3

・ 前項で定めた「事前に備えるべき目標」「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態)」「施策分野」ごとに関連する施策を整理し、事態の回復に向けた対応力について、分析・評価を行った。
・ 評価に当たっては、施策の進捗状況や達成度をできるだけ定量的に把握することに努め、定性的な評価とあわせて現状の取組み状況を把握し、参考指標とする。
・ なお、進捗状況や達成度については、各区局室の運営方針等との整合を図るものとしている。

２－１. 脆弱性の評価結果

・ 「起きてはならない最悪の事態」の回避に向けて、必要と考えられる施策について明らかにする。

1　大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

１－１
都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

① 地区防災計画の策定支援

・ 地域住民や事業者による防災活動を活性化させるには、平成 25 年の「災害対策基本法」の改正において、市内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）による地域コミュニティレベルでの防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域防災力を高めるために、地区居住者等による自発的な防災活動に関する計画制度である地区防災計画制度が創設されたことから、同制度を普及させ、計画に基づき防災活動を行う地区居住者等と行政がしっかりと連携していくことが必要である。

② 災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ

・ 災害時には、職員自身も被災者となり、参集不能となることが予測されることから、所属の分掌事務を遂行するため、所属長に代わり、意思決定を行うことができる代行者を指定するとともに、直近参集体制の拡充に努め、初期初動体制の強化を図る必要がある。
・ 災害時には、防災所管課及び主要な意思決定を行う市職員と緊急に連絡をとる必要がある。
・ 災害は、その発生の季節、時間、地理的な条件により被害状況が異なり、また職員自らが被災者になる可能性があるなど不確定な要素が多い。特に、夜間や休日などの勤務時間外に災害が発生した場合、初期段階では参集職員数も限定され、限られた職員で対処せざるを得ない状況も予想される。
・ 防災知識や防災技術は、普段の訓練の積み重ねで実際に体を動かすことにより災害発生時などの緊急時に大きな期待ができるとともに、計画を熟知し災害時の対応能力を高め、市民等・事業者・防災関係機関・ボランティア及び行政機関の連携協調体制を確立するのに大きな効果があると考えられる実践的な防災訓練が必要である。

③ 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援

・ 多様な災害時においても災害による被害を防止し、軽減するため、市民等の自主的な活動（出火防止、消火活動、被災者の救出救護、避難誘導、避難所開設・運営等）ができる体制を整備する必要がある。
・ 災害時に地域住民や自主防災組織等による円滑な避難所運営ができるよう、あらかじめ地域の実情に応じた「避難所運営マニュアル」を作成し、避難所における職員、地域防災リーダー、ボランティアなどの役割分担や連携方法、避難所間の連絡方法等を明確にするとともに、ライフラインの途絶により自宅での生活が困難な在宅の市民の支援についても明確にしておく必要がある。
・ 「避難所運営マニュアル」の有効性を検証するためにも市民とともに避難所運営に関する訓練を行うとともに、それを踏まえた「避難所運営マニュアル」見直しを適宜行う必要がある。

・ 避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、高齢者、障がい者、男女のニーズの違い、LGBT 等多様な視点に配慮する必要がある。また、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める必要がある。

④ 「避難行動要支援者」支援の充実

・ 避難行動要支援者への支援については、地域の実情に応じた対応ができるよう避難行動要支援者の情報把握、情報伝達、避難支援、避難所でのケアなど、支援全般について検討し、市民が主体となった支援体制の整備に努める必要がある。
・ 避難行動要支援者対策については、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、効果的な取組みの推進を図る必要がある。
・ 効果的な避難行動要支援者の避難支援対策を行うためには、避難行動要支援者自身や家族による自助、及び隣人や友人など地域で備え助け合う共助を基本とし、それらに加えて公的機関による公助の三位一体の活動が必要である。

⑤ 避難施設の確保及び防災空間の整備

・ 災害から市民等を安全に避難させるため、避難場所、避難所、避難路の整備・拡充を図り、予め指定するとともに日頃から市民等へ周知徹底を図る必要がある。
・ 地震火災や津波等の災害から身を守るために緊急に避難する場所として、避難場所の整備を図る必要がある。
・ 災害により住宅に留まる事が出来ない市民等が、一時的に避難生活を行う場所として、避難所の整備を図る必要がある。
・ 災害応急対策活動の円滑な実施、避難場所や避難路の確保、火災の延焼防止等を図るべく、それらの活動に資する公園、緑地、道路、河川等の整備に努める必要がある。
・ 港湾地域の開発においては、新たな防災空間を創出しうることも期待されるため、防災機能の付加・充実を考慮した整備に努める必要がある。

⑥ 市設建築物の耐震化の推進

・ 「大阪市耐震改修促進計画」（H28.3）に位置づけられている市設建築物のうち、耐震性が不十分であるものについては、施設の役割や用途等を踏まえ、計画的に建替や耐震改修を進める必要がある。
・ 施設の役割や用途等に応じて、吊り天井等の非構造部材の落下対策に取り組む必要がある。

⑦ 鉄道施設の耐震化、浸水対策

・ 鉄道施設は、公共交通機関として多数の人を輸送していることから、地震により構造物の破壊が生じた場合、人命に大きな被害が生じるほか、社会生活にも多大の支障をきたすこととなるため、鉄道施設の耐震性を向上させることが必要である。
・ 東日本大震災を踏まえ、速やかに実施すべき避難対策として、上町台地より西側にある地下街・地下道・地下駅の所有者または管理者は、大阪市の要請により、これまでの想定を上回る津波による浸水に備え、避難が可能な接続ビル（津波避難ビル等）と連携した避難確保計画を作成するとともに、避難訓練等を実施する必要がある。

⑧ 外国人に対する情報発信の充実

・ 災害による被害の軽減を図るためには、地震や災害による被害、防災対策に関する正しい知識を持って行動することが必要である。
・ 災害時においては、外国語による情報が不足しがちであることから、マスメディアの協力や電

子機器を活用し、多言語での情報提供に努める必要がある。

⑨　文化財所有者・管理者の防災意識の啓発

・　市教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、府教育委員会とともに所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるように指導・助言を行う必要がある。

⑩　ﾊｻﾞｰﾄﾞﾏｯﾌﾟ等の作成・啓発

・　大規模地震の発生時には、出火防止、初期消火、救出、応急救護、避難誘導など広範な応急対策が必要となるが、防災関係機関の対応だけでは極めて困難となることが予想されるため、市民等に対して、災害等の知識、災害への備え、災害時の行動について普及を図り、それぞれの地域の災害関連情報を周知する必要がある。

⑪　民間住宅・建築物等の耐震化の促進

・　阪神・淡路大震災においては、木造・非木造併せて約 68 万棟の建築物に倒壊や一部損壊等の被害が発生し、特に昭和 56 年以前に建築された建築物の被害が大きかったことから、市民等の生命や財産を守り、災害に強いまちづくりを目指すため、耐震性が不十分である民間建築物の改修や建替の促進を図る必要がある。
・　病院等の不特定多数の人が利用する建築物及び、学校、福祉施設等の避難上配慮を要する人が利用する建築物のうち、大規模なもの等、耐震診断が義務付けられている建築物に対して、補助等を通じ、耐震化を促進する必要がある。
・　鉄道施設は、公共交通機関として多数の人を輸送していることから、地震により構造物の破壊が生じた場合、人命に大きな被害が生じるほか、社会生活にも多大の支障をきたすこととなるため、鉄道施設の耐震性を向上させることが必要である。

⑫　上水道施設被災時における消防用水の確保

・　震災時における消防水利の確保を図るため、消火栓が使用できない場合に備えて、消火栓以外の消防水利として、老朽化した防火水槽の補強をはじめ、プール、下水処理水等の活用、さらには海、河川等の自然水利の有効活用を図るなど、消防水利の多様化に努める必要がある。

⑬　密集住宅市街地等の防災性向上

・　市域全体の防災性の向上を促進することを目的とし、幹線道路や公園等の都市基盤施設の整備を進め、都市の防災骨格を形成する必要がある。
・　市内には、JR 大阪環状線外周部等の戦災による消失を免れた地域を中心に、防災性や住環境面で様々な課題がある密集住宅市街地が形成されていることから、地域住民等とも連携しながら、より重点的に防災性の向上を推進していく必要がある。
・　その他再整備が必要な地域において、土地区画整理事業により、市街地の環境改善及び防災性の向上に貢献する総合的な基盤整備を行う必要がある。

⑭　緊急消防援助隊等の受入れ体制の整備

・　地震災害の規模やその態様等によっては、広域消防応援による消防活動が不可欠であることから、受援に関する計画を策定し、迅速な情報連絡体制の確立を図るとともに、緊急消防援助隊、大阪府下広域消防相互応援協定等で出動する応援隊の集結場所等、充実した受入体制の整備に努める必要がある。

⑮　建築物の応急危険度判定体制の整備

・　余震等による倒壊等危険な被災建築物が放置され、多くの市民等が二次災害の危険にさら

される可能性があることから、それを回避するため、災害時の緊急対策として、被災建築物の応急危険度判定を行う必要がある。

⑯　災害に強い良質なマンション整備

・　災害により一時的にライフライン機能が不全となることを想定し、機能復旧までの間、マンション住民が最低限の生活を維持できるシステムの構築を図る必要がある。

⑰　市設建築物の応急対策

・　公共建築物の多くは、災害時に種々の災害応急対策活動を迅速、的確に実施するための防災活動拠点としての役割を果たす必要があり、災害後、速やかに安全性の確認を行う必要がある。

１－２
不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

①　市設建築物の耐震化の推進（評価結果は 1-1⑥ に記載）

②　地下空間対策の促進

・　本市及び事業者は、自らが管理する地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設への津波や河川氾濫等による浸水に備え、当該施設の利用者及び従業員の迅速かつ適切な避難の確保を図るために必要な避難訓練その他の措置に関する計画を作成し、その計画に基づき対策を講ずるよう努める必要がある。
・　迅速かつ確実に避難するためには、地下空間の安全性確保が求められるため、地下街等の地下空間管理者は、施設の状況を適切に把握し、構造物の耐震性及び天井などの非構造部材の安全性の検討、耐震補強工事を行うなど、地下空間の安全性確保に努める必要がある。
・　上町台地より西側にある地下街・地下道・地下駅の所有者または管理者は、大阪市の要請により、これまでの想定を上回る津波による浸水に備え、避難が可能な接続ビル（津波避難ビル等）と連携した避難確保計画を作成するとともに、避難訓練等を実施する必要がある。
・　地上出入口部のマウンドアップや防水板等による浸水対策を進めるとともに、換気口においては浸水に対して十分な高さを確保するよう努める必要がある。
・　市と所有者等は連携し、接続ビル（津波避難ビル等）が様々な都市型災害での避難確保に対応できるよう検討する必要がある。
・　大規模な災害発生に伴い、地下街等の不特定多数の利用者が集中する防災上重要な施設管理者に対して、防火・防災に関する知識の普及、及び大阪府が進めている災害発生時の防災計画の指導を継続して行う必要がある。

③　文化財所有者・管理者の防災意識の啓発（評価結果は 1-1⑨ に記載）

④　民間住宅・建築物等の耐震化の促進（評価結果は 1-1⑪ に記載）

⑤　消防活動体制の充実

・　地震災害は発生直後から多数の火災をはじめ、救助・救急事案の発生が予測されるほか、道路、水道等の機能障害なども伴う広域複合災害につながるため、災害初期の段階から効率的な消防活動を展開し得る消防体制の確保が必要である。

⑥　建築物の応急危険度判定体制の整備（評価結果は 1-1⑮ に記載）

⑦　インフラ施設の老朽化対策

・　本市では、道路、橋梁、河川、下水道、公園など膨大な量のインフラ施設を保有しており、これらの多くは高度成長期に整備されたため、今後大規模改修や更新のピークを迎える。
・　本市が保有するインフラ施設の維持管理・更新費用は、今後増大する見込みであり、厳しい財政状況下で財政負担の軽減・平準化を図りつつ、施設の安全確保・機能維持していく必要がある。

⑧　市設建築物の応急対策（評価結果は 1-1⑰ に記載）

１－３
大規模津波等による多数の死者の発生

①　防災計画の策定支援（評価結果は 1-1① に記載）

②　防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援（評価結果は 1-1③ に記載）

③「避難行動要支援者」支援の充実（評価結果は 1-1④ に記載）

④　施設の確保及び防災空間の整備（評価結果は 1-1⑤ に記載）

⑤　地下空間対策の促進（評価結果は 1-2② に記載）

⑥　的確な避難勧告等の判断・伝達

・　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危険区域に居る市民等及び事業者に対して避難のための立ち退きを勧告又は指示し、安全な場所に避難させる等人命の被害の軽減を図る必要がある。

⑦　地域防災力強化に向けた水防団等の充実・強化

・　淀川・大和川流域の市町と共同し、水防団の訓練や、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備、水防資機材の充実などにおいて協力する必要がある。
・　青年層・女性層の団員への参加促進、処遇の改善等により、水防団の活性化を推進するとともに、NPO、 民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、水防組織の強化を図る必要がある。
・　水害時において、防災関係機関が有機的な連携を保ちつつ、災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、関係者の技術の習熟を図るとともに、市民等の防災意識の高揚に資することを目的として、国、府、各水防事務組合をはじめとする防災関係機関、並びに自主防災組織等が参加して、水害時における災害応急対策の訓練を行うための水防演習を定期的に実施する必要がある。

⑧　外国人に対する情報発信の充実（評価結果は 1-1⑧ に記載）

⑨　ﾊｻﾞｰﾄﾞﾏｯﾌﾟ等の作成・啓発（評価結果は 1-1⑩ に記載）

⑩　防潮堤の津波等浸水対策の推進

・　河川施設構造物は、洪水等による堤内地への浸水を防止するための治水施設であり、震災

時においてもその基本機能が確保できるよう液状化や津波への配慮が必要である。

- 南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえた堤防耐震化の推進として、本市は、大阪府と連携し、府が設定した津波浸水想定の結果を踏まえ、液状化による防潮堤や河川堤防の沈下対策について、重点化及び優先順位の考え方を明らかにした上で、実施計画を策定し、早急に取り組む必要がある。
- 水門等の津波防災施設の維持管理の徹底を図り、津波来襲時に津波防ぎょ施設がその機能を果たすことができるよう努める必要がある。
- 洪水による堤内地への浸水を防止するために、河川施設の計画的な整備を図る必要がある。

⑪ 船舶の津波対策の推進

- 東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震により発生する津波に対する大阪港に在港している船舶の適切な避難等のマニュアル（防災計画）を適宜、改訂し、船舶の防災体制を強化する必要がある。

⑫ 防御施設の閉鎖体制の充実

- 大阪市湾岸部への津波来襲に備え、水門等の津波防災施設の操作体制の強化を図る必要がある。
- 水門等の津波防災施設の維持管理の徹底を図り、津波来襲時に津波防ぎょ施設がその機能を果たすことができるよう努める必要がある。

１－４
異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

① 避難施設の確保及び防災空間の整備（評価結果は 1-1⑤ に記載）

② 地下空間対策の促進（評価結果は 1-2② に記載）

③ 的確な避難勧告等の判断・伝達（評価結果は 1-3⑤ に記載）

④ ﾊｻﾞｰﾄﾞﾏｯﾌﾟ等の作成・啓発（評価結果は 1-1⑩ に記載）

⑤ 防潮堤の津波等浸水対策の推進（評価結果は 1-3⑨ に記載）

⑥ 市街地の浸水対策

- 洪水による堤内地への浸水を防止するために、河川施設の計画的な整備を図る必要がある。
- 集中豪雨等の大雨による浸水被害を最小限に抑えることを目的とし、これに必要な下水道整備等の対策を計画的に実施する必要がある。
- 都市施設や避難所等は、水害が発生した場合においても、その基本機能や防災活動拠点としての機能を維持する必要がある。

⑦ 長期湛水の早期解消

- 長期湛水の早期解消を図るべく、防潮水門及び内水排除施設が津波の襲来後にも、速やかに機能復帰できるよう、電気設備等の耐水機能の確保に努める必要がある。
- 防潮堤からの溢水による長期湛水に備え、防潮堤の仮締切やポンプ場の機能確保やポンプ車による排水等、早急な復旧策についての検討を進める必要がある。

⑧ インフラ施設の老朽化対策（評価結果は 1-2⑦ に記載）

１－５
情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

① 地区防災計画の策定支援（評価結果は 1-1① に記載）

② 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援（評価結果は 1-1③ に記載）

③ 「避難行動要支援者」支援の充実（評価結果は 1-1④ に記載）

④ 災害時の市民への広報体制の整備・充実

- 災害時の広報活動体制について、平時より各種の報道機関等との連携を図ることによって、迅速・的確な広報を実施し、市民等の混乱や被害そのものを最小限に抑えるよう努める必要がある。
- 携帯マイク等による直接的な広報活動にあたっては、被災地域ごとの状況に応じたきめ細かな広報により、すべての被災者に安心感を与え、適切な行動が取れるよう努める必要がある。
- 災害発生時における市民等への広報手段として、各局・各区のホームページやおおさか防災ネットを活用するための体制の整備等を図る必要がある。

・ 市外へ避難する市民に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る必要がある。
・ 断片的な情報であっても、多くの情報が集まれば画像情報と関連させることによって、被害の全体像を把握していくことができ、また、市外へも情報伝達を行うために、パソコン通信事業者等、民間と連携していく必要がある。
・ 災害時の広報は、時間の経過とともに変化する市民ニーズや被災者を取り巻く状況に対応した情報を、その時点で活用できる広報手段の中から最も効果的な手段を用いて、市民等に適宜、的確に周知する必要がある。

⑤ 的確な避難勧告等の判断・伝達（評価結果は 1-3⑤ に記載）

⑥ 地域防災力強化に向けた水防団等の充実・強化（評価結果は 1-3⑥ に記載）

⑦ 地域における防災対応行動力の向上
・ 災害時にあっては、市民等や事業所による独自の初期消火、救出救護、避難誘導等の活動により被害の軽減を図る必要がある。
・ 「津波に強い地域づくり連絡会議」等を活用し、連携しながら、発災時、一人ひとりが主体的に迅速かつ的確に避難できるよう、津波に対する知識の普及啓発、逃げるために必要な情報提供体制、要配慮者を考慮した避難誘導を含む防災訓練を一体的に実施するほか、避難場所・避難路の確保等、津波から「逃げる」ための対策に総合的に取り組む必要がある。
・ 大規模災害時の減災には「自助」「共助」による地域防災活動が不可欠であり、日頃から、地域ぐるみで防災や減災の取り組みができるよう、地域住民が主体となった実践的な訓練を実施することが重要である。

⑧ 社会福祉施設の避難体制の確保
・ 社会福祉施設の施設管理者は、利用者、児童等を安全に避難誘導する必要がある。

⑨ 外国人に対する情報発信の充実（評価結果は 1-1⑧ に記載）

⑩ 保育所･学校園等における防災学習の徹底と避難体制の確保
・ 災害発生時における幼児、児童、生徒の身体の安全、文教施設の保全応急教育の実施その他必要な事項を定め、もってこれらの円滑な遂行を図り文教対策の万全を期す必要がある。
・ 保育所・学校園等は、幼児・児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年防災計画を作成するとともに、適宜危機管理発生時対処要領（危機管理マニュアル）の見直しを行い、防災体制の確立に努める必要がある。

⑪ 防災意識の啓発
・ 大規模地震の発生時には、出火防止、初期消火、救出、応急救護、避難誘導など広範な応急対策が必要となるが、防災関係機関の対応だけでは極めて困難となることが予想されるめ、市民等に対しては、災害等の知識、災害への備え、災害時の行動について普及を図り、それぞれの地域の災害関連情報を周知するとともに「自らの地域は自らで守る」という自主防災意識を醸成し、さらに、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者に対する支援の必要性、方法等の防災知識の普及を図る必要がある。
・ 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く

一般に閲覧できるよう公開に努め、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める必要がある。

・ 災害時には、都市機能の不全による生活物資の確保が困難になる事や、多数の帰宅困難者が出ると予想されることから、家庭や事業所において、生活物資の備蓄を行う必要がある。

・ 道路・橋梁は、平常時には人や車の通行路、物資の輸送路、ライフライン施設・地下鉄などの公共公益施設の受入や緑化の空間など多様な役割を担っており、震災時には避難・救援活動を支える避難路や緊急交通路、火災の延焼を抑える防災空間などの役割を果たすため、道路管理者は、津波防災地域づくりの一環として津波によって浸水が予想される道路区域において、道路利用者に対し津波の危険があることを明示する標識等による周知を行う必要がある。

2　大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

２－１
被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

① 医薬品、医療用資機材の確保

・ 災害時に本市の地域内にある関係民間団体に対する応援要請を円滑かつ適切に行うため、事前に事業者企業等との間で連携強化を進める必要がある。
・ 災害時には、多数の地点で多数の負傷者の発生が予想される。医療機関の保有する対処能力を超える負傷者数となることが考えられることから、医療機関及び医療救護班に必要な医薬品・医療資器材を迅速に確保することが必要である。

② 広域緊急交通路等の通行機能確保

・ 災害時に種々の災害応急対策活動を迅速、的確に実施するためには、災害後ただちに被害情報を把握し、それをもとに指揮命令を発することができる体制を確保するとともに、災害応急対策活動の最前線拠点となる施設において機能の充実を図る必要がある。
・ そのため、防災上必要な機能を持った種々の防災活動拠点を整備し、さらにそれら相互の連絡、支援がスムーズに行えるよう、ネットワーク化を図る必要がある。
・ 都市施設や避難所等は、水害が発生した場合においても、その基本機能や防災活動拠点としての機能を維持する必要がある

③ 水道施設の耐震化等の推進

・ 上水道は生活の基幹となる施設であることから、震災時においても、迅速かつ円滑な給水が可能な水道システムの構築をめざす必要がある。

④ 迅速な道路啓開の実施

・ 災害時における緊急輸送活動を迅速かつ効果的に実施するため、緊急交通路を確保する必要がある。
・ 災害時、道路の損傷や道路上の障害物等により通行不能となった道路について、応急復旧や障害物除去により通行機能の回復を図る必要がある。

⑤ 食料、飲料水、燃料等の備蓄及び集配体制の強化

・ 災害時に災害対策基本法第 76 条第1項に基づく緊急通行車両として使用する計画のある車両については、大阪府公安委員会に対し事前届出を行う必要がある。
・ 大阪府及び府内市町村が参画する大阪府域救援物資対策協議会により、各市町村における最大被害想定や必要な物資、物資量等について検討を行った結果、南海トラフ巨大地震を最大被害想定とし、平成 29 年度末の想定避難所生活者数である 53 万人 3 日分の食料品等を府市共同で備蓄していく必要がある。
・ 備蓄にあたっては、自助・共助・公助の観点から、府市で行う備蓄のほか、家庭内備蓄の推進に向けた啓発、近隣自治体や民間との協定締結等による備蓄体制の構築を検討していく必要がある。
・ 災害時には、道路や橋梁が被害を受け、備蓄物資の輸送が困難になることが予想されるため、輸送及び被災者への供給の利便を考慮し、きめ細やかな分散備蓄体制を整備する必要がある。
・ 在宅での避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者など、避難所に滞在できない被災者に対しても物資等が供給されるよう努める必要がある。

⑥ 迅速な航路啓開の実施

・ 各機関は、河川の治水重要度や施設の損壊及び船舶の航行安全確保の状況等を勘案し、障害物の除去作業を実施する必要がある。
・ 東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震により発生する津波に対して、貯木場及び木材整理場内の木材の流出災害の防止対策を行う必要がある。
・ 大阪港内においては、発生する津波により、貨物・コンテナ漂流などの被害が想定され、これらの被害に伴う産業機能への影響等が懸念されていることから、迅速な航路啓開を実施する必要がある。

⑦ 民間住宅・建築物等の耐震化の促進（評価結果は 1-1⑪ に記載）

⑧ 水道の早期復旧及び飲用水、生活雑用水等の確保

・ 災害後、生命維持の上から最低限必要な飲料水を最優先して確保する必要がある。
・ 長引く避難生活や都市機能の復旧に伴い、日増しに需要の高まる生活用水等の供給体制を確立するとともに、供給体制を補完する方策として、流通備蓄等からの調達を図る必要がある。
・ 災害後一定の期間を経過すると、水洗トイレ等の生活雑用水の急激な需要増が想定されるため、水道による生活用水の供給体制を補完する観点から、生活雑用水を確保することは有効であり、施設・資器材の整備が必要となる。
・ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを留意し、広域的な受援も視野に入れた物資の調達に努めるとともに、必要に応じて共同備蓄や備蓄の相互融通を行う必要がある。
・ 在宅での避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者など、避難所に滞在できない被災者に対しても物資等が供給されるよう努める必要がある。

⑨ インフラ施設の老朽化対策（評価結果は 1-2⑦ に記載）

２－２
多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

① 広域緊急交通路等の通行機能確保（評価結果は 2-1② に記載）

② 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1④ に記載）

③ 迅速な航路啓開の実施（評価結果は 2-1⑥ に記載）

④ 消防活動体制の充実（評価結果は 1-2⑤ に記載）

２－３
自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

① 地区防災計画の策定支援（評価結果は 1-1① に記載）

② 災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ（評価結果は 1-1② に記載）

③ 災害時医療体制の整備

- 災害時に本市の地域内にある関係民間団体に対する応援要請を円滑かつ適切に行うため、事前に事業者企業等との間で連携強化を進める必要がある。
- 甚大な被害をもたらす大規模災害にも対応可能なように、初期医療救護活動体制、後方医療体制の整備及び医薬品・医療資器材の確保等により、体系的な整備に努める必要がある。
- 災害時の初期医療を円滑かつ迅速に実施するため、通信手段の確保、市本部救急医療調整班の準備活動、区医師会との協力体制等の初期医療救護活動体制の整備を実施する必要がある。

④ 大規模災害時における受援力の向上

- 本市単独では迅速かつ円滑に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合に、行政機関が相互に救援協力し、応援措置が円滑に実施できるよう、受入れ体制の整備が必要である。
- 港湾地域の開発においては、新たな防災空間を創出しうることも期待されるため、防災機能の付加・充実を考慮した整備に努める必要がある。

⑤ 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援（評価結果は 1-1③ に記載）

⑥ 広域緊急交通路等の通行機能確保（評価結果は 2-1② に記載）

⑦ 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1④ に記載）

⑧ 迅速な航路啓開の実施（評価結果は 2-1⑥ に記載）

⑨ 地域防災力強化に向けた水防団等の充実・強化（評価結果は 1-3⑥ に記載）

⑩ 民間住宅・建築物等の耐震化の促進（評価結果は 1-1⑪ に記載）

⑪ 緊急消防援助隊等の受入れ体制の整備（評価結果は 1-1⑭ に記載）

⑫ 消防活動体制の充実（評価結果は 1-2⑤ に記載）

２－４
救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

① 「避難行動要支援者」支援の充実（評価結果は 1-1④ に記載）

② 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1④ に記載）

③ 防潮堤の津波等浸水対策の推進（評価結果は 1-3⑨ に記載）

２－５
想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

① 帰宅困難者対策の確立

（ア） 大阪市域において、大規模災害が発生し、一斉帰宅が開始された場合には、混雑による集団転倒や沿道建物からの落下物等により、死傷者が発生するおそれがあり、また、道路上へ人があふれることにより、交通事故の発生、人命救助や緊急輸送等の応急対策活動ができなくなるおそれがあることから、一斉帰宅の抑制とターミナルにおける混乱防止が、帰宅困難者対策の中でもたいへん重要であり、行政機関のみならず市民等や事業者が主体的に帰宅困難者対策に重点的に取り組む必要がある。

２－６
医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

① 医薬品、医療用資機材の確保（評価結果は 2-1① に記載）

② 広域緊急交通路等の通行機能確保（評価結果は 2-1② に記載）

③ 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1④ に記載）

④ 民間住宅・建築物等の耐震化の促進（評価結果は 1-1⑪ に記載）

２－７
被災地における疫病・感染症等の大規模発生

① 市街地の浸水対策（評価結果は 1－4⑥ に記載）

② 災害時における下水道機能の確保

（イ） 下水道施設は、震災などにより下水道の機能が停止した場合、市民生活に大きな影響を与えるため、地震発生時においても、下水道が有する最低限の機能として、流化機能、排水機能を確保するとともに、緊急交通路などの交通機能を確保できるよう、下水道施設の耐震化や耐水化を図る必要がある。

③ 被災地域の食品衛生監視活動の実施

（ウ） 災害時、避難所、食品調理及び保管施設等の衛生管理や調理実務者に対する衛生指導を実施する必要がある。

④ 被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施

（エ） 災害時の感染症等の発生を予防し、又はまん延を防止するため活動を実施する必要がある。

⑤ 生活ごみの適正処理

（オ） 災害時のごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するために、平常時から早期の復旧・復興の支障とならないように処理体制の確保を推進する必要がある。

⑥ 遺体対策の体制整備

(カ)　遺体の仮収容(安置)所の設置、遺体の収容、遺体の処理・身元確認等、斎場への遺体の搬送、遺体の火葬を円滑に実施する必要がある。

3　大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

３－１
市役所（区役所）機能の機能不全

① 業務継続体制及び災害復旧体制の整備

（キ）　大規模災害によって、自ら被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることをも視野に入れて体制整備に努める必要がある。

（ク）　業務（事業）継続計画（BCP）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う必要がある。

（ケ）　被災した公共施設の災害復旧については、単に原形復旧にとどまらず、再度の災害発生を防止するため、応急復旧終了後被害の程度を十分検討して、必要な施設の新設又は改良等を行う必要がある。

（コ）　災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠である。

② 市町村間等の相互応援体制の確立・強化

（サ）　大規模災害によって、自ら被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることをも視野に入れて、相互応援協定の締結など、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化が必要である。

（シ）　本市単独では迅速かつ円滑に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合に、行政機関が相互に救援協力し、応援措置が円滑に実施できるようにする必要がある。

（ス）　災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める必要がある。

③ 災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ（評価結果は 1-1② に記載）

④ 迅速・的確な情報連絡体制確保

（セ）　災害対策本部と各部、各区本部等とをネットワーク化し、初期初動体制に必要な災害情報の迅速かつ正確な収集、処理、分析を行うとともに、的確な災害応急対策を実施するため、総合防災情報システムを整備し、今後もさらに多様な情報の伝達を可能とするよう充実に努める必要がある。

（ソ）　災害が発生した場合、迅速な災害応急対策を実施するために、市民等の状況など多種多様な情報を収集・伝達することが必要であり、市の関係部署はもとより、各防災関係機関と緊密に連絡を取り合い、連携することが求められ、そのための通信施設等の整備が必要である。

⑤ 災害時の市民への広報体制の整備・充実（評価結果は 1-5④に記載）

⑥ 市設建築物の耐震化の推進（評価結果は 1-1⑥ に記載）

⑦ 各部災害応急対策マニュアルの改訂と運用

（タ）　本市職員は自ら、災害応急対策活動の実行上の主体として、平素から本市の各種防災マニュアル等の内容を十分に理解し、災害発生時における適切な判断力及び行動力を養う必要がある。

（チ）　「区及び部局別行動マニュアル」により、各部局の災害応急対策計画の具体化を図

り、各部局職員への徹底と毎年の見直しを実施する必要がある。

⑧ 復興計画策定マニュアルの作成

(ツ)　復興のため、災害発生の初期段階から各局・関係機関が連携して体制を整え、復興計画を策定し、すみやかに復興事業を実施させていく必要がある。

(テ)　復旧計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、平常時から行動手順や復興の考え方の整理、市民との共有など、事前準備に努める必要がある。

⑨ 区役所庁舎の浸水対策

(ト)　防災活動拠点は、災害発生直後からより迅速、的確な災害応急対策活動を実施するために保持すべき防災機能を備える必要があり、ライフラインの途絶、水害が発生した場合においても、その機能を維持する必要がある。

３－２
行政機関（市役所・区役所除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

① 災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ（評価結果は 1-1② に記載）

② 市設建築物の耐震化の推進（評価結果は 1-1⑥ に記載）

4　大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

４－１ 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
①　災害時の市民への広報体制の整備・充実（評価結果は 1-5④に記載） ②　的確な避難勧告等の判断・伝達（評価結果は 1-3⑤ に記載）

４－２ テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要なものに伝達できない事態
①　災害時の市民への広報体制の整備・充実（評価結果は 1-5④に記載）

5　大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

５－１
サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下

① 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1④ に記載）

② 迅速な航路啓開の実施（評価結果は 2-1⑥ に記載）

③ 地域防災力強化に向けた水防団等の充実・強化（評価結果は 1-3⑥ に記載）

④ 中小企業に対する事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）の取組み支援

（ナ）　事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努める必要がある。

⑤ 防潮堤の津波等浸水対策の推進（評価結果は 1-3⑨ に記載）

⑥ 国際海上コンテナ輸送機能の維持

（ニ）　大規模地震発生時に備え、国際海上コンテナ輸送の機能維持に資する耐震強化岸壁を整備する必要がある。

⑦ 高速道路、都市圏環状道路や広域幹線道路ネットワークの整備

（ヌ）　東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなった。

（ネ）　施設の供用期間内に発生する確率が極めて低い大地震に対して、土木施設を絶対に崩壊させないようにすることは極めて難しい。

⑧ 鉄道ネットワークの充実

（ノ）　都心と広域拠点（関西国際空港を含む）へのアクセスが脆弱であり、代替性の確保からも、鉄道ネットワークの充実を図ることが必要である。

⑨ 広域的な高速鉄道ネットワークの充実

（ハ）　大規模自然災害により我が国の経済社会を支える東西大動脈が分断、機能停止する可能性を前提に、東西二極を結ぶ複数のルートを備えた広域交通インフラの確保が必要である。

（ヒ）　リニア中央新幹線は、世界に類を見ないスーパー・メガリージョンの成立を支えるとともに、東西の断絶リスクを大幅に軽減することができる国土政策上極めて重要な社会基盤であり、東京～大阪間の早期全線開業に向けた早期整備が必要である。

（フ）　北陸新幹線は、沿線地域の飛躍的な発展を図り、日本海国土軸の形成に必要不可欠な路線であり、敦賀以西のフル規格での早期整備が必要である。

５－２
社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

① 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1④ に記載）

② 迅速な航路啓開の実施（評価結果は 2-1⑥ に記載）

③ 自立・分散型エネルギーの導入促進

（ヘ） 事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう、努める必要がある。

（ホ） 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施する必要がある。

・エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。

（マ） 市街地整備の推進施策には具体的に整備事業を実施するもの（市街地再開発事業、土地区画整理事業）と、制度として災害に強い市街地の形成を誘導するもの（地区計画、都市再生特別地区、防火地域・準防火地域）がある。それらを有効に活用していくことにより効果的な整備を進め、市街地の防災構造化の促進を図っていくものとする。

５－３
コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

① 地区防災計画の策定支援（評価結果は 1-1① に記載）

② 地域における防災対応行動力の向上（評価結果は 1-5⑦ に記載）

５－４
海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

① 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1④ に記載）

② 迅速な航路啓開の実施（評価結果は 2-1⑥ に記載）

③ 国際海上コンテナ輸送機能の維持（評価結果は 5-1⑥ に記載）

５－５ 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
① 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1④ に記載） ② 迅速な航路啓開の実施（評価結果は 2-1⑥ に記載） ③ 高速道路、都市圏環状道路や広域幹線道路ネットワークの整備（評価結果は 5-1⑦ に記載） ④ 鉄道ネットワークの充実（評価結果は 5-1⑧ に記載） ⑤ 広域的な高速鉄道ネットワークの充実（評価結果は 5-1⑨ に記載）

５－６ 食料等の安定供給の停滞
① 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1④ に記載） ② 迅速な航路啓開の実施（評価結果は 2-1⑥ に記載）

6　大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

６－１ 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
①　迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1④ に記載） ②　迅速な航路啓開の実施（評価結果は 2-1⑥ に記載）

６－２ 上水道等の長期間にわたる供給停止
①　水道施設の耐震化等の推進（評価結果は 2-1③ に記載） ②　水道の早期復旧及び飲用水、生活雑用水等の確保（評価結果は 2-1⑧ に記載） ③　インフラ施設の老朽化対策（評価結果は 1-2⑦ に記載）

６－３ 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
①　し尿の適正処理 （ミ）　し尿処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める必要がある。 （ム）　既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める必要がある。 （メ）　災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する必要がある。 （モ）　災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する必要がある。 （ヤ）　し尿処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める必要がある。 （ユ）　災害発生に備え、仮設トイレの必要数の確保に努める必要がある （ヨ）　災害時の断水等により水洗トイレが使えない場合に備え、広域避難場所、災害時避難所等におけるし尿処理に関しては、備蓄トイレやレンタルの仮設トイレの設置及び下水道施設の活用により対応する必要がある。 （ラ）　上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する必要がある。 （リ）　火災・倒壊等により生活必需品を失った被災者の避難所での生活を支援するため、生活必需品は備蓄等により確保を図り、災害直後すぐに必要な品目と、その後の避難生活の維持に必要な品目とに区分して整備する必要がある。

② 市街地の浸水対策（評価結果は 2-7① に記載）

③ 災害時における下水道機能の確保（評価結果は 2-7② に記載）

④ 生活ごみの適正処理（評価結果は 2-7⑤ に記載）

⑤ インフラ施設の老朽化対策（評価結果は 1-2⑦ に記載）

６－４
地域交通ネットワークが分断する事態

① 広域緊急交通路等の通行機能確保（評価結果は 2-1② に記載）

② 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1④ に記載）

③ 迅速な航路啓開の実施（評価結果は 2-1⑥ に記載）

④ 地域防災力強化に向けた水防団等の充実・強化（評価結果は 1-3⑥ に記載）

⑤ 防潮堤の津波等浸水対策の推進（評価結果は 1-3⑨ に記載）

⑥ 民間住宅・建築物等の耐震化の促進（評価結果は 1-1⑪ に記載）

⑦ 市街地の浸水対策（評価結果は 2-7① に記載）

⑧ インフラ施設の老朽化対策（評価結果は 1-2⑦ に記載）
レ）

６－５
異常渇水等により用水の供給の途絶

① 水道の早期復旧及び飲用水、生活雑用水等の確保（評価結果は 2-1⑧ に記載）

7　制御不能な二次災害を発生させない

7－1 市街地での大規模火災の発生
①　地区防災計画の策定支援（評価結果は 1-1①　に記載） ②　地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援（評価結果は 1-1③　に記載） ③　文化財所有者・管理者の防災意識の啓発（評価結果は 1-1⑨　に記載） ④　密集住宅市街地等の防災性向上（評価結果は 1-1⑬　に記載） ⑤　消防活動体制の充実（評価結果は 1-2⑤　に記載）

7－2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
①　防潮堤の津波等浸水対策の推進（評価結果は 1-3⑨　に記載） ②　消防活動体制の充実（評価結果は 1-2⑤　に記載）

7－3 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺
①　迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1④　に記載） ②　民間住宅・建築物等の耐震化の促進（評価結果は 1-1⑪　に記載）

7－4 防災施設、雨水幹線、排水ポンプ等の損壊・機能不全による二次災害の発生、大規模地下空間への浸水被害の発生
①　防潮堤の津波等浸水対策の推進（評価結果は 1-3⑨　に記載） ②　災害時における下水道機能の確保（評価結果は 2-7②　に記載） ③　インフラ施設の老朽化対策（評価結果は 1-2⑦　に記載）

７－５ 有害物質の大規模拡散･流出
①　管理化学物質の災害予防対策 (レ)　　管理化学物質として大阪府生活環境の保全等に関する条例で定められた有害物質を取扱う事業者に対し、同条例に基づく規制を行うとともに、同条例をはじめとする関係法令の周知徹底による管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る必要がある。

７－６ 風評被害等による地域経済等への甚大な影響
①　災害時の市民への広報体制の整備・充実（評価結果は 1-5④に記載）

8　大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する

８－１
大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①　災害廃棄物の適正処理

(ロ)　災害時の津波堆積物等災害廃棄物を適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するために、平常時から早期の復旧・復興の支障とならないように処理体制の確保を推進する必要がある。

８－２
道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①　迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1④ に記載）

②　迅速な航路啓開の実施（評価結果は 2-1⑥ に記載）

８－３
地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①　地区防災計画の策定支援（評価結果は 1-1① に記載）

②　被災者の巡回健康相談等の実施

(ワ)　災害時に本市の地域内にある関係民間団体に対する応援要請を円滑かつ適切に行うため、事前に事業者企業等との間で連携強化を進める必要がある。

(ヲ)　災害時避難所の状況を調査し、避難所等に対する保健師等の派遣計画を作成し、派遣する必要がある。

(ン)　保健師等は、救護所、各災害時避難所及び仮設住宅等を巡回し、被災者の健康管理、栄養指導等を行い、診療や精神面での専門相談を要する場合などは、被災者が適切な支援を受けられるように調整する必要がある。

(ア)　災害時避難所の開設が長期間にわたった場合、区本部は医療調整班の協力を得て、救護所の運営を図る必要がある。

(イ)　効果的な避難行動要支援者の避難支援対策を行うためには、避難行動要支援者自身や家族による自助、及び隣人や友人など地域で備え助け合う共助を基本とし、それらに加えて公的機関による公助の三位一体の活動が必要であることから、地域における自主防災組織による避難行動要支援者の避難支援の取組みが効果的に進展するよう自主防災活動の支援を行う必要がある。

③　福祉避難所等の確保及び災害時における体制の充実

(ウ)　災害により住宅に留まる事が出来ない市民等（主として要配慮者）が、一時的に避難生活を行う場所として、福祉避難所の整備を図る必要がある。

(エ)　福祉関係者等の協力も得ながら、受入れを行った要配慮者を適切に介護・支援できるよう、府と連携し必要な人員を確保する必要がある。

④ 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援（評価結果は 1-1③ に記載）

⑤ 避難施設の確保及び防災空間の整備（評価結果は 1-1⑤ に記載）

⑥ 災害ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱの充実と連携強化

（オ） ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけではなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っており、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、地域のボランティア活動の支援を行う必要がある。

（カ） 災害時には市内外から様々なボランティアが活動に参加することが考えられるが、これらのボランティアの受入れや需給調整のコーディネートを十分に行い、ボランティアを効果的に活用する必要がある。

⑦ 生活再建、事業再開のための措置

（キ） 居室、炊事場、便所等に障害物が運びこまれ、当面の日常生活上支障をきたす場合で自らの資力をもってしても除去することのできない者を対象とし、障害物の除去を実施する必要がある。

（ク） 市民等及び他府県市町村から被災者宛に寄託された義援金品の受領、保管及び配分を行う必要がある。

（ケ） 各区社会福祉協議会は、低所得者、障がい者又は高齢者の方で、災害を受けたことにより臨時に必要となった経費について貸付け、必要な相談支援を行い、その経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活が送られるよう支援する必要がある。

（コ） 災害が発生した場合において、条例の定めるところにより「市税の減免」「申告、申請、請求その他書類の提出期限又は納期限の延長」「徴収の猶予」「市税関係証明書の発行等手数料の減免」を必要とすると認める者に対し適用する必要がある。

（サ） 災害時に被災・罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、災害時の家屋被害認定の迅速化と適正化を図るとともに、被災・罹災証明書の交付を区役所等で迅速に行うためのシステムを導入し、必要な業務の実施体制の確保に努める必要がある。

⑧ 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発（評価結果は 1-1⑨ に記載）

⑨ 愛護動物の救護

（シ） 災害時に、関係機関・団体と相互に連携し、被災地域における愛護動物の保護・受入、避難所等における愛護動物の適正飼養等の指導、動物による人等への危害防止の応急対策を実施する必要がある。

⑩ 被災者の要望対応に向けた体制の整備

（ス） 災害発生時において甚大な被害が生じた場合、人心の動揺、混乱や情報不足・誤報などにより社会不安が生じるおそれがあるため、被災者の生活相談や援助業務等に関する広聴活動を行い、応急対策・復旧対策に市民等の要望等を反映させるために実施する必要がある。

⑪ 被災者の住宅確保に向けた体制の整備

（セ） 災害のため住宅の倒壊等を生じ、多数の市民が住居を失うこととなった場合、市営住

宅をはじめ、他の公的賃貸住宅の空き家の活用を当該団体と連携して行うとともに、応急仮設住宅の建設、被害家屋の応急修理等を行うことにより、被災者の居住の安定を図る必要がある。

(ソ)　事前準備として、公共空地の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する必要がある。

⑫ 復興計画策定マニュアルの作成（評価結果は 3-1⑧ に記載）

８－４
鉄道、道路等の基幹インフラの損壊により復旧･復興が大幅に遅れる事態

① 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1④ に記載）

② 迅速な航路啓開の実施（評価結果は 2-1⑥ に記載）

③ 住宅関連情報の提供体制の整備

(タ)　災害のため住宅の倒壊等を生じ、多数の市民が住居を失うこととなった場合、市営住宅をはじめ、他の公的賃貸住宅の空き家の活用を当該団体と連携して行うとともに、民間賃貸住宅の斡旋・協力要請等を行うことにより、被災者の居住の安定を図る必要がある。

④ 復興計画策定マニュアルの作成（評価結果は 3-1⑧ に記載）

⑤ 災害復旧・復興に資する地図情報整備の推進

(チ)　被災したまちを円滑かつ迅速に再建・回復するため、道路やライフラインの復旧、まちの復興の基礎となる地図情報の整備を推進する必要がある。

⑥ インフラ施設の老朽化対策（評価結果は 1-2⑦ に記載）

８－５
広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 地域防災力強化に向けた水防団等の充実・強化（評価結果は 1-3⑥ に記載）

② 防潮堤の津波等浸水対策の推進（評価結果は 1-3⑨ に記載）

③ 災害時における下水道機能の確保（評価結果は 2-7② に記載）

④ 長期湛水の早期解消（評価結果は 1-4⑦ に記載）

⑤ 防御施設の閉鎖体制の充実（評価結果は 1-3⑪ に記載）

第４章　対応方策の検討・重点化

１．対応方策の検討　STEP4

・ 脆弱性の分析・評価結果に基づき、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策を抽出し、「事前に備えるべき目標」及び「施策分野」ごとに整理し、以下に示す。

［事前に備えるべき目標］
① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

［施策分野］
（１）行政機能
（２）住宅・都市
（３）国土保全・利用
（４）交通・物流
（５）保健医療・福祉
（６）産業
（７）環境
（８）情報通信

１－１. 事前に備えるべき目標

・ 「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策について、取組内容と目標及びその取組期間及び担当を明確にし、関連計画、国の支援策、施策分野の整理を行う。
・ 本計画は、平成 27 年 9 月に策定した地域防災ＡＰを柱としていることから、目標の期間を地域防災ＡＰと同様（計画期間：平成 27 年~36 年度、集中取組期間：平成 27 年度~29 年度）としている。

（事前に備えるべき目標）

１ 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

（起きてはならない最悪の事態）

１－１ 都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

（必要な施策）

① 地区防災計画の策定支援

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td colspan="8">・ 本市と連携した防災力の向上のため、一定地区における自発的な防災活動計画を作成する市民及び事業者の支援に努める。</td></tr>
<tr><td colspan="2">現状</td><td colspan="8">・ 地区防災計画策定済みの地域数（262 地域/333 地域）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">目標</td><td>平成27～29年度</td><td colspan="8">・ 全地域における地区防災計画の策定</td></tr>
<tr><td>平成30～36年度</td><td colspan="8">・ 全地域における地区防災計画の策定支援［全区］［危機管理室］（実施済み区を除く）</td></tr>
<tr><td colspan="2">関連計画</td><td colspan="3">大阪市地域防災アクションプラン 番号 1</td><td colspan="2">国の支援策</td><td colspan="3">―</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">施策分野</td><td>行政機能</td><td>住宅・都市</td><td>国土保全・利用</td><td>交通・物流</td><td>保健医療・福祉</td><td>産業</td><td>環境</td><td>情報通信</td></tr>
<tr><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

注１） 「現状」の欄に記載している数値は（実績値/目標値）を表しており、集中取組期間（H27～29 年度）の目標値に対する平成 29 年度末時点の累積値となる。
注２） 数値の横に「H29 年度」と記載している場合は、単年度の実績値となる。

② 災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td colspan="8">・ 所属長に代わり、意思決定を行うことができる代行者を指定するとともに、直近参集体制の拡充に努め、初期初動体制の強化を図る。
・ 防災所管課及びあらかじめ必要と認める（主要な意思決定を行う）市職員に対する24 時間緊急情報連絡、動員体制の確保においては、通信・情報処理技術の進展に対応した機器の利用の見直しを図る。
・ 市職員は、災害応急活動の実行上の主体であり、平素から防災に関する知識を十分に習得し、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力を養うことに努め、幹部を含めた全職員への防災教育をより一層充実させる。
・ 本市においては、大阪府やその他の関係機関と協力した防災訓練をはじめ、市や区を中心とした防災訓練を実施する。そのなかで、災害実態を考慮した新しい形態による実践的な訓練を積極的に実施する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">現状</td><td colspan="8">・ 防災関係機関との連携訓練等の実施
・ 災害対策本部要員等への研修を実施
・ 災害応急マニュアルの整備や見直し等の実施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">目標</td><td>平成27～29年度</td><td colspan="8">・ 防災関係機関との連携した訓練の実施と効果検証
・ 継続的な訓練による、職員の対応能力の向上
・ 効果的な災害対応のためのマニュアル等の整備</td></tr>
<tr><td>平成30～36年度</td><td colspan="8">・ 職員の対応能力向上に向けた継続的な防災教育・訓練の実施 ［全所属］
・ 防災関係機関との連携した訓練の実施 ［全所属］（防災関係機関との連携がない所属を除く）</td></tr>
<tr><td colspan="2">関連計画</td><td colspan="3">大阪市地域防災アクションプラン 番号 4</td><td colspan="2">国の支援策</td><td colspan="3">―</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">施策分野</td><td>行政機能</td><td>住宅・都市</td><td>国土保全・利用</td><td>交通・物流</td><td>保健医療・福祉</td><td>産業</td><td>環境</td><td>情報通信</td></tr>
<tr><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

③ 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援

取組		・ 多様な災害時においても災害による被害を防止し、軽減するため、市民等の自主的な活動（出火防止、消火活動、被災者の救出救護、避難誘導、避難所開設・運営等）ができる体制を整備する。 ・ 災害時に地域住民や自主防災組織等による円滑な避難所運営ができるよう、あらかじめ地域の実情に応じた「避難所運営マニュアル」を作成し、避難所における職員、地域防災リーダー、ボランティアなどの役割分担や連携方法、避難所間の連絡方法等を明確にするとともに、ライフラインの途絶により自宅での生活が困難な在宅の市民の支援についても明確にしておく。 ・ 「避難所運営マニュアル」の有効性を検証するためにも市民とともに避難所運営に関する訓練を行うとともに、それを踏まえた「避難所運営マニュアル」見直しを適宜行う。 ・ 巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保に努めるとともに、避難所の運営における男女共同参画を推進し、高齢者、障がい者、男女のニーズの違い、セクシャルマイノリティ等の多様な視点に配慮した避難所の運営に努めるよう支援を行う。
現状		・ 地域防災リーダー研修・訓練等の実施 ・ 地域防災リーダーへの防災装備の配備・保険加入を推進 ・ 防災用資機材・備蓄物資等を配備 ・ 避難所開設・運営訓練等の実施 ・ 各種防災訓練等の実施 ・ 女性参画に向けた啓発等の実施 ・ 地域における避難所運営マニュアルの作成や改訂等の実施 ・ .訓練実施による避難所運営マニュアルの検証
目標	平成27～29年度	・ 地域防災リーダーを育成するための研修・訓練の実施 ・ 地域防災リーダーへの防災装備の配備・保険加入 ・ 全地域への防災用資機材の配備 ・ 全地域における避難所開設・運営体制の確立 ・ 全地域における防災訓練等の実施 ・ 女性も地域防災の「主体的な担い手」と位置付け、地域防災における女性の参画を推進 ・ 男女共同参画の視点を踏まえた避難所の運営が重要であることの啓発を実施 ・ 避難所運営マニュアルの作成 ・ 避難所運営マニュアルに基づく避難所開設・運営訓練の実施・検証
	平成30～36年度	・ 地域防災リーダーを育成するための研修等の実施 ［全区］［消防局］ ・ 全地域における避難所開設・運営体制の整備 ［全区］（実施済み区を除く） ・ 「避難所運営マニュアル」の作成 ［全区］ ・ 地域防災における男女共同参画の視点を踏まえた取組みの推進 ［全区］［市民局］［危機管理室］ ・ 防災訓練等を踏まえた地区防災計画の見直し ［全区］［危機管理室］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン　番号 11				国の支援策	―		
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○						

④「避難行動要支援者」支援の充実

取組		・ 避難行動要支援者への支援については、地域の実情に応じた対応ができるよう避難行動要支援者の情報把握、情報伝達、避難支援、避難所でのケアなど、支援全般について検討し、市民が主体となった支援体制の整備に努める。 ・「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、効果的な取組みの推進を図る。 ・ 自助、共助、公助の各役割分担を明確にするとともに、地域における自主防災組織による避難行動要支援者の避難支援の取組みが効果的に進展するよう自主防災活動の支援を行う。
現状		・ 避難行動要支援者支援計画の作成地域数（156 地域/333 地域：平成 29 年度末） ・ 避難行動要支援者地域名簿作成数（333 地域/333 地域：平成 29 年度末） ・ 関係マニュアルの見直し
目標	平成27～29年度	・ 全地域における避難行動要支援者支援計画の策定 ・ 全地域における避難行動要支援者名簿の作成 ・ 各区等からの要請に応じた「大阪市災害時保健師活動マニュアル」等の見直し
	平成30～36年度	・ 避難行動要支援者の安否確認手順の整理 ［危機管理室］ ・ 避難行動要支援者への避難支援体制の整備 ［危機管理室］［福祉局］ ・ 自主防災組織による避難行動要支援者の避難支援活動の促進 ［全区］［危機管理室］ ・ 避難行動要支援者に対する情報発信体制整備 ［危機管理室］［全区］［福祉局］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン　番号 12				国の支援策	―		
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
					○			

⑤ 避難施設の確保及び防災空間の整備

取組		・ 災害から市民等を安全に避難させるため、避難施設（避難場所、避難所、避難路）の整備・拡充を図り、予め指定するとともに日頃から市民等へ周知徹底を図る。 ・ 災害種別毎に検証の上、地震火災や津波等の災害から身を守るために緊急に避難する場所を避難場所として指定する。 ・ 災害により住宅に留まる事が出来ない市民等が一時的に避難生活を行う場所を避難所として指定する。 ・ 災害応急対策活動の円滑な実施に必要となる避難場所や避難路の確保、避難路沿道の不燃化等を図るべく、公園、緑地、道路、河川等の整備に努める。 ・ 港湾地域の開発においては、新たな防災空間を創出しうることが期待されるため、防災機能の付加・充実を考慮した整備に努める。
現状		・ 新たな津波避難施設の確保に向けた取組みを実施 ・ 全避難場所、全災害時避難所における安全性の検証と再整理による指定 ・ 避難場所となる都市公園の整備実施（14 箇所/15 箇所：平成 29 年度末） ・ 避難路を担う都市計画道路の整備実施（77%/100%） ・ 鉄道との平面交差を解消する連続立体交差事業の整備(48%/100%) ・ 都市防災不燃化促進事業による耐火建築物等の建設に対する補助等の実施 ・ 橋梁の耐震対策の実施（5 橋/7 橋）、歩道橋の耐震対策の実施（2 橋/3 橋） ・ 共同溝の整備実施（85%/87%）、電線共同溝の整備実施（490m/620m） ・ 大阪港港湾計画の改訂に向けた案の作成 ・ 応急復旧活動用地である緑地の整備（17.9ha(供用面積)/30.4ha（計画面積）） ・ 地域毎の避難計画を踏まえた津波避難施設（津波避難ビル、水害時避難ビル）)の充実 ・ 全避難場所（広域避難場所、一時避難場所、津波避難施設）、全災害時避難所における安全性の検証と再整理による指定 ・ 避難場所となる都市公園の整備（H27 年度：15 箇所、H28～29 年度：継続実施） ・ 避難路を担う都市計画道路 7 路線の整備並びに鉄道との平面交差を解消する連続立体交差事業の実施 ・ 避難路の沿道区域（東成・生野・東住吉地区）内における不燃化率 70%に向け、都市防災不燃化促進事業を実施（H27～31 年度） ・ 橋梁 7 橋及び歩道橋の耐震対策 ・ 共同溝 2 路線・電線共同溝 1 路線の整備 ・ 港湾計画の次期改訂において、大阪港における耐震岸壁の規模・配置や緊急物資の輸送拠点となるオープンスペース（緑地）の規模・配置等に関する見直し ・ 港湾緑地における多目的に利用可能な防災空間の整備
目標	平成27～29年度	

	平成30～36年度	・ 地域毎の避難計画を踏まえた津波避難施設（津波避難ビル、水害時避難ビル）の確保又は充実 ［該当区のみ］ ・ 避難場所となる都市公園の整備 ［建設局］ ・ 避難路を担う都市計画道路の整備並びに鉄道との平面交差を解消する連続立体交差事業の実施 ［建設局］ ・ 避難路の沿道区域（東成・生野・東住吉地区）内における不燃化率 70%に向けた都市防災不燃化促進事業の実施（H27～H31 年度） ［都市整備局］ ・ 避難路における橋梁及び歩道橋の耐震対策の実施 ［建設局］ ・ 避難路における共同溝・電線共同溝の整備 ［建設局］ ・ 港湾計画の次期改訂において、大阪港における耐震岸壁の規模・配置や緊急物資の輸送拠点となるオープンスペース（緑地）の規模・配置等に関する見直し ［港湾局］ ・ 港湾緑地における多目的に利用可能な防災空間の整備 ［港湾局］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン 番号 13	国の支援策	防災・安全交付金

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○						

⑥ 市設建築物の耐震化の推進

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td colspan="8">・「大阪市耐震改修促進計画」(H28.3)に位置づけられる市設建築物のうち、耐震性が不十分であるものについて、計画的に建替えや耐震改修を進める。
・震災時の災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、大阪市地域防災計画に位置づけられた、災害時に重要な機能を果たす施設の特定天井脱落対策を進める。</td></tr>
<tr><td colspan="2">現状</td><td colspan="8">・耐震化施設数 (20 施設/38 施設)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">目標</td><td>平成27～29年度</td><td colspan="8">・「大阪市耐震改修促進計画」(H28.3)に基づき、市設建築物の耐震化(特定天井脱落対策を含む)を推進</td></tr>
<tr><td>平成30～36年度</td><td colspan="8">・「大阪市耐震改修促進計画」(H28.3)に基づき、市設建築物の耐震化(特定天井脱落対策を含む)の実施
[該当所属のみ](実施済み所属を除く)</td></tr>
<tr><td colspan="2">関連計画</td><td colspan="4">大阪市地域防災アクションプラン 番号 16</td><td colspan="2">国の支援策</td><td colspan="2">防災・安全交付金</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">施策分野</td><td>行政機能</td><td>住宅・都市</td><td>国土保全・利用</td><td>交通・物流</td><td>保健医療・福祉</td><td>産業</td><td>環境</td><td>情報通信</td></tr>
<tr><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

⑦ 鉄道施設の耐震化、浸水対策

取組	・高架・橋梁部の橋脚の耐震補強やトンネル部の補強、駅の防災設備の整備等を行う。 ・上町台地より西側にある地下駅については、これまでの想定を上回る津波による浸水に備え、避難が可能な接続ビル(津波避難ビル等)と連携した避難確保計画を作成するとともに、避難訓練等を実施する。
現状	・橋脚補強・落橋防止箇所数(7 駅/7 駅、5 駅間/6 駅間:平成 29 年度) ・柱補強箇所数 (30 駅/44 駅、8 駅間/12 駅間:平成 29 年度) ・逸脱防止設置延長(3.7km/5km:平成 29 年度末) ・検車場及び出入庫線に対する液状化対策案の検討 ・津波浸水防止設備整備駅数 (18 駅/30 駅)

目標	平成27～29年度	・ 高架橋の倒壊防止を目的とした 7 駅及び 6 駅間の橋脚補強及び落橋防止対策の実施 ・ 地下トンネルの崩壊防止を目的とした 44 駅及び 12 駅間の柱補強の実施 ・ 高架部における列車の逸脱防止対策の実施（約 5km） ・ 地上車庫等の液状化対策の実施 ・ 南海トラフ巨大地震による津波浸水範囲にある地下鉄施設における 30 駅の津波浸水防止設備の整備 ※「鉄道施設の耐震化、浸水対策」は交通局の施策であり、平成30年度に民営化されたため、平成27～29年度の施策のみ掲載する。

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン　番号 29	国の支援策	―

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
				○				

⑧ 外国人に対する情報発信の充実

取組		・ 外国人に対して、日頃からの防災知識の普及・啓発を行い、災害時行動力の向上に努める。 ・ 災害時の多言語による地震情報や災害情報・安否情報・被災情報提供など災害時における外国人への支援策の充実を図る。
現状		・ 防災マップやホームページにおける外国語表記の拡大、普及啓発等の実施 ・ 避難場所・避難場所における案内板・標識等の多言語表記の検討・実施 ・ 災害時外国人支援連携会議の開催等 ・ 関西領事団に対し、防災関連施設の視察案内や取組紹介、意見交換の実施
目標	平成27～29年度	・ 防災マップ、ホームページ等における防災情報の多言語発信 ・ 避難場所等の案内板・標識等の多言語表記 ・ 災害多言語支援センターの設置体制の構築 ・ 外務省・大阪府と連携し、関西総領事団と防災関連の研修及び意見交換会を開催
	平成30～36年度	・ 外国人向けの広報・啓発活動の推進 ［全区］［経済戦略局］［市民局］［政策企画室］［危機管理室］ ・ 災害多言語支援センターの設置・運営体制の整備　［経済戦略局］ ・ 災害時通訳や翻訳のボランティア育成等、災害時に備えた支援体制の整備　［経済戦略局］ ・ 在関西総領事館等との連絡体制の確立　［経済戦略局］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン　番号 31	国の支援策	―

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
								○

⑨ 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発

取組		・ 被災文化財の被害拡大を防止するため、府教育委員会とともに所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるように指導・助言を行えるよう検討を行う。
現状		・ 災害時の文化財所有者連絡先リストの作成、確認体制の構築・整備を実施
目標	平成27～29年度	・ 災害時に文化財所有者・管理者に指導・助言を行うための連絡先の確認、把握 ・ 災害時の文化財所有者連絡先リストの作成、確認体制の構築
	平成30～36年度	・ 文化財所有者との円滑な連絡・確認体制の確認・改善 ［教育委員会事務局］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン 番号 33	国の支援策	―

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
			○					

⑩ ﾊｻﾞｰﾄﾞﾏｯﾌﾟ等の作成・啓発

取組		・ 災害等の知識、災害への備え、災害時の行動について普及を図り、それぞれの地域の災害関連情報を周知する。
現状		・ 各種広報誌、ホームページ、ハザードマップ等による防災情報の発信等 ・ 市ホームページ掲載情報の点検・情報更新等の実施 ・ ハザードマップ更新に伴う市ホームページの更新 ・ 液状化予測図のホームページ、広報物等への掲載による周知
目標	平成27～29年度	・ 各種広報誌、ホームページ、ハザードマップ等により普及啓発を行うとともに、防災に関する講演会や訓練等の機会においても啓発を実施 ・ 市民防災マニュアルや市ホームページ等の啓発内容の点検・充実 ・ ホームページ、広報物等により、液状化予測図の周知及び普及啓発 ※「ﾊｻﾞｰﾄﾞﾏｯﾌﾟ等の作成・啓発」は、他の施策（1-5-⑪「防災意識の啓発」など）でも取組んでいるため統合し、平成27～29年度の施策のみ掲載する。

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン 番号 34	国の支援策	―

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○	○					

⑪ 民間住宅・建築物等の耐震化の促進

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td colspan="8">・ 市民等の生命や財産を守り、災害に強いまちづくりをめざすため、耐震性が不十分である民間住宅の耐震化を促進する。
・ また、不特定多数の人が利用する大規模な建築物など耐震診断が義務付けられている建築物について、耐震化を促進する。
・ 鉄道利用者の安全確保や災害発生時における緊急応急活動の機能を確保するため、民間鉄道事業者が行う高架橋等の耐震対策を促進する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">現状</td><td colspan="8">・ 鉄道事業者への南海トラフ震災対策事業費補助の実施
・ 民間住宅等に対する補助事業等の普及啓発や耐震診断・耐震改修等の補助事業の実施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">目標</td><td>平成27～29年度</td><td colspan="8">・ 民間鉄道において、南海トラフ地震対策を促進（H27～H29 年度）
・ 「大阪市耐震改修促進計画」（H28.3）に基づき、民間住宅等の耐震化を促進</td></tr>
<tr><td>平成30～36年度</td><td colspan="8">・ 鉄道における、南海トラフ地震対策の促進 ［都市計画局］［都市交通局］
・ 「大阪市耐震改修促進計画」（H28.3）に基づき、民間住宅等の耐震化を促進 ［都市整備局］</td></tr>
<tr><td colspan="2">関連計画</td><td colspan="3">大阪市地域防災アクションプラン 番号 39</td><td colspan="2">国の支援策</td><td colspan="3">防災・安全交付金</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">施策分野</td><td>行政機能</td><td>住宅・都市</td><td>国土保全・利用</td><td>交通・物流</td><td>保健医療・福祉</td><td>産業</td><td>環境</td><td>情報通信</td></tr>
<tr><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

⑫ 上水道施設被災時における消防用水の確保

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td colspan="8">・ 下水処理場で高度処理された水を消防用水として再利用する。
・ 震災時における消防水利の確保を図るため、消火栓が使用できない場合に備えて、消火栓以外の消防水利として、耐震性貯水槽の設置をはじめ、ﾌﾟｰﾙ、下水処理水等の活用、さらには海、河川等の自然水利の有効活用を図るなど、消防水利の多様化に努める。</td></tr>
<tr><td colspan="2">現状</td><td colspan="8">・ 下水高度処理水の防火・生活雑用水供給設備の整備に向けた調整を実施
・ 設置後 50 年以上が経過した戦前・戦時中設置の防火水槽の強度調査
（12 基/12 基：平成 29 年度末）
・ 経年防火水槽の補強工事の実施（41 基/41 基：平成 29 年度末）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">目標</td><td>平成27～29年度</td><td colspan="8">・ 下水処理場 1 箇所における下水高度処理水の防火・生活雑用水供給設備の整備
・ 設置後 50 年以上が経過した戦前・戦時中設置の防火水槽の強度調査
・ 調査結果に基づいた、車両の通過による活荷重のかかる車道下に設置されている経年防火水槽（41 基）の補強工事を実施</td></tr>
<tr><td>平成30～36年度</td><td colspan="8">・ 戦前・戦時中設置の防火水槽に対し、必要な措置を実施 ［消防局］
・ 住之江処理場における下水道高度処理水の防火・生活雑用水供給設備の整備
［建設局］</td></tr>
<tr><td colspan="2">関連計画</td><td colspan="3">大阪市地域防災アクションプラン 番号 41</td><td colspan="2">国の支援策</td><td colspan="3">―</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">施策分野</td><td>行政機能</td><td>住宅・都市</td><td>国土保全・利用</td><td>交通・物流</td><td>保健医療・福祉</td><td>産業</td><td>環境</td><td>情報通信</td></tr>
<tr><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

⑬ 密集住宅市街地等の防災性向上

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td colspan="8">・ 幹線道路や公園等の都市基盤施設の整備を進め、都市の防災骨格を形成する。
・「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地（約 1,300ha）」を中心に、老朽木造住宅の建替えや狭あい道路の拡幅等を促進するため、地域住民等と連携しながら各種取り組みを進めるなど、密集住宅市街地の防災性の向上を図る。
・ その他再整備が必要な地域において、土地区画整理事業により、市街地の環境改善及び防災性の向上を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="2">現状</td><td colspan="8">・ 優先地区の防災骨格となる都市計画道路の整備実施 （75.5%/80%）
・ 優先地区における避難場所となる都市公園の整備（平成 27 年度目標達成）
・ 密集住宅市街地対策の取組を推進
1.老朽住宅の除却
2.狭あい道路等の民間建物の後退部分の整備
3.制度説明会等の開催
・ 三国東土地区画整理事業の西三国木川線南側の本整備（平成 28 年度目標達成）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">目標</td><td>平成27～29年度</td><td colspan="8">・「大阪市密集住宅市街地重点整備プログラム」に基づき、優先地区の防災骨格となる都市計画道路 7 路線を整備し、H32 年度までに防災骨格形成率 80%以上を確保
・ 優先地区における避難場所となる 3 箇所の都市公園の整備
・「大阪市密集住宅市街地重点整備プログラム」に基づき、優先地区内にある 21 箇所の防災街区の半数以上において、不燃領域率 40%以上かつ地区内閉塞度レベル 2 達成（H32 年度）に向け、区と連携して密集市街地対策の取組を推進
・ 三国東地区土地区画整理事業の推進（建物移転の促進、沿道整備街路推進モデル事業の活用）</td></tr>
<tr><td>平成30～36年度</td><td colspan="8">・「大阪市密集住宅市街地重点整備プログラム」に基づき、優先地区の防災骨格となる都市計画道路を整備し、H32 年度までに防災骨格形成率 80%以上を確保、H45 年度を目途とした防災骨格の形成 ［建設局］
・ 優先地区における避難場所となる都市公園の整備 ［建設局］
・「大阪市密集住宅市街地重点整備プログラム」に基づき、優先地区内にある 21 箇所の防災街区の半数以上において、不燃領域率 40%以上かつ地区内閉塞度レベル 2 達成（H32 年度）に向け、区と連携した密集市街地対策の実施 ［都市整備局］
・ 三国東地区土地区画整理事業の推進 ［都市整備局］</td></tr>
<tr><td colspan="2">関連計画</td><td colspan="4">大阪市地域防災アクションプラン 番号 44</td><td>国の支援策</td><td colspan="3">防災・安全交付金</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">施策分野</td><td>行政機能</td><td>住宅・都市</td><td>国土保全・利用</td><td>交通・物流</td><td>保健医療・福祉</td><td>産業</td><td>環境</td><td>情報通信</td></tr>
<tr><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

⑭ 緊急消防援助隊等の受入れ体制の整備

取組		・ 地震災害の規模やその態様等によっては、広域消防応援による消防活動が不可欠であることから、緊急消防援助隊、大阪府下広域消防相互応援協定等で出動する応援隊の受入体制を確保するとともに、府内各本部との情報連絡体制の確立を図る。
現状		・「緊急消防援助隊大阪市消防局受援計画」を作成（平成 28 年度目標達成）
目標	平成27～29年度	・「緊急消防援助隊大阪市消防局受援計画」の作成（H27～28 年度）
	平成30～36年度	・「緊急消防援助隊大阪市消防局受援計画」の確認・改善 ［消防局］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン 番号 49	国の支援策	—

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
	○							

⑮ 建築物の応急危険度判定体制の整備

取組		・ 余震時の被災建築物の倒壊や部材の落下等による二次被害を防ぐため、被災建築物の応急危険度判定活動が円滑に実施できるよう、必要な体制の整備を図る。
現状		・ 応急危険度判定コーディネーター研修の実施等
目標	平成27～29年度	・ 震災時における応急危険度判定活動における体制の維持・改善
	平成30～36年度	・ 震災時における応急危険度判定活動における体制の確認・改善 ［都市整備局］［都市計画局］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン 番号 60	国の支援策	—

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○						

⑯ 災害に強い良質なマンション整備

取組		・ 耐震性や耐火性など建物の安全性に関する基準に適合することに加え、被災時の生活維持に求められる設備・施設等の整備、住民による日常的な防災活動等の実施など、ハード・ソフト両面で防災力が強化されたマンションを「防災力強化マンション」として認定し、防災性の向上と災害に強い良質なマンションの整備を促進する。
現状		・ 「大阪市防災力強化マンション」認定実績　45 件（5,073 戸） ※平成 21 年度（制度創設時）から平成 29 年度まで
目標	平成27～29年度	・ 「防災力強化マンション」の整備を促進
	平成30～36年度	・ 「防災力強化マンション」の整備を促進［都市整備局］

関連計画	—	国の支援策	—

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○						

⑰ 市設建築物の応急対策 【新規】

取組		・ 施設を所管する各局・区は、災害情報等を関係施設に伝達するとともに、各施設の被害状況を、避難者、利用者の状況をとりまとめ、市本部に報告する。 ・ 各施設は、利用者や避難者、施設所在地等の個々の状況を考慮して、速やかに被害状況の調査を行い、施設所管の局・区に対して報告する。
現状		・ —
目標	平成27～29年度	—
	平成30～36年度	・ 施設ごとの安全確認カルテの作成・更新 ［該当所属］ ・ 建物の安全確認に関する訓練の実施 ［該当所属］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン　番号 63	国の支援策	—

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○						

※該当所属：常時、不特定多数の利用者がある施設や、災害時に重要な役割を担う施設を所管する所属

１－２　不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

①　市設建築物の耐震化の推進

取組内容等	1-1⑥に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
	○	○						

②　地下空間対策の促進

取組	・　管理する地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設への津波による浸水に備え、当該施設の利用者及び従業員の迅速かつ適切な避難の確保を図るために必要な避難訓練その他の措置に関する計画を作成し、その計画に基づき対策を講ずるよう努める。 ・　迅速かつ確実に避難するためには、地下空間の安全性確保が求められるため、地下街等の地下空間管理者は、施設の状況を適切に把握し、構造物の耐震性及び天井などの非構造部材の安全性の検討、耐震補強工事を行うなど、地下空間の安全性確保に努める。 ・　上町台地より西側にある地下街・地下道・地下駅の所有者または管理者に対し津波による浸水に備え、避難が可能な接続ビル（津波避難ビル等）と連携した避難確保計画を作成するとともに、避難訓練等を実施するよう要請を行う。また、出入口部や換気口における浸水対策等を促進する。 ・　地下街・地下道・地下駅の所有者等と連携し、接続ビル（津波避難ビル等）が様々な都市型災害での避難確保に対応できるよう検討する。 ・　地下街等の不特定多数の利用者が集中する防災上重要な施設管理者に対して、防火・防災に関する知識の普及、及び大阪府が進めている災害発生時の防災計画の指導を行う。
現状	・　地下街・地下道・地下駅等の管理者における避難確保計画の作成 （86 箇所/93 箇所：平成 29 年度末） ・　助成により地下街管理者が実施する耐震化、天井部の改修等防災対策のための計画策定（平成 27年度目標達成） ・　「大阪市地下空間浸水対策協議会」の取組みを通じて各管理者による連携した浸水対策の取組みを促進（平成 28 年度目標達成） ・　大規模地下空間の浸水対策に対する助成実施（地下街・接続ビル管理者等が実施する止水板設置等に対する補助）（平成 28 年度目標達成） ・　私鉄地下駅の出入口部や換気口における浸水対策等の促進に向けた事業費補助 ・　地下駐車場および地下式自転車駐車場における防災マニュアルの作成および訓練等の実施 ・　地下空間浸水対策協議会メンバーとの合同訓練の実施 ・　地下道等の定期点検の実施および計画的な補修等の実施

目標	平成27～29年度	・ 津波や河川氾濫により浸水の恐れがある地下街・地下道・地下駅等の全管理者に対し、避難確保計画の作成や避難訓練の実施等を要請し、全管理者で実施 ・ 地下街管理者が実施する耐震化、天井部の改修等防災対策のための計画策定 ・「大阪市地下空間浸水対策協議会」の取組みを通じて各管理者の連携を強化し、浸水対策を促進（H27～28 年度） ・ 地下街・接続ビル管理者等が実施する止水板設置等の推進（H27～28 年度） ・ 私鉄地下駅における浸水対策の促進 （H27～30 年度） ・ 地下駐車場および地下式自転車駐車場における防災マニュアルを作成し、浸水・防水対策等の研修または訓練を実施 ・ 地下街・地下道・地下駅等の全管理者が連携し、訓練を実施 ・ 訓練等による検証内容を踏まえた防災マニュアルの見直しを実施 ・ 維持管理計画に基づき、地下道等の定期点検及び計画的な補修等を実施
	平成30～36年度	・ 津波や河川氾濫により浸水の恐れがある地下街・地下道・地下駅等の全管理者に対する避難確保計画の作成や避難訓練の実施等の要請と作成・実施状況の確認［危機管理室］［該当区］※ ・ 地下街管理者が実施する耐震補強工事等の推進（H32 年度）［危機管理室］ ・ 地下駅における浸水対策の促進 ［都市計画局］［都市交通局］ ・ 地下駐車場及び地下式自転車駐車場における訓練等による検証内容を踏まえた防災マニュアルの確認・改善 ［建設局］ ・ 維持管理計画に基づき定期点検及び計画的な補修等を実施［建設局］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン 番号 23	国の支援策	防災・安全交付金

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○						

※該当区（西淀川区）

③ 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発

取組内容等	1-1⑨に記載

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
			○					

④ 民間住宅・建築物等の耐震化の促進

取組内容等	1-1⑪に記載

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○			○			

⑤ 消防活動体制の充実

取組		・ 大規模な災害発生時には、多数の火災をはじめ、救助・救急事案の発生が予測されるほか、道路、水道等の機能障害なども伴う広域複合災害につながるため、災害初期の段階から効率的な消防活動を展開し得る消防体制の確保が必要であることから、訓練、研修をはじめ、車両、資器材等の整備など消防活動体制の充実強化に努める。
現状		・ 浸水対策用資器材の全消防署への配備（平成 27 年度目標達成） ・ 関係機関と連携した訓練等の実施
目標	平成27～29年度	・ 全消防署へ浸水対策用資器材を配備（H27 年度） ・ 関係機関と連携した訓練の実施
目標	平成30～36年度	・ 関係機関との協力体制強化に向けた連携訓練の実施 ［消防局］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン 番号 50	国の支援策	緊急消防援助隊 設備整備費補助金

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
	○							

⑥ 建築物の応急危険度判定体制の整備

取組内容等	1-1⑮に記載

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○						

⑦ インフラ施設の老朽化対策

取組		・ サービス水準を確保しつつ、施設の長寿命化を基本として、戦略的な維持管理により維持管理費の平準化、LCC の最小化を図る。
現状		・ 本市が所管するインフラ施設の総合的かつ計画的な維持管理を進める上での基本的な方針を定めた「大阪市公共施設マネジメント基本方針」を策定（H27.12） ・ 基本方針及び施設毎に策定された個別施設計画に基づき、計画的な維持管理を実施
目標	平成27～29年度	・ 大阪市公共施設マネジメント基本方針及び施設毎に策定された個別施設計画に基づき、長寿命化を基本とした維持管理を実施 ・ メンテナンスサイクルの構築・推進による維持管理手法の充実

	平成30～36年度	・ 大阪市公共施設マネジメント基本方針及び施設毎に策定された個別施設計画に基づき、長寿命化を基本とした維持管理を実施 ［建設局］［港湾局］［水道局］ ・ メンテナンスサイクルの構築・推進による維持管理手法の充実 ［建設局］［港湾局］［水道局］

関連計画	大阪市公共施設マネジメント基本方針				国の支援策	防災・安全交付金他		
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○	○	○		○		

⑧ 市設建築物の応急対策 【新規】

取組内容等	1-1⑰に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○						

１－３　大規模津波等による多数の死者の発生

①　地区防災計画の策定支援

取組内容等	1-1①に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○						

②　地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援

取組内容等	1-1③に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○						

③　避難施設の確保及び防災空間の整備

取組内容等	1-1⑤に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○						

④　地下空間対策の促進

取組内容等	1-2②に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○						

⑤ 的確な避難勧告等の判断・伝達

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td colspan="8">・ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危険区域に居る市民等及び事業者に対して避難のための立ち退きを勧告又は指示し、安全な場所に避難させる等人命の被害の軽減を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="2">現状</td><td colspan="8">・ 河川の避難勧告等の発令基準の変更と避難勧告等実施要領の改訂
・ 新しい浸水想定区域図の公表に伴う、避難勧告・避難指示の対象区域の見直し
・ 関係機関との情報交換の実施
・ 防災行政無線同報系音声電話自動応答システムの導入
・ 防災情報メールや防災行政無線（同報系）による情報伝達訓練の実施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">目標</td><td>平成27～29年度</td><td colspan="8">・ 内閣府の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の改訂及び河川管理者による水位設定の変更を踏まえ、河川の避難勧告等の発令基準を変更（H27 年度）
・ 改正水防法（H27.7）に基づき、河川管理者において浸水想定区域図が変更された場合には、必要に応じて、避難勧告等の対象区域を変更（28 年度）
・ 改正水防法（H27.7）に基づき、国あるいは大阪府から高潮の浸水想定区域図が示された場合には、必要に応じて、避難勧告等の発令基準及び対象区域を新たに設定（28 年度）
・ 情報通信技術を活用した伝達手段の多様化を推進
・ 避難の伝達方法を含めた訓練の充実</td></tr>
<tr><td>平成30～36年度</td><td colspan="8">・ 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」や、浸水想定区域図、設定水位を確認するなど、避難勧告等の発令基準や対象区域の確認・改善
［危機管理室］</td></tr>
<tr><td colspan="2">関連計画</td><td colspan="4">大阪市地域防災アクションプラン　番号 24</td><td colspan="2">国の支援策</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">施策分野</td><td>行政機能</td><td>住宅・都市</td><td>国土保全・利用</td><td>交通・物流</td><td>保健医療・福祉</td><td>産業</td><td>環境</td><td>情報通信</td></tr>
<tr><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

⑥ 地域防災力強化に向けた水防団等の充実・強化

取組		・ 淀川・大和川流域の市町と共同し、水防団の訓練や、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備、水防資機材の充実などにおいて協力する。 ・ 青年層・女性層の団員への参加促進、処遇の改善等により、水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、水防組織の強化を図る。 ・ 国、府、各水防事務組合をはじめとする防災関係機関、並びに自主防災組織等が参加して、水害時における災害応急対策の訓練を行うための水防演習を定期的に実施する。
現状		・ 水防事務組合が実施する活動（防災訓練・防潮扉閉鎖訓練等）への参加及び協力 ・ 水防団員の募集活動の実施（HP 等を活用した広報活動など）
目標	平成27～29年度	・ 水防事務組合が実施する活動（防災訓練・防潮扉閉鎖訓練等）への参加 ・ 水防団員の募集への協力 ① HP 等による広報活動 ②水防協力団体、地縁団体、地元企業等への働きかけ ③長期的水防団員の確保（小・中学生対象の職業体験・防災訓練等）
	平成30～36年度	・ 水防事務組合の高齢化、充足率を踏まえた水防団員募集への協力 ［建設局］［該当区のみ］ ・ 水防活動の拠点となる施設の整備や水防資機材の充実などにむけた協力体制の確認・改善 ［建設局］ ・ 水防事務組合が実施する水防訓練・防潮扉閉鎖訓練等への参加 ［建設局］［該当区のみ］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン 番号 25	国の支援策	―

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
	○							

⑦ 外国人に対する情報発信の充実

取組内容等	1-1⑧に記載

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
								○

⑧ ﾊｻﾞｰﾄﾞﾏｯﾌﾟ等の作成・啓発

取組内容等	1-1⑩に記載

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
			○					

⑨ 防潮堤の津波等浸水対策の推進

取組		・ 地震時の堤防、護岸の亀裂、崩壊による二次災害（津波による浸水等）を防止するため、液状化等を考慮した堤防、護岸の耐震補強を行う。 ・ 大阪府と連携し、府が設定した津波浸水想定の結果を踏まえ、堤防･水門等の防潮施設の耐震･液状化対策並びに津波の越水に対する粘り強い構造化について、早急に取り組む。 ・ 防潮施設等の維持管理･老朽化対策の実施により、津波等の災害発生時その機能を果たすことができるよう努める。 ・ 洪水による堤内地への浸水を防止するため、河川施設の計画的な改修・環境整備を図る。
現状		・ 防潮堤の耐震・液状化対策工事 河川堤防（1.2km/2.3km） 防潮堤（2.1km/4.2km） ・ 城北川改修事業の暫定完成に向けた河川改修整備率（100%/100%：平成 29 年度）
目標	平成27～29年度	・ 水門外の居住地域における百数十年に 1 度の規模の津波（L1）により浸水する箇所、並びに水門内における地震直後から浸水する箇所等、短期的に対策すべき堤防について、平成 30 年度の対策完了に向けて着実な耐震・液状化対策を実施 ・ 「寝屋川ブロック河川整備計画」に示された今後 30 年間の整備計画を踏まえ、城北川改修事業を暫定完成
	平成30～36年度	・ 短期的に対策すべき堤防の津波等浸水対策の実施（平成 30 年度まで）［港湾局］［建設局］ ・ 水門内や居住地域外における百数十年に 1 度の規模の津波により浸水する箇所の堤防等の耐震・液状化対策の実施（平成 35 年度まで）［港湾局］［建設局］ ・ 福町十三線立体交差事業の実施により、耐震対策及び津波や高潮による浸水被害の軽減を目的とする「阪神なんば線淀川橋梁改築事業（国直轄河川事業）」を推進 ［建設局］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン 番号 38	国の支援策	防災・安全交付金

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
			○					

⑩ 船舶の津波対策の推進

取組	・ 東南海・南海地震により発生する津波に対する船舶の適切な避難等のマニュアルについて、今後、南海トラフ巨大地震を対象とし、適宜、改訂し、船舶の防災体制を強化する。
現状	・ 津波に対する船舶の避難マニュアルの作成（H27 年度目標達成）

目標	平成27～29年度	・ 必要に応じ、東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震により発生する津波に対する船舶の適切な避難等のマニュアルの見直し
	平成30～36年度	・ 東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震により発生する津波に対する船舶の適切な避難等のマニュアルの確認・改善 ［港湾局］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン 番号 46	国の支援策	―

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
			○					

⑪ 津波防御施設の閉鎖体制の充実

取組		・ 大阪市湾岸部への津波来襲に備え、水門等の津波防災施設の操作体制の強化を図る。 ・ 水門等の津波防災施設の維持管理の徹底を図り、津波来襲時に津波防ぎょ施設がその機能を果たすことができるよう努める。
現状		・ 水門等の津波防災施設の操作マニュアルの検証等の実施 ・ 防潮扉・水門閉鎖要員確保 （160 人/204 人：平成 29 年度末） ・ 水門等の津波防災施設の操作員に対しての研修を実施
目標	平成27～29年度	・ 水門等の津波防災施設の操作マニュアルを検証し、防潮施設の管理者や操作を委託している民間企業と協議を進めるなどの見直し ・ 全庁的な防潮扉・水門閉鎖要員の確保 ・ 水門等の津波防災施設の操作研修及び訓練の実施
	平成30～36年度	・ 水門等の津波防災施設の操作マニュアルの確認・改善 ［港湾局］［建設局］ ・ 全庁的な防潮扉・水門閉鎖体制の確認・改善 ［危機管理室］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン 番号 47	国の支援策	防災・安全交付金

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
			○					

１－４　異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

①　避難施設の確保及び防災空間の整備

取組内容等	1-1⑤に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○						

②　地下空間対策の促進

取組内容等	1-2②に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○						

③　的確な避難勧告等の判断・伝達

取組内容等	1-3⑤に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○						

④　ﾊｻﾞｰﾄﾞﾏｯﾌﾟ等の作成・啓発

取組内容等	1-1⑩に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○						

⑤　防潮堤の津波等浸水対策の推進

取組内容等	1-3⑨に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
			○					

⑥ 市街地の浸水対策

取組		・ 洪水による堤内地への浸水を防止するため、河川施設の計画的な整備を図る。 ・ 集中豪雨等の大雨による浸水被害を最小限に抑えるために必要な下水道整備等の対策を計画的に実施する。 ・ 水害時における円滑な防災活動を可能にし、最低限の都市機能を維持・保全することを目的として、都市施設や避難所等の浸水予防対策の推進を図る。
現状		・ 抜本的な浸水対策として下水道幹線の建設、ポンプ施設の新増設等の実施 ・ 城北川改修事業の暫定完成に向けた河川改修整備 （100%/100%:平成 29 年度）
目標	平成27～29年度	・ 大雨等による浸水対策被害軽減のための下水道施設整備 ① H37 年度までに雨水排水施設能力を 90%とするため、抜本的な浸水対策として下水道幹線の建設、ポンプ施設の新増設 ② H23～25 の集中豪雨による浸水被害を対象として集中豪雨被害軽減対策の推進 ・「寝屋川ブロック河川整備計画」に示された今後 30 年間の整備計画を踏まえ、城北川改修事業を暫定完成
	平成30～36年度	・ 大雨等による浸水対策被害軽減のための下水道施設整備 ① H37 年度までに雨水排水施設能力を 90%とするため、抜本的な浸水対策として下水道幹線の建設、ポンプ施設の整備[建設局] ② H23～25 の集中豪雨による浸水被害を対象として集中豪雨被害軽減対策の推進[建設局]

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン 番号 40	国の支援策	防災・安全交付金

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
			○					

⑦ 長期湛水の早期解消

取組		・ 防潮水門及び内水排除施設が津波の襲来後にも、速やかに機能復帰できるよう電気設備等の耐水機能の確保に努める。 ・ 防潮堤の破堤箇所からの溢水による長期湛水に備え破堤箇所の仮締切やﾎﾟﾝﾌﾟ場の機能確保やﾎﾟﾝﾌﾟ車による排水等、早急な復旧策についての検討を進める。
現状		・ 抽水所における建築物の耐水化の実施 （平成 28 年度目標達成） ・ 下水処理場 1 棟の耐水化の実施（平成 27 年度目標達成） ・ 防潮堤からの溢水による長期湛水について、国、府などの関係機関との連携による早急な復旧策、対応手順の検討実施
目標	平成27～29年度	・ 下水処理場 1 棟、抽水所 5 棟における建築物の耐水化 ・ 防潮堤からの溢水による長期湛水について、国、府などの関係機関との連携による早急な復旧策、対応手順について整理

	平成30～36年度	・ 防潮堤の破損個所からの溢水による長期湛水に関する復旧策、対応手順の確認・改善 ［建設局］［港湾局］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン 番号 45				国の支援策	防災・安全交付金		
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
			○					

⑧ インフラ施設の老朽化対策

取組内容等	1-2⑦に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
			○					

１－５ 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

① 地区防災計画の策定支援

取組内容等	1-1①に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○						

② 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援

取組内容等	1-1③に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○						

③ 「避難行動要支援者」支援の充実

取組内容等	1-1④に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
					○			

④ 災害時の市民への広報体制の整備・充実

取組		・ 災害時の広報活動体制について、迅速・的確な広報を実施し、市民等の混乱や被害そのものを最小限に抑えるよう、平時より各種の報道機関等との連携に努める。 ・ 被災地域ごとの状況に応じたきめ細かな広報により、すべての被災者に安心感を与え、適切な行動が取れるよう携帯マイク等による直接的な広報活動に備える。 ・ 災害発生時に市民等への広報手段として、各局・各区のホームページやおおさか防災ネットを活用できるよう検討を行う。 ・ 市外へ避難する市民に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。 ・ 緊急広報及び一般広報の方法の多様化に努める。
現状		・ SNS の活用等、情報伝達手段の多様化に向けた検討等の実施 ・ 防災行政無線設備同報系子局設置（121 箇所/121 箇所）（平成 28 年度目標達成） ・ デジタル化に関する基本設計等の実施
目標	平成27～29年度	・ 情報伝達手段の多様化に向けた体制整備 ・ 同報無線子局設備の増設 ・ 増設された同報無線子局による伝搬調査とデジタル同報無線設備の導入設計

	平成30～36年度	・ 災害時における広報活動体制の整備・広報内容や発信機会の充実 ［政策企画室］［危機管理室］［ICT戦略室］ ・ 平時からの各種報道機関等との連携体制の確認・改善 ［政策企画室］ ・ 新たなデジタル同報無線設備の導入［危機管理室］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン 番号 14	国の支援策	―

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
								○

⑤ 的確な避難勧告等の判断・伝達

取組内容等	1-3⑤に記載

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○						

⑥ 地域防災力強化に向けた水防団等の充実・強化

取組内容等	1-3⑥に記載

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
	○							

⑦ 地域における防災対応行動力の向上

取組		・ 市民等、事業所が「自らの命は自ら守り、自らの地域は自らで守る」という防災の基本に立って適切な活動が行えるよう、初期消火、避難訓練等を中心に実践的な防災訓練の実施を促進･支援する。 ・ 発災時、一人ひとりが主体的に迅速かつ的確に避難できるよう、津波に対する知識の普及啓発、逃げるために必要な情報提供体制、要配慮者を考慮した避難誘導を含む防災訓練を一体的に実施するほか、避難場所・避難路の確保等、津波から「逃げる」ための対策に総合的に取り組む。 ・ 地域によって異なる災害特性や被害想定に関する情報提供を行うなど、地域特性に応じた訓練を進めるための支援を行う。
現状		・ 各種広報誌、ホームページ、ハザードマップ等による防災情報の普及啓発の実施 ・ 地域における避難所開設訓練等の実施 ・ 避難所開設訓練・防災学習会等への自主防災組織力向上アドバイザー等の派遣による啓発実施
目標	平成27～29年度	・ 各種広報誌、ホームページ、ハザードマップ等により普及啓発を行い、マップを活用した訓練を実施 ・ 全地域における防災訓練（避難訓練）等の実施 ・ 自主防災組織力向上アドバイザーの地域への派遣による防災知識の普及啓発

	平成30～36年度	・ 地域における防災訓練（避難誘導訓練、避難所開設・運営訓練など）等への支援 ［全区］［消防局］［危機管理室］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン　番号 26	国の支援策	―

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○						

⑧ 社会福祉施設の避難体制の確保

取組		・ 社会福祉施設の施設管理者に対し、災害時に利用者、児童等を安全に避難誘導するよう働きかける。
現状		・ 協定福祉施設における防災講座等の開催 ・ 防災マニュアルの策定等に対する支援 ・ 要配慮者利用施設への洪水予報等のメール配信を開始（平成 27 年度より実施）
目標	平成27～29年度	・ 社会福祉施設に対する防災学習会等の開催 ・ 要配慮者利用施設への洪水予報等のメール配信体制の整備
	平成30～36年度	・ 社会福祉施設等に対する災害時における利用者の安全確保をはじめとした防災意識の普及啓発の実施　［福祉局］［こども青少年局］ ・ 社会福祉施設の防災マニュアルの策定に向けた支援 ［危機管理室］［福祉局］［こども青少年局］ ・ 水防法で義務付けられる避難確保計画書の作成支援 ［危機管理室］［福祉局］［こども青少年局］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン　番号 27	国の支援策	―

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
					○			

⑨ 外国人に対する情報発信の充実

取組内容等	1-1⑧に記載

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
	○	○						○

⑩ 保育所･学校園等における防災学習の徹底と避難体制の確保

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td colspan="8">・ 災害発生時における乳幼児、児童、生徒の身体の安全、施設の保全応急学習の実施その他必要な事項を定め、もってこれらの円滑な遂行を図り、対策の万全を期す。
・ 保育所・学校園等は、幼児・児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年防災計画を作成するとともに、適宜危機管理発生時対処要領（危機管理マニュアル）の見直しを行い、防災体制の確立に努める。
・ 学校園は、幼児・児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、各教科、道徳、特別活動等の指導における副読本等の教材・資料の作成、避難訓練や応急措置等の充実を図り、幼児・児童・生徒の発達段階や学校園等の実態に応じた防災の取組みを推進する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">現状</td><td colspan="8">・ 全保育所・学校園における避難訓練等の実施
・ 全保育所で保育安全マニュアル等の作成・見直し</td></tr>
<tr><td rowspan="2">目標</td><td>平成27～29年度</td><td colspan="8">・ 全保育所・学校園で幼児、児童、生徒に対する避難訓練を含めた防災についての指導
・ 全保育所で保育安全マニュアル、全学校園で防災計画と安全対策マニュアルを作成し、防災体制を確立</td></tr>
<tr><td>平成30～36年度</td><td colspan="8">・ 保育所・学校園で幼児、児童、生徒に対する避難訓練を含めた防災の取組みの推進 ［こども青少年局］［教育委員会事務局］
・ 保育所における保育安全マニュアル並びに学校園における防災計画と安全対策マニュアルの確認・改善 ［こども青少年局］［教育委員会事務局］</td></tr>
<tr><td colspan="2">関連計画</td><td colspan="4">大阪市地域防災アクションプラン 番号 32</td><td colspan="2">国の支援策</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">施策分野</td><td>行政機能</td><td>住宅・都市</td><td>国土保全・利用</td><td>交通・物流</td><td>保健医療・福祉</td><td>産業</td><td>環境</td><td>情報通信</td></tr>
<tr><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

⑪ 防災意識の啓発

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td colspan="8">・ 市民等に対しては、災害等の知識、災害への備え、災害時の行動について普及を図り、それぞれの地域の災害関連情報を周知するとともに「自らの地域は自らで守る」という自主防災意識を醸成し、さらに、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者に対する支援の必要性、方法等の防災知識の普及を図る。
・ 「災害に強い人づくり」のため、各種の防災教育や防災訓練、防災マニュアル教材の作成等の企画・実施に努め、防災教育環境の充実に努める。
・ 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。
・ 災害時には、都市機能の不全による生活物資の確保が困難になる事や、多数の帰宅困難者が出ると予想されることから、家庭や事業所において、最低限必要な 3 日間できれば一週間以上の食料・水等の生活物資の備蓄を行うよう啓発していく。</td></tr>
<tr><td colspan="2">現状</td><td colspan="8">・ 各種広報誌、ホームページ、防災イベント等による防災意識の普及啓発の実施
・ 防災講演会、出前講座等の実施
・ 市民防災マニュアルやホームページ等の啓発内容の点検・充実</td></tr>
<tr><td rowspan="2">目標</td><td>平成27～29年度</td><td colspan="8">・ 各種広報誌、ホームページ、防災イベント等による普及啓発
・ 防災訓練（避難訓練等）・講演会等の機会における啓発の実施
・ 市民防災マニュアルやホームページ等の啓発内容を点検・充実</td></tr>
<tr><td>平成30～36年度</td><td colspan="8">・ 防災イベントや防災訓練（避難訓練等）、講演会等による防災知識等の普及啓発の実施 ［全区］［危機管理室］
・ 必要に応じたハザードマップや市民防災マニュアル、各種ホームページ等の啓発内容の確認・改善 ［全区］［危機管理室］</td></tr>
<tr><td colspan="2">関連計画</td><td colspan="3">大阪市地域防災アクションプラン 番号 35</td><td colspan="2">国の支援策</td><td colspan="3">―</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">施策分野</td><td>行政機能</td><td>住宅・都市</td><td>国土保全・利用</td><td>交通・物流</td><td>保健医療・福祉</td><td>産業</td><td>環境</td><td>情報通信</td></tr>
<tr><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

２ 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

２－１ 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

① 医薬品、医療用資機材の確保

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td colspan="8">・ 災害時の多数の負傷者の発生にも十分に対応可能となるよう医薬品・医療資器材の確保に努める。備蓄については、災害時医療機関において通常時の在庫を充実することを基本とし、緊急時に円滑に調達ができるよう関係団体と協定を結ぶように努める。</td></tr>
<tr><td colspan="2">現状</td><td colspan="8">・ 協定締結団体との連携訓練の実施
・「大阪市災害対策本部救急医療調整実施要領」の関係マニュアルの見直し</td></tr>
<tr><td rowspan="2">目標</td><td>平成27～29年度</td><td colspan="8">・ 協定締結団体との平時からの連携による協力体制の構築
・ 訓練等を通じ、必要に応じた「大阪市災害対策本部救急医療調整実施要領」及び関係マニュアルの見直し</td></tr>
<tr><td>平成30～36年度</td><td colspan="8">・ 医薬品、医療用資器材の確保に関する協力体制の確認・改善 ［健康局］</td></tr>
<tr><td colspan="2">関連計画</td><td colspan="4">大阪市地域防災アクションプラン 番号 7</td><td colspan="2">国の支援策</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">施策分野</td><td>行政機能</td><td>住宅・都市</td><td>国土保全・利用</td><td>交通・物流</td><td>保健医療・福祉</td><td>産業</td><td>環境</td><td>情報通信</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

② 広域緊急交通路等の通行機能確保

取組	・ 災害時に災害応急対策活動を迅速、的確に実施するため、事前に緊急輸送ネットワーク及び輸送基地を指定し、その整備を推進するとともに、それらを構成する土木施設等の耐震性等を強化し、防災性の向上を図る。 ・ 水害時における円滑な防災活動を可能にし、最低限の都市機能を維持・保全することを目的として、都市施設や避難所等の浸水予防対策の推進を図る。

現状		・ 災害時の緊急交通路及び避難路に架かる橋梁等の地震動、津波、液状化の影響に対する安全性の確認（11 施設/11 施設：平成 29 年度末） ・ 緊急交通路を担う都市計画道路整備実施(55%/100%) ・ 橋梁の耐震対策の実施（4 橋/5 橋：平成 29 年度）、歩道橋の耐震対策の実施（~~0~~2 橋/3 橋：平成 29 年度） ・ 共同溝の整備実施（85%/87%：平成 29 年度）、電線共同溝の整備実（490m/620m） ・ 抽水所における建築物の耐水化の実施 （平成 28 年度目標達成） ・ 下水処理場 1 棟の耐水化の実施（平成 27 年度目標達成）
目標	平成27～29年度	・ 災害時の緊急交通路及び避難路に架かる橋梁等の耐震性の確認、必要に応じて対策工法の整理 ・ 緊急交通路を担う都市計画道路 5 路線の整備 ・ 橋梁 5 橋及び歩道橋の耐震対策 ・ 共同溝 2 路線・電線共同溝 1 路線の整備 ・ 下水処理場 1 棟、抽水所 5 棟における建築物の耐水化
	平成30～36年度	・ 緊急交通路を担う都市計画道路の整備 ［建設局］ ・ 緊急交通路における橋梁の耐震対策 ［建設局］［港湾局］ ・ 緊急交通路における歩道橋の耐震対策 ［建設局］ ・ 緊急交通路における共同溝・電線共同溝の整備 ［建設局］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン 番号 17	国の支援策	防災・安全交付金

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
			○	○				

③ 水道施設の耐震化等の推進

取組	・ 取・浄・配水場の土木構造物については、震災時の全面停止及び広域的な断水を回避するため、耐震化すべき浄水系統を設定し、効率的に耐震化を実施する。 ・ 想定地震に対しても取・浄・配水場運用に不可欠な電力を安定して確保するため、施設運転用の自家発電設備の整備など送電停止対策を行う。また、電力使用制限・計画停電が実施される際にも、水道施設は対象から除外されるよう国等へ働きかける。
現状	・ 庭窪浄水場1系取送水施設耐震化工事の実施（平成 29 年度目標達成） ・ 豊野浄水場浄水施設耐震化工事（沈殿池）の実施 ・ 経年管更新による管路の耐震化（29%：平成 29 年度末） ・ 真田山加圧ポンプ場自家発電設備設置工事の実施 ・ 浄水場への自家発電設備の設置工事の実施 ・ 国へ電力使用制限の除外等に対する特段の配慮について要望を実施

目標	平成27～29年度	・ 庭窪浄水場1系取送水施設の耐震化完了（H29 年度） ・ H33 年度完了に向けた豊野浄水場の耐震化実施 ・ 管路の耐震化の推進　24%（H25 年度末）⇒29%（H29 年度末） ・ 真田山加圧ポンプ場自家発電設備の設置完了（H28 年度） ・ 浄水場への自家発電設備の設置計画の策定 ・ 電力使用制限・計画停電からの除外を要請
	平成30～36年度	・ 豊野浄水場の耐震化［水道局］ ・ 鋳鉄管の解消　［水道局］ ・ 国のガイドラインで定める重要給水施設に至る配水本管及び配水支管の「耐震管」化を進め、特に、広域避難場所（34 箇所）及び災害医療機関（95 箇所）に至る管路については最優先で実施（～H39 年度）［水道局］ ・ 浄水場への自家発電設備の整備　［水道局］ ・ 災害時における安定した電力の確保　［水道局］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン　番号 18	国の支援策	―

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○						

④　迅速な道路啓開の実施

取組		・ 道路管理者及び港湾管理者は、使用可能な緊急交通路を把握するため、府・市と協力して、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を国、府、市本部及び府警察等に報告する体制の整備に努める。 ・ 道路管理者及び港湾管理者は府警察や他の道路管理者等関係機関と連携して計画的に緊急交通路等について道路啓開作業を行う体制の整備に努める。
現状		・ 関係機関と連携した道路啓開訓練の実施
目標	平成27～29年度	・ 関係機関と連携した道路啓開訓練の実施と検証を行い、道路啓開体制等の充実
	平成30～36年度	・ 関係機関と連携した道路啓開訓練の実施による道路啓開体制等の確認・改善 ［建設局］［港湾局］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン　番号 19	国の支援策	―

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
				○				

⑤ 食料、飲料水、燃料等の備蓄及び集配体制の強化

取組		・ 避難生活が長期化した場合に必要となる生活物資について、業者との協定締結による調達体制を整備する。 ・ 輸送及び被災者への供給の利便を考慮し、輸送距離の均一化を図るとともに、道路や橋梁の被害の影響を最小限に抑えるため、きめ細やかな分散備蓄体制を整備する。 ・ 広域的な受援も視野に入れた物資の調達に努めるとともに、必要に応じて共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。 ・ 自宅、テント及び車等、災害時避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者など、避難所に滞在できない被災者に対しても物資等が供給されるよう努める。
現状		・ 備蓄計画に基づいた備蓄物資の確保 （南海トラフ巨大地震被害想定に対する拡充分） ・ 分散備蓄体制の維持 ・ 緊急物資の供給を迅速に行うため、具体的な行動計画を策定し、訓練などを踏まえた継続的な見直し
目標	平成27～29年度	・ 新たな被害想定を踏まえた備蓄計画の策定 ・ 拠点備蓄・分散備蓄を推進するとともに、被害想定に基づいた食料等の備蓄を推進 ・ 官民連携して緊急物資の供給を迅速に行うため、具体的な行動計画を策定し、訓練などを踏まえた継続的な見直し
	平成30～36年度	・ 拠点備蓄・分散備蓄の推進及び被害想定に基づく食料等の備蓄の推進 ［危機管理室］ ・ 緊急物資の供給を迅速に行うための行動計画の策定 ［契約管財局］［福祉局］［市民局］［経済戦略局］［中央卸売市場］［危機管理室］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン　番号 20				国の支援策	―		
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
				○				

⑥ 迅速な航路啓開の実施

取組		・ 河川の治水重要度や施設の損壊及び船舶の航行安全確保の状況等を勘案し、障害物の除去作業を実施する体制の整備に努める。 ・ 東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震により発生する津波に対して、貯木場及び木材整理場内の木材の流出災害の防止に努める。
現状		・ 関係機関との航路啓開体制の連携強化
目標	平成27～29年度	・ 関係機関と連携した航路啓開体制の検証と充実
	平成30～36年度	・ 関係機関と連携した航路啓開体制の確認・改善 ［港湾局］［建設局］［環境局］ ・ 貯木場及び木材整理場内の木材の流出災害の防止対策の実施 ［港湾局］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン 番号 21	国の支援策	―

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
				○				

⑦ 民間住宅・建築物等の耐震化の促進

取組内容等	1-1⑪に記載

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
				○				

⑧ 水道の早期復旧及び飲用水、生活雑用水等の確保

取組		・ 水道施設の復旧については、応急給水体系や応急給水目標と整合した復旧優先順位を考慮し、段階的な復旧目標期間を設定し復旧に努める。 ・ 発災直後から生命維持に最低限必要な水を確保し、日増しに需要の高まる生活用水の供給体制を確立するため、飲料用耐震性貯水槽の整備や応急給水用資器材及び応急復旧用資機材の備蓄を行うとともに、災害時において他都市や民間団体等の応援協力が得られるよう応援の枠組みを確保する。 ・ 水道による生活用水の供給体制を補完する観点から、下水処理場、農業用井戸及び学校のプールの水を近隣の地域に利用可能にするための施設・資器材の整備等を図る。
現状		・ 災害時の応急復旧用資機材等の調達に係る協定の締結 ・ 下水高度処理水の防火・生活雑用水供給設備の整備実施
目標	平成27～29年度	・ 関係団体等との協定締結による応援協力体制（流通備蓄等）の確保 ・ 下水処理場 1 箇所における下水高度処理水の防火・生活雑用水供給設備の整備
	平成30～36年度	・ 早期復旧に関する体制の確認・改善 ［水道局］ ・ 飲料水・生活用水等の供給体制の確認・改善 ［水道局］ ・ 住之江処理場における下水道高度処理水の防火・生活雑用水供給設備の整備 ［建設局］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン 番号 42	国の支援策	―

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○						

⑨ インフラ施設の老朽化対策

取組内容等	1-2⑦に記載

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○	○			○		

２－２　多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

①　広域緊急交通路等の通行機能確保

取組内容等	2-1②に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
				○				

②　迅速な道路啓開の実施

取組内容等	2-1④に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
				○				

③　迅速な航路啓開の実施

取組内容等	2-1⑥に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
				○				

④　消防活動体制の充実

取組内容等	1-2⑤に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
	○							

２－３　自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

①　地区防災計画の策定支援

取組内容等	1-1①に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○						

②　災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ

取組内容等	1-1②に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
	○							

③　災害時医療体制の整備

取組		・　甚大な被害をもたらす大規模災害にも対応できるよう、初期医療救護活動体制及び、後方医療体制の整備等により、体系的な整備に努める。 ・　災害時の初期医療を円滑かつ迅速に実施するため市本部救急医療調整班の準備活動、区医師会との協力体制等の初期医療救護活動体制の整備を行う。
現状		・　協定締結団体と連携した訓練等の実施 ・　新たな協力事業者の確保に向けた協議の実施
目標	平成27～29年度	・　協定締結団体との平時からの連携による協力体制の構築 ・　関係民間団体等、新たな協定先の調査及び協定の締結
	平成30～36年度	・　災害時における医療に関する協力体制の確認・改善　［全区］［健康局］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン　番号 6				国の支援策	—		
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
					○			

④ 大規模災害時における受援力の向上

取組		・ 災害時における外部機関の受入体制の構築に努める。 ・ 備蓄倉庫や避難所、輸送基地などの防災活動拠点における「受援」を考慮した運用体制を構築する。 ・ 港湾地域の開発においては、新たな防災空間を創出しうることが期待されるため、防災機能の付加・充実を考慮した整備に努める。
現状		・ 受援計画の策定に向けた関係機関との調整実施 ・ 大阪港港湾計画の改訂案の作成 ・ 応急復旧活動用地である緑地の整備（17.9ha(供用面積)/30.4ha（計画面積）
目標	平成27～29年度	・ 災害時における市域防災活動拠点等の運用体制の構築 ・ 港湾計画の次期改訂において、大阪港における耐震岸壁の規模・配置や緊急物資の輸送拠点となるオープンスペース（緑地）の規模・配置等に関する見直し ・ 港湾緑地における多目的に利用可能な防災空間の整備 ※「大規模災害時における受援力の向上」は、業務継続や災害復旧の体制整備の一つの取組みであるため、平成30年度以降は他の施策（3-1-①「業務継続体制及び災害復旧体制の整備」など）に統合するし、平成27～29年度の施策のみ掲載する。

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン　番号 8				国の支援策	防災・安全交付金		
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
	○							

⑤ 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援

取組内容等	1-1③に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○						

⑥ 広域緊急交通路等の通行機能確保

取組内容等	2-1②に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
			○	○				

⑦ 迅速な道路啓開の実施

取組内容等	2-1④に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
				○				

⑧ 迅速な航路啓開の実施

取組内容等	2-1⑥に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
				○				

⑨ 地域防災力強化に向けた水防団等の充実・強化

取組内容等	1-3⑥に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
	○							

⑩ 民間住宅・建築物等の耐震化の促進

取組内容等	1-1⑪に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
				○				

⑪ 緊急消防援助隊等の受入れ体制の整備

取組内容等	1-1⑭に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
	○							

⑫ 消防活動体制の充実

取組内容等	1-2⑤に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
	○							

２－４　救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

①「避難行動要支援者」支援の充実

取組内容等	1-1④に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
					○			

②　迅速な道路啓開の実施

取組内容等	2-1④に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
				○				

③　防潮堤の津波等浸水対策の推進

取組内容等	1-3⑨に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
				○				

２－５ 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

① 帰宅困難者対策の確立

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td colspan="8">・ 帰宅困難者対策における一斉帰宅の抑制とターミナルにおける混乱防止について、行政機関のみならず市民等や事業者が主体的に重点的に取り組む体制を整え、支援していく。</td></tr>
<tr><td colspan="2">現状</td><td colspan="8">・ 帰宅困難者対策協議会の設立（5 箇所/5 箇所：平成 28 年度目標達成）
・ 主要ターミナル毎の対応マニュアル等の作成
（5 箇所/5 箇所：平成 28 年度目標達成）
・ ターミナル駅周辺事業者等の帰宅困難者対策の意識啓発活動の実施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">目標</td><td>平成27～29年度</td><td colspan="8">・ 市内主要ターミナル駅の駅周辺事業者等が参加する各駅周辺地区帰宅困難者対策協議会等の設立による帰宅困難者対策の促進（H27～28 年度）
・ 各駅周辺地区帰宅困難者対策協議会等における主要ターミナル毎の対応マニュアル等の作成
・ 帰宅困難者対策支援コーディネーターの派遣・セミナーの開催等によるターミナル駅周辺事業者等の帰宅困難者対策の意識啓発</td></tr>
<tr><td>平成30～36年度</td><td colspan="8">・ 各駅周辺地区帰宅困難者対策協議会等における帰宅困難者対策の計画の作成や訓練の実施等による事業者間・関係機関等の連携体制の確立
［危機管理室］［該当区］</td></tr>
<tr><td colspan="2">関連計画</td><td colspan="3">大阪市地域防災アクションプラン　番号 30</td><td colspan="2">国の支援策</td><td colspan="3">―</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">施策分野</td><td>行政機能</td><td>住宅・都市</td><td>国土保全・利用</td><td>交通・物流</td><td>保健医療・福祉</td><td>産業</td><td>環境</td><td>情報通信</td></tr>
<tr><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

２－６　医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

①　医薬品、医療用資機材の確保

取組内容等	2-1①に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
					○			

②　広域緊急交通路等の通行機能確保

取組内容等	2-1②に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
			○	○				

③　迅速な道路啓開の実施

取組内容等	2-1④に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
				○				

④　民間住宅・建築物等の耐震化の促進

取組内容等	1-1⑪に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
				○				

２－７　被災地における疫病・感染症等の大規模発生

①　市街地の浸水対策

取組内容等	1-4⑥に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
			○					

②　災害時における下水道機能の確保

取組		・ 地震発生時においても、下水道が有する最低限の機能確保として、流下機能の確保、排水機能の確保及び緊急交通路などの交通機能を確保できるよう、下水道施設の耐震化や施設の耐水化を図る。 ・ し尿処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。 ・ 既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
現状		・ 管路施設の耐震化を実施（189km/400km） ・ 自家発電設備の整備（7 箇所/8 箇所：平成 29 年度末） ・ 抽水所における建築物の耐水化の実施 （平成 28 年度目標達成） ・ 下水処理場 1 棟の耐水化の実施（平成 27 年度目標達成） ・ 老朽管渠の改築更新計画の策定（平成 27 年度目標達成）
目標	平成27～29年度	・ 耐震化を含めた老朽管渠の改築更新 ・ 下水処理場 2 箇所、抽水所 6 箇所における自家発電施設の整備 ・ 下水処理場 1 棟、抽水所 5 棟における建築物の耐水化 ・ 耐震化を含めた老朽管渠の改築更新計画の策定（H27 年度）
	平成30～36年度	・ 下水道施設管理計画に合わせて、耐震化を含む老朽管渠の改築更新を実施 ［建設局］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン　番号 43				国の支援策	防災・安全交付金		
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○	○				○	

③　被災地域の食品衛生監視活動の実施

取組	・ 災害時、避難所等における食品の調理や保管等、食品の衛生的な取扱いについて、施設管理者や調理実務者に対して指導する。
現状	・ 社会福祉関係施設等の従事者を対象とした衛生講習会を開催

目標	平成27～29年度	・ 市民や食品関係事業者に対する食品知識の普及啓発
	平成30～36年度	・ 市民や食品関係事業者に対する食品衛生に関する知識の普及啓発の実施 ［健康局］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン 番号 51	国の支援策	—

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
					○			

④ 被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施

組取		・ 災害時の感染症等の発生を予防し、又はまん延を防止するための活動が実施できる体制の整備に努める。
現状		・ 感染症予防にかかるマニュアルの点検・整備の実施 ・ 感染症予防に関する知識のホームページへの掲載、冊子の作成 ・ 防護具の着脱や消毒、疫学調査等の訓練・研修の実施 ・ 薬資材の在庫点検・補充の実施
目標	平成27～29年度	・ 感染症予防にかかるマニュアルの点検・整備 ・ 感染症予防に関する知識の普及啓発 ・ 防護具の着脱や消毒、疫学調査等の訓練・研修の実施 ・ 必要な薬資材の備蓄
	平成30～36年度	・ 感染症等の予防に関するマニュアル類の確認・改善 ［健康局］ ・ 感染症等の予防に関する訓練・研修及び知識の普及啓発の実施 ［健康局］ ・ 必要な薬資材備蓄状況の確認・改善 ［健康局］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン 番号 52	国の支援策	—

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
					○			

⑤ 生活ごみの適正処理

取組		・ 災害時のごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するために、平常時から早期の復旧・復興の支障とならないように処理体制の確保を推進する。
現状		・ 災害廃棄物処理基本計画の策定に向けた素案の作成
目標	平成27～29年度	・ 災害時の生活ごみの適正処理に係る人員計画、連絡体制などの災害対応マニュアルの整備
	平成30～36年度	・ 大阪市災害廃棄物処理基本計画〔第 1 版〕(H29.3)による処理体制の確認・改善 ［環境局］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン 番号 54	国の支援策	―

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
							○	

⑥ 遺体対策の体制整備

取組		・ 遺体の仮収容(安置)所の設置、遺体の収容、遺体の処理・身元確認等、斎場への遺体の搬送、遺体の火葬について、体制の整備に努める。
現状		・ 遺体の仮収容(安置)所の確保に向けた関係機関等協議の実施 ・ 葬祭関係団体の協力による体制整備を検討
目標	平成27～29年度	・ 遺体処理マニュアルの策定(H27 年度) ・ 遺体の仮収容(安置)所の確保 ・ 関係機関等との協力・連携体制の整備
	平成30～36年度	・ 遺体対策マニュアルの確認・改善 ［危機管理室］ ・ 遺体の仮収容(安置)所の確保 ［全区］(実施済み区を除く) ・ 関係機関等との協力・連携体制の確認・改善 ［全区］[環境局][危機管理室]

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン 番号 56	国の支援策	―

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
					○			

３ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

３－１ 市役所（区役所）機能の機能不全

① 業務継続体制及び災害復旧体制の整備

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td colspan="8">・ 業務継続を図るとともに、BCP（業務継続計画）の作成・運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行い、適切に運用するとともに、必要に応じてその検証を行う。
・ 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県や市町村から応援を受けることができるように受援体制の構築を計画しておくとともに、応援要員の従事を想定する業務の整理、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。</td></tr>
<tr><td colspan="2">現状</td><td colspan="8">・ 市業務継続計画の策定（職員参集予測及び所属業務詳細一覧等の作成）
・ 市庁 BCP（業務継続計画）の検証にかかる訓練手法の検討
・ オフイス家具の耐震対策の実施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">目標</td><td>平成27～29年度</td><td colspan="8">・ 市庁 BCP（業務継続計画）の策定
・ 訓練の実施による市庁 BCP（業務継続計画）の検証
・ 公共施設等の復旧に向けた体制の整備</td></tr>
<tr><td>平成30～36年度</td><td colspan="8">・ 業務継続体制並びに復旧体制の整備 ［全所属］
・ 受援体制の整備 ［危機管理室］</td></tr>
<tr><td colspan="2">関連計画</td><td colspan="4">大阪市地域防災アクションプラン 番号 2</td><td colspan="2">国の支援策</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">施策分野</td><td>行政機能</td><td>住宅・都市</td><td>国土保全・利用</td><td>交通・物流</td><td>保健医療・福祉</td><td>産業</td><td>環境</td><td>情報通信</td></tr>
<tr><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

② 市町村間等の相互応援体制の確立・強化

取組		・ 相互応援協定の締結など、隣接市をはじめとする府内外の市町村間の相互応援体制のさらなる強化に努める。 ・ 本市単独では迅速かつ円滑に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合に、行政機関が相互に救援協力し、応援措置が円滑に実施できるよう、要請方法、受入れ体制等を定める。 ・ 関西広域連合への応援要請体制を定める。 ・ 避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。 ・ 円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。
現状		・ 880 万人訓練、地域防災総合演習等、関係協定団体等との合同訓練により相互応援体制を強化
目標	平成27～29年度	・ 相互応援協定の拡充 ・ 協定団体等との訓練等による平時からの連携、協定の実効性の向上 ※「市町村間等の相互応援体制の確立・強化」は、業務継続や災害復旧の体制整備の一つの取組みであるため、平成30年度以降は他の施策（3-1-①「業務継続体制及び災害復旧体制の整備」など）に統合し、平成27～29年度の施策のみ掲載する。

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン　番号 3	国の支援策	―

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
	○							

③ 災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ

取組内容等	1-1②に記載

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
	○							

④ 迅速・的確な情報連絡体制確保

取組		・ 災害対策本部と各部、各区本部等とをネットワーク化し、初期初動体制に必要な災害情報の迅速かつ正確な収集、処理、分析を行うとともに、的確な災害応急対策を実施するため、今後もさらに多様な情報の伝達を可能とするよう充実に努める。 ・ 災害時においては、地震情報、被害情報、避難情報等の収集及び災害応急対策活動に必要な指揮指令の伝達など、各種の通信量が飛躍的に増大する。このための通信の混乱を防ぎ、迅速・的確に処理できるよう有線通信施設及び無線通信施設の整備・拡充を図っていく。 ・ 防災所管課及びあらかじめ必要と認める（主要な意思決定を行う）市職員に対する 24 時間緊急情報連絡、動員体制の確保においては、通信・情報処理技術の進展に対応した機器の利用の見直しを図る。 ・ 市民等及び民間の無線従事者からの情報提供や非常時の多ルート通信網整備に備えて、パソコン通信事業者等と災害時協力協定の締結を促進していく。
現状		・ MCA 無線機による情報伝達訓練の実施 ・ 地域BWAシステムの実証実験の実施
目標	平成27～29年度	・ MCA 無線等による情報伝達訓練の実施 ・ 通信量の増大に対応できる信頼性の高い新たな通信手段の調査
	平成30～36年度	・ 通信量の増大に対応できる信頼性の高い新たな通信手段の整備・拡充 ［危機管理室］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン　番号５	国の支援策	―

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
								○

⑤ 災害時の市民への広報体制の整備・充実

取組内容等	1-5④に記載

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
								○

⑥ 市設建築物の耐震化の推進

取組内容等	1-1⑥に記載

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
	○							

⑦ 各部災害応急対策マニュアルの改訂と運用

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td colspan="8">・ 各所属は、各種マニュアルを必要に応じ見直すとともに、職員参集制度をはじめ、災害応急対策活動計画の周知徹底を図る。
・「区別行動マニュアル」により、各区役所の実態に応じた災害応急対策計画の具体化を図り、区職員・他所属直近参集職員等への徹底と毎年の見直しを実施する。
・「部局別行動マニュアル」により、各部局の災害応急対策計画の具体化を図り、各部局職員への徹底と毎年の見直しを実施する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">現状</td><td colspan="8">・ 災害応急マニュアルを活用した運用訓練・研修の実施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">目標</td><td>平成27～29年度</td><td colspan="8">・ 災害応急マニュアルの整備・運用訓練の実施とともに、必要に応じた見直し及び周知の実施</td></tr>
<tr><td>平成30～36年度</td><td colspan="8">・ 災害応急対策活動計画の具体化と継続的な見直し ［全所属］</td></tr>
<tr><td colspan="2">関連計画</td><td colspan="3">大阪市地域防災アクションプラン 番号 37</td><td colspan="2">国の支援策</td><td colspan="3">―</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">施策分野</td><td>行政機能</td><td>住宅・都市</td><td>国土保全・利用</td><td>交通・物流</td><td>保健医療・福祉</td><td>産業</td><td>環境</td><td>情報通信</td></tr>
<tr><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

⑧ 復興計画策定マニュアルの作成

取組		・ 復興のため、災害発生の初期段階から各所属・関係機関が連携して体制を整え、復興計画を策定し、すみやかに復興事業を実施させていく体制の整備を図る。
現状		・ 復興計画の検討体制の整理に向けた検討を実施
目標	平成27～29年度	・ 災害の初期段階から各所属・関係機関が連携して体制を整え、復興計画を策定する体制の整理
	平成30～36年度	・ 災害の初期段階から各所属・関係機関が連携して体制を整え、復興計画の策定に向けたマニュアルの作成 ［危機管理室］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン 番号 61	国の支援策	―

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
	○							

⑨ 区役所庁舎の浸水対策

取組		・ ライフラインの途絶に備え、電源供給可能時間（72 時間）を確保するため、小型発電機を設置する。 ・ 水害発生後においても、円滑な防災活動を可能にするため、非常用発電機設備の浸水対策（小型発電機設置、移送ポンプ移設等）を講じる。
現状		・ 浸水対策済みの区庁舎数（7 庁舎/8 庁舎：平成 29 年度末） ・ 残りの 14 庁舎について、電源供給可能時間（72 時間）の可否、及び浸水時の非常用発電機設備の対策方法について設計業務完了 ・ 平成 30 年度の対策完了に向け調整を実施
目標	平成27～29年度	・ 24 区役所庁舎の電源供給可能時間（72 時間）の可否、及び浸水時の非常用発電機設備の対策方法にかかる調査を実施 ・ 区役所庁舎の電源供給可能時間（72 時間）の確保、及び浸水時の非常用発電機設備の浸水対策（小型発電機設置、移送ポンプ移設等）を実施
	平成30～36年度	・ 区役所庁舎の電源供給可能時間（72 時間）の確保、及び浸水時の非常用発電機設備の浸水対策（小型発電機設置、移送ポンプ移設等）を実施

関連計画	―	国の支援策	―

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
	○							

３－２　行政機関（市役所・区役所除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

①　災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ

取組内容等	1-1②に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
	○							

②　市設建築物の耐震化の推進

取組内容等	1-1⑥に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
	○							

４ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

４－１ 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

① 災害時の市民への広報体制の整備・充実

取組内容等	1-5④に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
								○

② 的確な避難勧告等の判断・伝達

取組内容等	1-3⑤に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
								○

４－２ テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

① 災害時の市民への広報体制の整備・充実

取組内容等	1-5④に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
								○

5　大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーン）を機能不全に陥らせない

5－1　サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下

①　迅速な道路啓開の実施

取組内容等	2-1④に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
				○				

②　迅速な航路啓開の実施

取組内容等	2-1⑥に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
				○				

③　地域防災力強化に向けた水防団等の充実・強化

取組内容等	1-3⑥に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
	○							

④　中小企業に対する事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）の取組み支援

取組		・　事業者が、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう、働きかける。
現状		・　事業継続計画（BCP）関連のセミナーの開催
目標	平成27～29年度	・　中小企業の災害時等における事業継続計画の策定を支援するため、大阪産業創造館において事業継続計画（BCP）関連のセミナーを開催
	平成30～36年度	・　中小企業の災害時等における事業継続計画の策定支援にかかる内容の確認・改善　［経済戦略局］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン　番号 36	国の支援策	―

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
						○		

⑤ 防潮堤の津波等浸水対策の推進

取組内容等	1-3⑨に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
			○					

⑥ 国際海上コンテナ輸送機能の維持（港湾局）

取組		・ 国際海上コンテナ輸送の機能維持に資する耐震強化岸壁の整備を夢洲地区において推進する。
現状		・ 夢洲 C12 の耐震強化岸壁延伸整備（水深-16m、延長 250m） 岸壁（桟橋部）の暫定供用 ・ 夢洲 C12 の荷捌地耐震化（地盤改良）を一部実施
目標	平成27～29年度	・ 夢洲 C12 の耐震強化岸壁延伸整備（水深-16m、延長 250m） ［平成 28 年度中頃岸壁(桟橋部)暫定供用開始］ ・ 夢洲 C12 の荷捌地耐震化（地盤改良）
	平成30～36年度	・ 夢洲 C12 の耐震強化岸壁延伸整備（水深-16m、延長 250m） ・ 夢洲 C12 の荷捌地耐震化（地盤改良）

関連計画	―	国の支援策	―

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
				○				

⑦ 高速道路、都市圏環状道路や広域幹線道路ネットワークの整備

（建設局、都市計画局）

取組		・ サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶことのないよう、高速道路、都市圏環状道路や広域幹線道路ネットワークの整備を推進し、リダンダンシーの向上を図る。 ・ ネットワークの強化や相互補完できる施設の構築など、都市全体の防災性が向上していくことを基本とする。
現状		・ 淀川左岸線（2期）に必要な事業用地の取得および本体工事着手に向けた関係機関協議等を実施 ・ 淀川左岸線延伸部の事業主体と連携し、国・府などの関係機関との調整を実施 ・ 大阪池田線信濃橋渡り線（仮称）事業への出資及び関係機関との調整を実施
目標	平成27～29年度	・ 淀川左岸線（2期）事業を実施 ・ 淀川左岸線延伸部事業の推進 ・ 大阪池田線信濃橋渡り線（仮称）事業の推進
	平成30～36年度	・ 淀川左岸線（2期）事業を継続実施 ・ 淀川左岸線延伸部事業の推進 ・ 大阪池田線信濃橋渡り線（仮称）の完成（平成 31 年度末）

関連計画	—	国の支援策	—

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
				○				

⑧ 鉄道ネットワークの充実（都市計画局）

取組		・ 都心と広域拠点(関西国際空港を含む)へのアクセス性向上、都市間の連携強化など、鉄道ネットワークの充実を図る。
現状		・ 関係者間で事業計画案を作成し、国の補助採択に向けて、国との協議を実施
目標	平成27～29年度	・ なにわ筋線の早期事業化に向け、大阪府や鉄道事業者の関係者間で、整備計画、運行計画等の事業計画案を作成し、国の補助採択に向けて、国との協議を進める。
	平成30～36年度	・ なにわ筋線の国の補助採択 ・ 都市計画法、環境影響評価条例及び鉄道事業法に基づく手続きの完了 ・ 事業着手

<table>
<tr><td>関連計画</td><td colspan="4">―</td><td>国の支援策</td><td colspan="3">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施策分野</td><td>行政機能</td><td>住宅・都市</td><td>国土保全・利用</td><td>交通・物流</td><td>保健医療・福祉</td><td>産業</td><td>環境</td><td>情報通信</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

⑨ 広域的な高速鉄道ネットワークの充実（都市計画局）

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td colspan="8">・ リニア中央新幹線は、東西の断絶リスクを大幅に軽減することができる国土政策上極めて重要な社会基盤であり、官民一体の協議会等を通じ、東京―大阪間の早期全線開業を国等へ働きかける。
・ 北陸新幹線は、日本海国土軸の形成に必要不可欠な路線であり、敦賀以西のフル規格での早期全線整備に向け国へ働きかける。</td></tr>
<tr><td colspan="2">現状</td><td colspan="8">・ リニア中央新幹線については、大阪への一日でも早い着工・全線開業が不可欠であり、さらに早期着工・開業につながる検討・調整を行うよう、国に働きかけている。
・ 北陸新幹線については、新大阪駅までのフル規格での早期全線整備に向け、国において必要な財源を確保するよう、国に働きかけている。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">目標</td><td>平成27～29年度</td><td colspan="8">・ リニア中央新幹線については、早期全線開業の実現
・ 北陸新幹線については、国において必要な財源を確保</td></tr>
<tr><td>平成30～36年度</td><td colspan="8">・ リニア中央新幹線については、早期全線開業の実現
・ 北陸新幹線については、国において必要な財源を確保</td></tr>
<tr><td colspan="2">関連計画</td><td colspan="4">―</td><td colspan="2">国の支援策</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">施策分野</td><td>行政機能</td><td>住宅・都市</td><td>国土保全・利用</td><td>交通・物流</td><td>保健医療・福祉</td><td>産業</td><td>環境</td><td>情報通信</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

５－２ 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

① 迅速な道路啓開の実施

取組内容等	2-1④に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
				○				

② 迅速な航路啓開の実施

取組内容等	2-1⑥に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
				○				

③ 自立・分散型エネルギーの導入促進（環境局、都市計画局）

取組		・ エネルギー需要密度の高い市内中心部において、コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー、水素エネルギー、蓄電池等の自立・分散型電源の導入とエネルギー融通によるエネルギーの面的利用を促進し、災害時業務継続地区（BCD）を構築する。 ・ 業務だけでなく、住宅等も含めた今後の都市開発に展開できるエネルギーインフラ整備のモデルを構築する。
現状		・ 災害時のエネルギー需要量の総量の推計やエネルギー面的利用における建物規模別の事業採算性等の検討、エネルギー面的利用の導入効果の簡易試算ツールの作成 ・ 地域団体との連携によるプラットフォームの構築
目標	平成27～29年度	・ エネルギー面的利用促進に向けた調査の実施（モデル地区として船場地区において実施） ・ 災害時業務継続地区（BCD）に向けた地域のプラットフォームの構築（モデル地区として船場地区において実施）
	平成30～36年度	・ 既成市街地および今後の都市開発における自立・分散型エネルギーの導入及びエネルギー面的利用の事例形成

関連計画	おおさかエネルギー地産地消推進プラン	国の支援策	―

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○						

５－３　コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

①　地区防災計画の策定支援

取組内容等	1-1①に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○						

②　地域における防災対応行動力の向上

取組内容等	1-5⑦に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○						

５－４　海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

①　迅速な道路啓開の実施

取組内容等	2-1④に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
				○				

②　迅速な航路啓開の実施

取組内容等	2-1⑥に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
				○				

③　国際海上コンテナ輸送機能の維持

取組内容等	5-1⑥に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
				○				

５－５　太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

①　迅速な道路啓開の実施

取組内容等	2-1④に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
				○				

②　迅速な航路啓開の実施

取組内容等	2-1⑥に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
				○				

③　高速道路、都市圏環状道路や広域幹線道路ネットワークの整備

取組内容等	5-1⑦に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
				○				

④　鉄道ネットワークの充実

取組内容等	5-1⑧に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
				○				

⑤　広域的な高速鉄道ネットワークの充実

取組内容等	5-1⑨に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
				○				

５－６　食糧等の安定供給の停滞

①　迅速な道路啓開の実施

取組内容等	2-1④に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
				○				

②　迅速な航路啓開の実施

取組内容等	2-1⑥に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
				○				

６　大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

６－１　電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

①　迅速な道路啓開の実施

取組内容等	2-1④に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
				○				

②　迅速な航路啓開の実施

取組内容等	2-1⑥に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
				○				

６－２　上水道等の長期間にわたる供給停止

①　水道施設の耐震化等の推進

取組内容等	2-1③に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○						

②　水道の早期復旧及び飲用水、生活雑用水等の確保

取組内容等	2-1⑧に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○						

③　インフラ施設の老朽化対策

取組内容等	1-2⑦に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○	○			○		

６－３　汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

①　し尿の適正処理

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td colspan="8">・ 広域避難場所において、マンホールトイレ（トイレとしても活用が可能なマンホール等）の整備を推進する。
・ 災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。
・ 災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数が把握できるよう検討を行う。
・ し尿処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
・ 災害発生に備え、仮設トイレの必要数の確保に努める。
・ 災害発生時に、仮設トイレ確保までの間、速やかに避難場所・避難所等に備蓄トイレを設置し、同時に仮設トイレ、マンホールトイレ等を整備できる体勢を整える。</td></tr>
<tr><td colspan="2">現状</td><td colspan="8">・ 広域避難場所等へのマンホールトイレの整備（平成 29 年度目標達成）
・ 備蓄トイレの消耗品等の使用可能状態の確認実施（平成 28 年度目標達成）
・ 新たな被害想定に基づいた備蓄トイレ（簡易トイレ）の確保</td></tr>
<tr><td rowspan="2">目標</td><td>平成27～29年度</td><td colspan="8">・ 広域避難場所へのマンホールトイレ 2 箇所の整備
・ 備蓄トイレの消耗品の使用可能状態を確認（H27～28 年度）
・ 想定避難所生活者数の実態に合わせた備蓄トイレの確保（H29 年度）</td></tr>
<tr><td>平成30～36年度</td><td colspan="8">・ 条件が整った広域避難場所等からマンホールトイレを順次整備 ［建設局］
・ 災害発生時に備えた仮設トイレの設置体制の確認・改善 ［環境局］
・ 想定避難所生活者数を踏まえた備蓄トイレの確保状況の確認・改善
［危機管理室］［環境局］</td></tr>
<tr><td colspan="2">関連計画</td><td colspan="4">大阪市地域防災アクションプラン　番号 28</td><td colspan="2">国の支援策</td><td colspan="2">防災・安全交付金</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">施策分野</td><td>行政機能</td><td>住宅・都市</td><td>国土保全・利用</td><td>交通・物流</td><td>保健医療・福祉</td><td>産業</td><td>環境</td><td>情報通信</td></tr>
<tr><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

② 市街地の浸水対策

取組内容等	2-7①に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
			○				○	

③ 災害時における下水道機能の確保

取組内容等	2-7②に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○	○				○	

④ 生活ごみの適正処理

取組内容等	2-7⑤に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
								○

⑤ インフラ施設の老朽化対策

取組内容等	1-2⑦に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
			○					

６－４　地域交通ネットワークが分断する事態

①　広域緊急交通路等の通行機能確保

取組内容等	2-1②に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
			○	○				

②　迅速な道路啓開の実施

取組内容等	2-1④に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
				○				

③　迅速な航路啓開の実施

取組内容等	2-1⑥に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
				○				

④　地域防災力強化に向けた水防団等の充実・強化

取組内容等	1-3⑥に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
	○							

⑤　防潮堤の津波等浸水対策の推進

取組内容等	1-3⑨に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
			○					

⑥　民間住宅・建築物等の耐震化の促進

取組内容等	1-1⑪に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
				○				

⑦ 市街地の浸水対策

取組内容等	2-7①に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
			○					

⑧ インフラ施設の老朽化対策

取組内容等	1-2⑦に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
			○					

６－５ 異常渇水等により用水の供給の途絶

① 水道の早期復旧及び飲用水、生活雑用水等の確保

取組内容等	2-1⑧に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○						

7　制御不能な二次災害を発生させない

7－1　市街地での大規模火災の発生

①　地区防災計画の策定支援

取組内容等	1-1①に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○						

②　地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援

取組内容等	1-1③に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○						

③　文化財所有者・管理者の防災意識の啓発

取組内容等	1-1⑨に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
			○					

④　密集住宅市街地等の防災性向上

取組内容等	1-1⑬に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○						

⑤　消防活動体制の充実

取組内容等	1-2⑤に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
	○							

７－２　海上・臨海部の広域複合災害の発生

①　防潮堤の津波等浸水対策の推進

取組内容等	1-3⑨に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
			○					

②　消防活動体制の充実

取組内容等	1-2⑤に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
	○							

７－３　沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

①　迅速な道路啓開の実施

取組内容等	2-1④に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
				○				

②　民間住宅・建築物等の耐震化の促進

取組内容等	1-1⑪に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
				○				

７－４　防災施設、雨水幹線、排水ポンプ等の損壊・機能不全による二次災害、大規模地下空間への浸水被害の発生

①　防潮堤の津波等浸水対策の推進

取組内容等	1-3⑨に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
			○					

②　災害時における下水道機能の確保

取組内容等	2-7②に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
			○					

③　インフラ施設の老朽化対策

取組内容等	1-2⑦に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
			○					

７－５　有害物質の大規模拡散･流出

①　管理化学物質の災害予防対策

取組		・　管理化学物質として大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下、「府条例」）で定められた有害物質を取扱う事業者に対し、府条例に基づく規制を行うとともに、府条例はじめ関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。
現状		・　大阪府化学物質管理制度による大規模災害に備えた対策に関する事業者説明会及び化学物質管理の事例紹介等に係るセミナーを開催
目標	平成27～29年度	・　大阪府化学物質管理制度に基づく化学物質管理計画書の届出対象全事業所から、取扱物質や施設に応じた大規模災害時のリスク低減の方策を記載した化学物質管理計画変更届出書を提出させ、事業者による自主的な管理による環境リスクの低減を推進
	平成30～36年度	・　計画内容の変更に伴う届出時などにおける各種指導などにより、事業者の自主的な管理による環境リスクの低減を推進　［環境局］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン　番号 48	国の支援策	―

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
							○	

７－６　風評被害等による地域経済等への甚大な影響

①　災害時の市民への広報体制の整備・充実

取組内容等	1-5④に記載

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
								○

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する

8－1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 災害廃棄物の適正処理

取組		・ 災害時の津波堆積物等災害廃棄物を適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するために、平常時から早期の復旧・復興の支障とならないように処理体制の確保を推進する。
現状		・ 災害廃棄物の臨時集積場の確保に関する検討体制の整理 ・ 災害廃棄物処理基本計画の策定
目標	平成27～29年度	・ 臨時集積場の確保体制の整備 ・ 臨時集積場を利用した処理体制等の整備の推進
	平成30～36年度	・ 大阪市災害廃棄物処理基本計画〔第 1 版〕(H29.3)による処理体制の確認・改善 ［環境局］［危機管理室］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン 番号 55	国の支援策	―

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
							○	

8－2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 迅速な道路啓開の実施

取組内容等	2-1④に記載

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
				○				

② 迅速な航路啓開の実施

取組内容等	2-1⑥に記載

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
				○				

８－３　地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①　地区防災計画の策定支援

取組内容等	1-1①に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○						

②　被災者の巡回健康相談等の実施

取組		・　災害時に、災害時避難所の状況を調査し、避難所等に対する保健師等の派遣計画を作成し、体制の整備に努める。また、その際には、母子、成人、高齢者、難病、人工透析者等の避難行動要支援者情報を活用し支援に努める。 ・　被災者の心身の健康管理、栄養指導等を行い、診察や精神面での専門相談を要する場合などは、適切な支援を受けられる体制を整備する。 ・　災害時避難所の開設が長期間にわたった場合に、区本部が市本部救急医療調整班の協力を得て、救護所の運営を図れるよう体制の整備に努める。
現状		・　医師会等との災害時の連携に向けた協議等の実施 ・　「大阪市災害時保健師活動マニュアル」及び「大阪市における災害時の栄養士活動マニュアル」の見直し実施
目標	平成27～29年度	・　協定締結団体との平時からの連携による協力体制の構築 ・　必要に応じ、「大阪市災害時保健師活動マニュアル」及び「大阪市における災害時の栄養士活動マニュアル」の見直し
	平成30～36年度	・　「大阪市災害時保健師活動マニュアル」及び「大阪市における災害時の栄養士活動マニュアル」の確認・改善　［健康局］ ・　被災者の巡回健康相談等に関する協力体制の確認・改善　［全区］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン　番号 9				国の支援策		—	
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
					○			

③ 福祉避難所等の確保及び災害時における体制の充実

取組		・ 福祉関係者等の協力も得ながら、受入れを行った要配慮者を適切に介護・支援できるよう、必要な人員や備品等を確保する体制の整備を図る。
現状		・ 福祉避難所等指定協定締結数（320 施設/約 350 施設：平成 29 年度末） ・ 全福祉避難所における安全性の検証と再整理による指定 ・ 福祉避難所へ福祉用具・機材等の提供等の実施
目標	平成27～29年度	・ 福祉施設等との協定締結による 350 箇所の福祉避難所の指定 ・ 全福祉避難所における安全性の検証と再整理による指定 ・ 福祉避難所における福祉用具・機材等の確保 ・ 府・民間団体等との連携による福祉専門職等の確保体制の整備
	平成30～36年度	・ 福祉施設等との協定締結等による福祉避難所の確保又は充実 ［全区］ ・ 福祉避難所開設運営マニュアルの改訂周知による平時からの要配慮者の支援体制の整備 ［危機管理室][福祉局][健康局][全区］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン 番号 10	国の支援策	―

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
					○			

④ 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援

取組内容等	1-1③に記載

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○						

⑤ 避難施設の確保及び防災空間の整備

取組内容等	1-1⑤に記載

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○						

⑥ 災害ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱの充実と連携強化

取組		・ ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、防災協定の締結等に努める。 ・ 幅広い市民層との交流を積極的に推進しながらボランティア個人や市民活動団体等が、多種多様な活動を展開するために整備される活動拠点の整備に努める。
現状		・ 区社会福祉協議会と連携したボランティア活動環境の整備 ・ 災害ボランティアの登録に向けた取り組みの実施 ・ 災害ボランティアセンター開設・運用訓練等の実施 ・ 「災害時におけるボランティア活動支援に関する協定及び要綱」の改訂 ・ 「大阪市災害ボランティアセンター開設・運営マニュアル」の改訂に向けた社会福祉協議会との協議・調整
目標	平成27～29年度	・ 社会福祉協議会と連携した災害ボランティアセンターの整備 ・ 災害ボランティアの登録体制の整備 ・ 災害ボランティアセンター開設・運用訓練の実施 ・ 社会福祉協議会との協定・要綱の見直し ・ 災害ボランティアセンターの開設・運営マニュアルの改訂
	平成30～36年度	・ 社会福祉協議会と連携した災害ボランティアの活動環境の整備 ［全区］ ・ 社会福祉協議会など関係団体との協力体制の確認・改善 ［危機管理室］［市民局］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン 番号 15				国の支援策	—		
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
					○			

⑦ 生活再建、事業再開のための措置

取組	・ 災害時における住居障害物の除去にかかる体制の整備に努める。 ・ 災害時における義援金品の受領、保管及び配分体制の整備に努める。 ・ 自然災害により被害を受けた市民に対し、資金の救援、貸付等の応急金融措置を講ずることにより、市民生活の早期回復に努める。 ・ 災害時において、条例の定めるところにより「市税の減免」「申告、申請、請求その他書類の提出期限又は納期限の延長」「徴収の猶予」「市税関係証明書の発行等手数料の減免」における体制の整備に努める。 ・ 災害時における被災・罹災証明の発行体制の確保に努める。
現状	・ がれきや障害物等の除去に係る体制整備 ・ 義援金品の受領、保管及び配分体制の整備、被災証明の発行体制の確認・強化に向けた研修等の実施

目標	平成27～29年度	・ 民間企業等との協定締結等によるがれきや障害物等の除去に係る体制の整備 ・ 義援金品の受領、保管及び配分体制・被災証明発行体制の整備
	平成30～36年度	・ がれきや障害物等の除去に係る体制の確認・改善 ［危機管理室］ ・ 資金の救援、貸付、市税の減免など、応急金融支援体制の確認・改善 ［危機管理室］［財政局］［経済戦略局］［福祉局］［こども青少年局］［教育委員会事務局］ ・ 義援金の受領、保管及び配分体制の確認・改善 ［危機管理室］［市民局］［会計室］［全区］ ・ 義援品の受領、保管及び配分体制の確認・改善 ［危機管理室］［市民局］ ・ 被災・罹災証明の発行体制の確認・改善 ［全区］［危機管理室］［消防局］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン 番号 22	国の支援策	―

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
	○					○		

⑧ 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発

取組内容等	1-1⑨に記載

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
			○					

⑨ 愛護動物の救護

取組		・ 関係機関・団体と相互に連携し、 （1）被災地域における愛護動物の保護・受入 （2）避難所等における愛護動物の適正飼養等の指導 （3）動物による人等への危害防止の応急対策 を実施するよう体制の整備に努める。
現状		・ 関係団体及び近隣自治体との保護体制の確立に向けた協議等を実施 ・ ホームページによる飼養者への適正飼養等に関する注意事項の啓発等実施 ・ 危険動物等事故発生時対応マニュアルの改訂に向けた検討 ・ 避難所運営マニュアルへの反映
目標	平成27～29年度	・ 市内における愛護動物の保護体制の整備 ・ 避難所等における愛護動物の適正飼養等に関する注意事項の啓発 ・ 動物による人等への危害防止体制の整備 ・ 上記各取組みの避難所運営マニュアルへの反映
	平成30～36年度	・ 市内における愛護動物の保護体制の確認・改善 ［健康局］ ・ 避難所等における愛護動物の適正飼養等に関する注意事項の啓発 ［健康局］ ・ 動物による人等への危害防止体制の確認・改善 ［健康局］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン　番号 53				国の支援策	—		
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
					○			

⑩　被災者の要望対応に向けた体制の整備

取組		・　災害発生時において甚大な被害が生じた場合、被災者に社会不安が生じるおそれがあるため、生活相談や援助業務等に関する広聴活動を行い、応急対策・復旧対策に市民等の要望等を反映させる体制の整備に努める。
現状		・　専門相談所の設置体制や臨時相談所の設置場所の検討に向けた関係機関との調整
目標	平成27～29年度	・　被災者の生活相談や援助業務等に関する専門相談所を必要に応じて設置できる体制の整備 ・　被災者の要望等を把握するために臨時相談所を必要に応じて設置できる体制の整備
	平成30～36年度	・　被災者の生活相談や援助業務等に関する専門相談所を必要に応じて設置できる体制の確認・改善 ［経済戦略局］［市民局］［都市計画局］［環境局］［都市整備局］［建設局］［港湾局］［危機管理室］ ・　被災者の要望等を把握するために臨時相談所を必要に応じて設置できる体制の確認・改善　［全区］［市民局］［危機管理室］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン　番号 57	国の支援策	―

施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
	○							

⑪　被災者の住宅確保に向けた体制の整備

取組		・　災害時に住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、市営住宅の活用や応急仮設住宅の建設、大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度の活用が円滑にできるよう、必要な体制の整備を図る。 ・　公共空地の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。
現状		・　用地の選定・確保に向けた体制整備の検討 ・　応急仮設住宅確保のための役割分担の確認や体制の維持・向上に向けた研修の実施 ・　未利用地データの更新作業の実施
目標	平成27～29年度	・　応急仮設住宅の建設可能な用地の選定 ・　応急仮設住宅確保のための体制整備 ・　応急仮設住宅用地の提供に向けた未利用地データの整備
	平成30～36年度	・　応急仮設住宅の確保及び応急借上住宅の提供に関する体制の確認・改善 ［都市整備局］［危機管理室］ ・　応急仮設住宅用地の提供に向けた未利用地データの整備　［契約管財局］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン　番号 59				国の支援策	―		
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
		○						

⑫　復興計画策定マニュアルの作成

取組内容等	3-1⑧に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
	○		○	○				

８－４　鉄道、道路等の基幹インフラの損壊により復旧･復興が大幅に遅れる事態

①　迅速な道路啓開の実施

取組内容等	2-1④に記載							
施策分野	行政機能	住宅･都市	国土保全･利用	交通･物流	保健医療･福祉	産業	環境	情報通信
				○				

②　迅速な航路啓開の実施

取組内容等	2-1⑥に記載							
施策分野	行政機能	住宅･都市	国土保全･利用	交通･物流	保健医療･福祉	産業	環境	情報通信
				○				

③　住宅関連情報の提供体制の整備

取組		・　災害時に住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、利用可能な公的賃貸住宅や民間賃貸住宅を被災者用の住宅として迅速にあっせんできるよう、必要な体制の整備を図る。
現状		・　住宅関連情報の提供に係る関連機関との連携体制の点検･連絡調整の実施 ・　市立住まい情報センターを拠点とした災害時の住宅関連情報の提供体制の整備 ・　災害時の相談窓口対応用 FAQ の作成（平成 28 年度目標達成）
目標	平成27～29年度	・　住宅関連情報の提供に係る関連機関との連携体制の維持･改善 ・　市立住まい情報センターを拠点とした災害時の住宅関連情報の提供体制の整備（H27～28 年度） ・　FAQの作成など災害時の相談窓口対応の充実（H28～29 年度）
	平成30～36年度	・　住宅関連情報の提供に係る関連機関との連携体制の確認･改善　［都市整備局］ ・　市立住まい情報センターを拠点とした災害時の住宅関連情報の提供体制の確認･改善　［都市整備局］

関連計画	大阪市地域防災アクションプラン　番号 58	国の支援策	―

施策分野	行政機能	住宅･都市	国土保全･利用	交通･物流	保健医療･福祉	産業	環境	情報通信
		○						

④　復興計画策定マニュアルの作成

取組内容等	3-1⑧に記載							
施策分野	行政機能	住宅･都市	国土保全･利用	交通･物流	保健医療･福祉	産業	環境	情報通信
		○						

⑤ 災害復旧・復興に資する地図情報整備の推進

<table>
<tr><td colspan="2">取組</td><td colspan="8">・ 被災したまちを円滑かつ迅速に再建・回復するため、道路やライフラインの復旧、まちの復興の基礎となる地図情報の整備を推進する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">現状</td><td colspan="8">・ 臨海部の調査測量を実施した区域面積 （355ha/355ha：平成 28 年度目標達成）
・ 道路法に基づく道路台帳の整備実施 （310ha/310ha：平成 29 年度）
・ 土地区画整理事業の施行完了に伴う地図情報の整備
（1ha/1ha：平成 28 年度目標達成）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">目標</td><td>平成27～29年度</td><td colspan="8">・ 臨海部の道路区域線等調査測量の推進（153ha）
・ 道路法に基づく道路台帳整備（道路区域線調査測量）の推進（310ha）
・ 土地区画整理事業の施行完了に伴う地図情報の整備（1ha）</td></tr>
<tr><td>平成30～36年度</td><td colspan="8">・ 道路区域線調査測量の推進（680ha） ［建設局］
・ 土地区画整理事業の施行完了に伴う地図情報の整備（6.8ha） ［都市整備局］</td></tr>
<tr><td colspan="2">関連計画</td><td colspan="3">大阪市地域防災アクションプラン 番号 62</td><td colspan="2">国の支援策</td><td colspan="3">―</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">施策分野</td><td>行政機能</td><td>住宅・都市</td><td>国土保全・利用</td><td>交通・物流</td><td>保健医療・福祉</td><td>産業</td><td>環境</td><td>情報通信</td></tr>
<tr><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

⑥ インフラ施設の老朽化対策

<table>
<tr><td colspan="2">取組内容等</td><td colspan="8">1-2⑦に記載</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">施策分野</td><td>行政機能</td><td>住宅・都市</td><td>国土保全・利用</td><td>交通・物流</td><td>保健医療・福祉</td><td>産業</td><td>環境</td><td>情報通信</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

８－５　広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①　地域防災力強化に向けた水防団等の充実・強化

取組内容等	1-3⑥に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
	○							

②　防潮堤の津波等浸水対策の推進

取組内容等	1-3⑨に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
			○					

③　災害時における下水道機能の確保

取組内容等	2-7②に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
			○					

④　長期湛水の早期解消

取組内容等	1-4⑥に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
			○					

⑤　津波防御施設の閉鎖体制の充実

取組内容等	1-3⑪に記載							
施策分野	行政機能	住宅・都市	国土保全・利用	交通・物流	保健医療・福祉	産業	環境	情報通信
			○					

１－２. 施策分野

・ ８の施策分野ごとに、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要となる主な取組みを以下に示す。

（1）行政機能

（業務継続体制及び災害復旧体制の整備）

・ ＢＣＰ（業務継続計画）の作成・運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行い、適切に運用することで業務継続を図るとともに、必要に応じてその検証を行う。
・ BCPの実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。

（市設建築物の耐震化の推進）

・ 「大阪市耐震改修促進計画」（H28.3）に位置づけられる市設建築物のうち、耐震性が不十分であるものについて、計画的に建替えや耐震改修を進める。
・ 震災時の災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、大阪市地域防災計画に位置づけられた、災害時に重要な機能を果たす施設の特定天井脱落対策を進める。

（2）住宅・都市

（地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援）

・ いかなる災害時においても被害の防止、軽減を図るため、市民等の自主的な活動（出火防止、消火活動、被災者の救出救護、避難誘導、避難所開設・運営等）ができる体制を整備する。
・ 災害時に地域住民や自主防災組織等による円滑な避難所運営ができるよう、あらかじめ地域の実情に応じた「避難所運営マニュアル」を作成し、避難所における職員、地域防災リーダー、ボランティアなどの役割分担や連携方法、避難所間の連絡方法等を明確にするとともに、ライフラインの途絶により自宅での生活が困難な在宅の市民の支援についても明確にしておく。

（避難施設の確保及び防災空間の整備）

・ 災害から市民等を安全に避難させるため、避難施設（避難場所、避難所、避難路）の整備・拡充を図り、予め指定するとともに日頃から市民等へ周知徹底を図る。
・ 災害応急対策活動の円滑な実施に必要となる避難場所や避難路の確保、避難路沿道の不燃化等を図るべく、公園、緑地、道路、河川等の整備に努める。

（密集住宅市街地等の防災性向上）

・ 「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地（約 1,300ha）」を中心に、老朽木造住宅の建替えや狭あい道路の拡幅等を促進するため、地域住民等と連携しながら各種取り組みを進めるなど、密集住宅市街地の防災性の向上を図る。
・ その他再整備が必要な地域において、土地区画整理事業により、市街地の環境改善及び防災性の向上を図る。

（3）国土保全・利用

（ﾊｻﾞｰﾄﾞﾏｯﾌﾟ等の作成・啓発）

・ 災害等の知識、災害への備え、災害時の行動について、日頃から地域住民等への普及を図り、それぞれの地域の災害関連情報を周知する。

（防潮堤の津波等浸水対策の推進）

・ 大阪府と連携し、府が設定した津波浸水想定の結果を踏まえ、堤防･水門等の防潮施設の耐震･液状化対策並びに津波の越水に対する粘り強い構造化について、早急に取り組む。
・ 防潮施設等の維持管理･老朽化対策の実施により、津波等の災害発生時その機能を果たすことができるよう努める。
・ 洪水による堤内地への浸水を防止するため、河川施設の計画的な改修・環境整備を図る。

（長期湛水の早期解消）

・ 防潮水門及び内水排除施設が津波の襲来後にも、速やかに機能復帰できるよう電気設備等の耐水機能の確保に努める。
・ 防潮堤からの溢水による長期湛水に備え、防潮堤の仮締切やポンプ場の機能確保やポンプ車による排水等、早急な復旧策についての検討を進める。

（4）交通・物流

（広域緊急交通路等の通行機能確保）

・ 災害時に災害応急対策活動を迅速、的確に実施するため、事前に緊急輸送ネットワーク及び輸送基地を指定し、その整備を推進するとともに、それらを構成する土木施設等の耐震性等を強化し、防災性の向上を図る。

（食料、飲料水、燃料等の備蓄及び集配体制の強化）

・ 災害直後は食品流通機能が麻痺することが想定されるため、被災者に対して速やかに食料の配給が可能なように、平時から備蓄による食料の確保を推進する。
・ 輸送及び被災者への備蓄物資供給の利便を考慮し、輸送距離の均一化を図るとともに、道路や橋梁の被害の影響を最小限に抑えるため、きめ細やかな分散備蓄体制を整備する。
・ 広域的な受援も視野に入れた物資の調達に努めるとともに、必要に応じて自治体間での共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。

（5）保健医療・福祉

（災害時医療体制の整備）

- 甚大な被害をもたらす大規模災害にも対応できるよう、初期医療救護活動体制、後方医療体制の整備及び医薬品・医療資器材の確保等に努める。
- 災害時の初期医療を円滑かつ迅速に実施するため、通信手段の確保、市本部救急医療調整班の準備活動、区医師会との協力体制等の初期医療救護活動体制の整備を行う。

（「避難行動要支援者」支援の充実）

- 避難行動要支援者への支援については、地域の実情に応じた対応ができるよう避難行動要支援者の情報把握、情報伝達、避難支援、避難所でのケアなど、支援全般について検討し、市民が主体となった支援体制の整備に努める。
- 自助、共助、公助の各役割分担を明確にするとともに、地域における自主防災組織による避難行動要支援者の避難支援の取組みが効果的に進展するよう自主防災活動の支援を行う。

（6）産業

（中小企業に対する事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）の取組み支援）

- 事業者が、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、被災による業務中断という事態にならないよう積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定し、運用できるよう、働きかける。

（7）環境

（管理化学物質の災害予防対策）

- 改正大阪府化学物質管理制度により一定規模以上の事業所に義務付けられた「大規模災害に備えたリスク低減対策についての計画書の提出」を着実に履行させていく。
- また、化学物質管理の事例紹介に係るセミナーの開催などにより、事業者に対して環境リスク低減対策の検討・実施を働きかけ、管理化学物質による災害発生の未然防止についての意識の高揚を図る。

（災害廃棄物の適正処理）

- 災害時の津波堆積物等の災害廃棄物を適正に処理し、被災地域周辺の衛生状態を保持するために、平常時から早期の復旧・復興の支障とならないように処理体制の確保を推進する。

(8)情報通信

(迅速・的確な情報連絡体制確保)

- 災害対策本部と各部、各区本部等をネットワーク化し、災害時の初期初動体制に必要な情報の迅速かつ正確な収集、処理、分析を行うとともに、的確な災害応急対策を実施するため、今後もさらに多様な情報の伝達を可能とするよう方法等の充実に努める。
- 災害時においては、地震情報、被害情報、避難情報等の収集及び災害応急対策活動に必要な指揮指令の伝達など、各種の通信量が飛躍的に増大する。このための通信の混乱を防ぎ、迅速・的確に処理できるよう有線通信施設及び無線通信施設の整備・拡充を図っていく。

(災害時の市民への広報体制の整備・充実)

- 災害時の広報活動体制について、迅速・的確な広報を実施し、市民等の混乱や被害そのものを最小限に抑えるよう、平時より各種の報道機関等との連携に努める。
- 市外へ避難する市民に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。
- 緊急広報及び一般広報の方法の多様化に努める。

２．対応方策の重点化　STEP5

・ 地域防災ＡＰでは、取組期間を平成 36 年度までとし、そのうち 29 年度までを「集中取組期間」として重点的に取組むこととしていることから、強靭化地域計画の取組期間も「地域防災ＡＰ」と整合を図り、取組期間を平成 36 年度までとし、そのうち 29 年度までを「集中取組期間」として重点的に取組むこととする。

第５章　計画推進の方策

１．ＰＤＣＡサイクルによる推進

・ 地域計画に基づく対応方策を計画的・効果的に推進するために、対応方策の進捗状況を毎年度集約し目標達成度の評価を行い、ＰＤＣＡサイクルを通じた見直し・改善を行っていく。

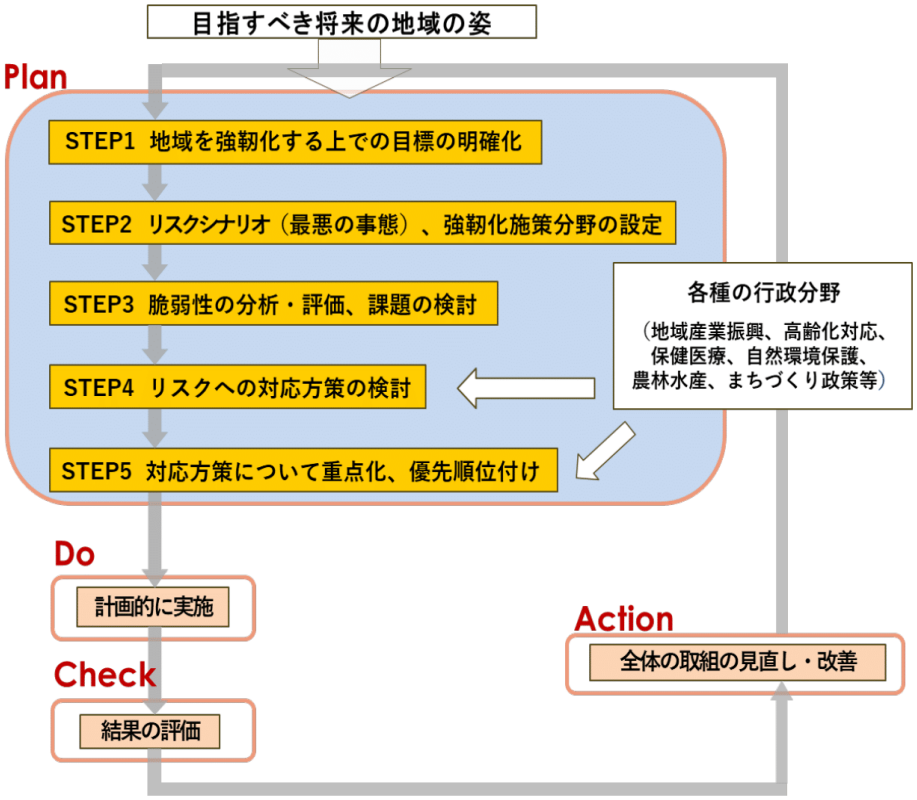

図　基本的な進め方

（国土強靭化地域計画策定ガイドライン（第４版）（平成 29 年 6 月）より）

２．推進体制

・ 本計画は、基本的な方針に示すように、地域防災ＡＰを柱として策定するものであるが、今後、「経済成長」や「地方創生」、また「副首都・大阪」の取組み等を考慮した新たな取組みを計画に反映することとし、毎年度の進捗管理に併せて内容の見直し等を図るとともに、大阪市強靭化地域計画策定チーム会議の推進体制等の見直しを図る。

＜用語集＞

あ行

MCA 無線　：P103

複数の通信チャンネルを多くの利用者が共用する一般業務用の陸上移動無線システム。（MCA：Multi-Channel Access の略）

か行

帰宅困難者　：P14～15、P23、P33、P37、P84、P96

勤務先や外出先等に於いて地震などの自然災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった者。

共同備蓄　：P35、P88、P140

自治体単独では備蓄が難しい物資やスケールメリットが見込まれる物資の備蓄方法。

緊急消防援助隊　：P27、P36、P65、P70、P94

被災地の消防力のみでは対応が困難な大規模・特殊な災害の発生に際して、発災地の市町村長・都道府県知事あるいは消防庁長官の要請により出動し、現地で都道府県単位の部隊編成がなされた後、災害活動を行う部隊及び制度。

航路啓開　：P35～36、P42～P46、P49、P51、P89、P91、P93、P109、P114、P116～P119、P122、P128、P136

被災地との緊急輸送を確保するため、港湾や河川等の水中のがれきや障害物を取り除き、船舶が航行出来るようにすること。

コージェネレーション　：P114

天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム。

さ行

災害多言語支援センター　：P60

大地震などの災害が発生した際に、日本語が十分理解できないために行政機関等が発信する情報を享受できない、又は地震等の災害経験が少ないことが原因で精神的な不安を抱えている外国人住民を支援するために、多言語で災害に係る情報を提供する機関。

サプライチェーン　：P3、P22～23、P42～43、P45、P52、P109、P111、P114、P119

・ 原料調達・製造・物流・販売・廃棄等、一連の流れ全体をいう。

た行

地区内閉塞度　：P64

被災場所から、細街路、6m以上の生活道路を通じて、避難路など周縁部まで避難できる確率を5段階で評価したもの。（レベル1または2であれば避難確率が97%以上であり、危険性は低い。）

長期湛水　：P26、P46、P31、P51、P78～79、P138、P140

市街地等の浸水が、排水施設の被災等により長期間にわたって解消されない状態。

津波避難施設（津波避難ﾋﾞﾙ、水害時避難ﾋﾞﾙ）　：P57～58

市民等が津波・水害から一時的または緊急に避難・退避する施設。

道路啓開　：P23、P34～P37、P42～P47、P49、P51、P87、P91、P93、P95、P97、P114、P116～119、P122、P125、P128、P136

被災地との緊急輸送を確保するため、道路において最低1車線分の緊急車両の通行帯を確保すること。

は行

ハザードマップ　：P27、P29、P31、P61、P74、P77、P81、P84、P140

洪水や津波等の自然災害に対して、被害が予測される区域および避難地等が記載されている地図。本市では、水害ハザードマップ（H27.2）を作成している。

避難行動要支援者　：P28～29、P31、P61、P74、P77、P81、P84、P140

要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者。

BCP（業務継続計画）　：P39、P42～43、P101、P109、P139、P141

ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても取り組むべき、最低限の非常時優先業務を特定し、その業務を継続・早期復旧させるための計画。（BCP：Business Continuity Plan の略。）

不燃領域率　：P64

地区内における一定規模以上の道路や公園等の空地面積と、地区内の全建築物建築面積に対する耐火建築物等の建築面積の比率から算定される、地区面積に対する不燃化面積の割合。

防災骨格形成率　：P64

「骨格路線の整備完了延長／骨格路線全延長」により算出。

＊ 骨格路線とは、防災骨格を形成する都市計画道路（鉄道・河川等を除く）

や行

優先地区　：P6、P64

老朽住宅の密集市街地の整備を進めるにあたり、特に優先的な取り組みが必要な地区。

要配慮者　：P32、P49、P81～82、P130

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者。

ら行

リダンダンシー　：P111

「冗長性」、「余剰」を意味する英語であり、国土計画上では、自然災害等による障害発生時に、一部区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されている様な性質を示す。

流通備蓄　：P35、P90

購入した備蓄物資を企業の流通ルートに乗せることにより、企業の倉庫で保管してもらう備蓄方法。